

第2期小田原市
子ども・子育て支援事業計画
(改定版)

すこやかに子どもを育む地域の環

子育て安心都市小田原

(令和2年度～令和6年度)

はじめに

近年の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化を背景に、子育てに対する不安や負担感を覚える家庭が増えています。また、待機児童を始めとし、経済的・教育的な格差などが要因となり生じる子どもの貧困やヤングケアラー、児童虐待が社会問題化するなど、子どもと子育てをめぐる様々な課題への対応はますます重要になってきています。

こうした中、令和元年に「子どもの貧困対策推進法」が改正され、市町村における子どもの貧困対策推進計画の策定が努力義務化されました。子どもの貧困対策は、経済的な困窮だけでなく、様々な角度から、子どもとその家庭への支援に取り組んでいくことが重要であるため、子育て支援に関して全方位的に網羅されている「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに合わせ、本計画を包含した計画へと改定しました。

また、今回の中間見直しに伴う改定においては、本市の実情に合わせた子育て支援事業の確保方策を一部改定するとともに、児童福祉部門と母子保健部門の統合を始めとする、子ども・子育て支援のさらなる充実を図るための新たな取組を位置付けました。

本市では、令和4年度にスタートした第6次総合計画「2030ロードマップ1.0」において、重点施策として「教育・子育て」を位置付け、その取組の一つに「子ども・子育て支援」を掲げています。妊娠期から出産、子育てなどに関する親の不安や悩みを、誰もが気軽に相談できる体制を整えていくとともに、行政、学校、地域住民、地域活動団体や事業者の皆様との連携をより一層図り、子どもたちの声を大切にしながら、すべての子どもが夢や希望をもって成長できるまちの実現に向け、取組を推進してまいります。

結びに、計画の改定にあたり、ご尽力をいただきました「小田原市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、子どもの生活実態調査にご協力いただいた市民の皆様、パブリックコメントなどを通して貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた市民の皆様、ならびに関係者各位に心からお礼申し上げます。

令和5年3月

小田原市長 守屋 輝彦

小田原市子ども・子育て支援事業計画

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1. 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2. 計画の位置付け | 2 |
| 3. 計画期間 | 2 |
| 4. 計画策定に向けた取組 | 3 |
| (1) 小田原市子ども・子育て会議の開催 | 3 |
| (2) 小田原市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査の実施 | 3 |
| (3) 小田原市子どもの生活実態調査の実施 | 3 |
| 第2章 子どもと子育てを取り巻く状況 | 4 |
| 1. 小田原市の現状 | 4 |
| (1) 人口と世帯の状況 | 4 |
| (2) 少子化の動向 | 9 |
| (3) 保育環境・教育環境の状況 | 15 |
| 2. ニーズ調査の結果概要 | 17 |
| (1) 未就学児調査 | 18 |
| (2) 就学児調査（小学校1年生～3年生） | 31 |
| 3. 生活実態調査の結果概要 | 38 |
| (1) 調査結果 小学5年生・中学2年生 | 39 |
| (2) 調査結果 保護者 | 50 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 62 |
| 1. 基本理念 | 62 |
| 2. 基本的な視点 | 63 |
| 3. 基本目標 | 64 |
| 4. 施策の体系 | 66 |
| 第4章 施策の展開 | 67 |
| 基本施策1 地域における子育ての支援 | 67 |
| 基本施策2 子どもや母親の健康増進 | 72 |
| 基本施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 | 75 |
| 基本施策4 子育てを支援する生活環境の整備 | 77 |
| 基本施策5 仕事と子育てとの両立の推進 | 78 |
| 基本施策6 子ども等の安全確保 | 80 |
| 基本施策7 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進 | 81 |

| | |
|--|-----|
| 基本施策8 子どもの貧困対策の推進 | 84 |
| 第5章 子ども・子育て支援法に基づく実施計画 | 85 |
| 1. 子ども・子育て支援法に基づいて記載する内容 | 85 |
| (1) 子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育 | 86 |
| (2) 地域子ども・子育て支援事業 | 87 |
| (3) 子育てのための施設等利用給付 | 88 |
| 2. 区域の設定 | 89 |
| 3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容 | 92 |
| (1) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保内容 | 92 |
| (2) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について | 101 |
| (3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について | 102 |
| 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容 | 103 |
| (1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、地域子育てひろば） | 103 |
| (2) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象） | 103 |
| (3) 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、 子育て短期支援事業（トワイライトステイ） | 104 |
| (4) 病児・病後児保育事業 | 104 |
| (5) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象） | 105 |
| (6) 利用者支援事業 | 105 |
| (7) 妊婦に対する健康診査 | 106 |
| (8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） | 107 |
| (9) 養育支援訪問事業 | 107 |
| (10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 108 |
| (11) 延長保育事業 | 109 |
| (12) 子育て短期支援事業（ショートステイ） | 109 |
| (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業） | 109 |
| (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業） | 109 |
| 5. その他の記載事項 | 110 |
| (1) 産休後、育休後における施設の円滑な利用の確保に関する事項 | 110 |
| (2) 子どもの専門的な知識、技術を要する支援に関する県が行う施策との連携に関する事項 | 110 |
| (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備 に関する施策との連携に関する事項 | 110 |
| 第6章 小田原市子どもの貧困対策推進計画 | 111 |
| 1. 子ども・子育て支援事業計画への位置付け | 111 |
| 2. 施策の展開 | 111 |
| 重点施策1 | 112 |

| | |
|--------------------------|-----|
| 重点施策2 | 113 |
| 重点施策3 | 117 |
| 重点施策4 | 117 |
| 重点施策5 | 119 |
| 3. 子どもの貧困対策を着実に推進していくために | 121 |
| | |
| 第7章 計画の推進 | 122 |
| 1. 計画の推進体制 | 122 |
| 2. 計画の進行管理 | 122 |
| 3. 実施状況の点検・評価 | 122 |
| 4. 実施状況の公表 | 122 |
| | |
| 参考資料 | 123 |
| 1. 小田原市子ども・子育て会議委員名簿 | 124 |
| 2. 計画改定の経緯 | 125 |
| 3. 関連法（抜粋） | 127 |

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

子育てや子どもの育ちをめぐる環境の変化を背景に、子どもと子育てをしている人たちに必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年8月に子ども・子育て支援法などの、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度、「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

これを受け国では、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和3年度までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備すること、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととしました。

本市では、平成17年度から推進してきた「小田原市次世代育成支援対策行動計画」を継承しながら、すべての子どもに良質な成育環境と、実情に応じた支援が適切に提供できるよう、平成27年度から「小田原市子ども・子育て支援事業計画」を推進してきましたが、令和元年度末に計画最終年度を迎えたことから、引き続きすべての子どもに良質な成育環境を保障し、地域の実情に応じた支援が適切に提供されていくよう、子育て世帯の利用希望を把握した上で、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に対する量の見込みと提供体制の確保内容を盛り込んだ「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

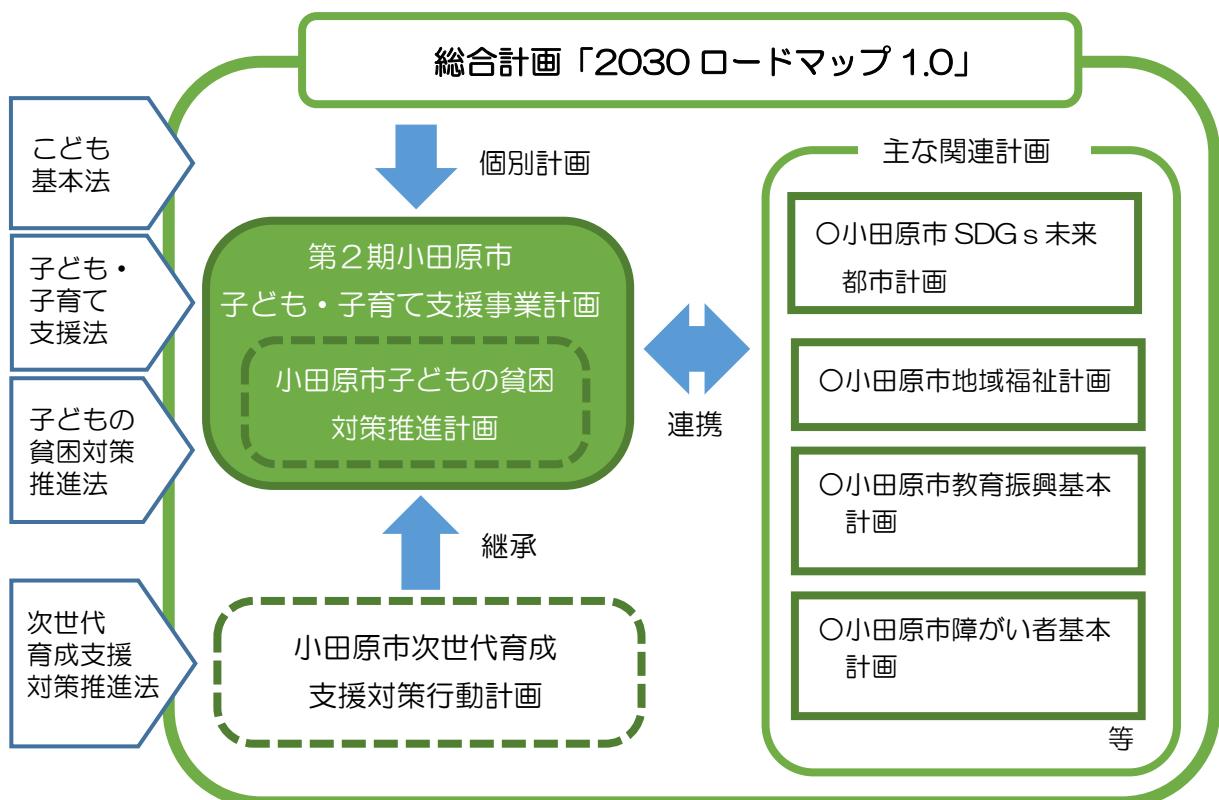
2. 計画の位置付け

本計画は子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の質及び量の確保や、法に基づく業務の円滑な実施などについて定めます。また、児童福祉法に規定する保育所及び幼保連携型認定子ども園の整備に関する市町村整備計画を兼ねるとともに、子どもの貧困対策推進法に関する施策を含めます。

本計画の策定にあたっては、本市の総合計画である「2030ロードマップ1.0」の施策の方向やその他の関連計画とも連携し、整合を図ります。

なお、広く次世代育成支援の観点から総合的に施策を推進するために、本計画は「次世代育成支援対策行動計画」を継承し、改正後の次世代育成支援対策推進法に基づく計画としても位置付けます。

◆ 子ども・子育て支援事業計画の位置付け



3. 計画期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中は施策の実施状況の点検、評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

◆ 計画期間

| 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | | | | | | |
| 小田原市子ども・子育て支援事業計画 | | | | | 見直し | | | | |
| 第2期小田原市 子ども・子育て支援事業計画 (※令和5年3月に「小田原市子どもの貧困 対策推進計画」を包含した計画へ改定) | | | | | | | | | |

4. 計画策定に向けた取組

(1) 小田原市子ども・子育て会議の開催

本市の子ども・子育て支援事業計画を定めるにあたり、子どもの保護者や子ども・子育て支援に係る関係者からの意見を聞くため、小田原市附属機関設置条例に基づき「小田原市子ども・子育て会議」を開催し、子どもの保護者に加え、幼稚園、保育所、地域子育て支援事業、放課後児童クラブ、児童相談所などの子ども・子育て支援事業の従事者、有識者、事業者団体の関係者など、子ども・子育て支援に関する様々な立場から 16 名の方に参画いただきました。

(2) 小田原市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査の実施

子ども・子育て支援事業計画における、各年度の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての量の見込みの設定や、子ども・子育て支援給付管理システムの構築を行うための基礎資料を得るために、平成 30 年 11 月 1 日時点の住民基本台帳を用いて、平成 30 年 12 月 8 日から 12 月 27 日にかけて、市内の子育て世帯を対象としたニーズ調査を行いました。

→（調査結果概要） 17 ページ

(3) 小田原市子どもの生活実態調査の実施

本市における子どもの生活実態を把握するとともに、子どもの貧困対策推進計画の策定等、子育て世帯への施策に役立てるため、令和 3 年 10 月 12 日から 11 月 5 日にかけて、市内の子ども及び保護者を対象に、生活の状況等に関する調査を実施しました。

→（調査結果概要） 38 ページ

第2章 子どもと子育てを取り巻く状況

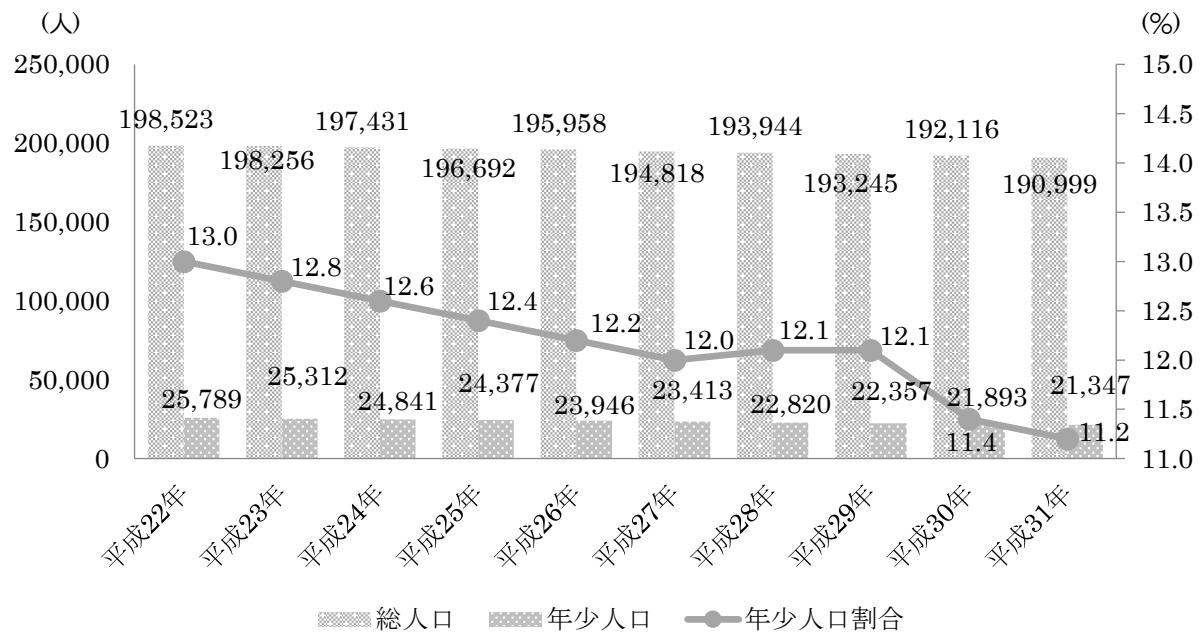
1. 小田原市の現状

国勢調査や県・市の統計データから、本市の子どもと子育てを取り巻く状況を分析しました。

(1) 人口と世帯の状況

◆ 人口と年少人口の推移

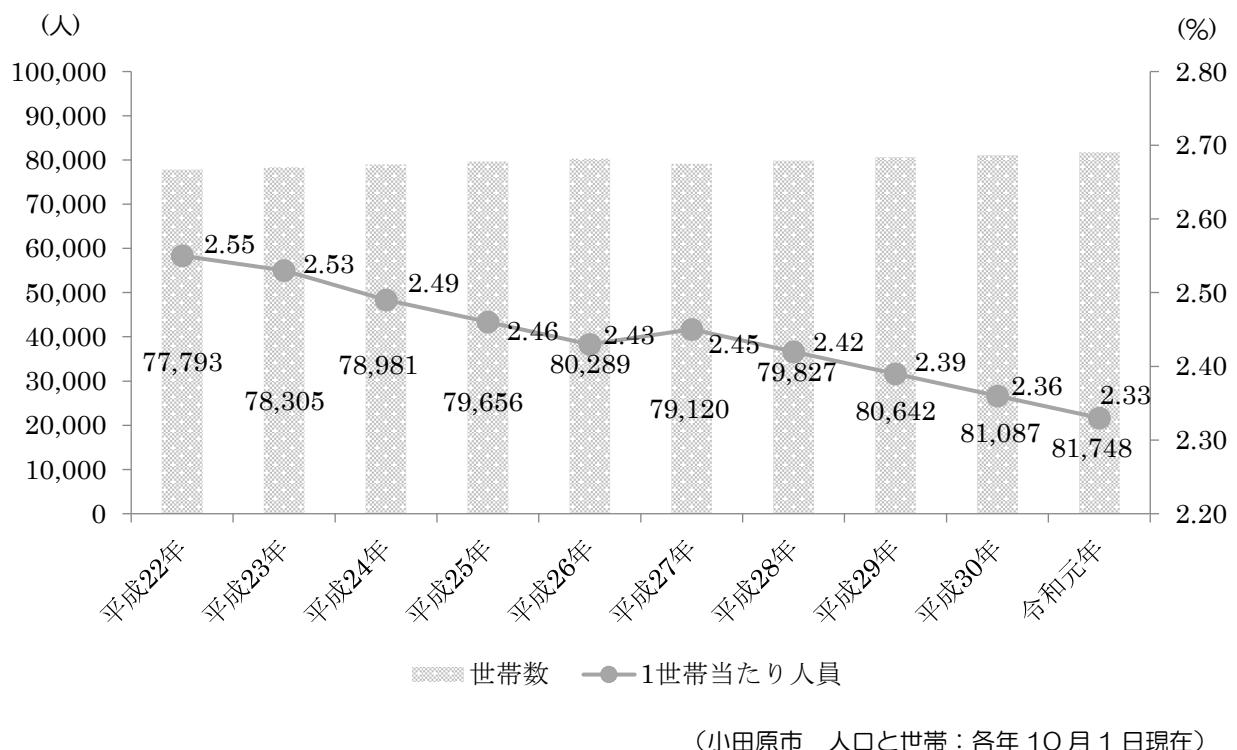
人口は、平成31年現在、190,999人で微減傾向となっています。年少人口（15歳未満）は、平成31年現在、21,347人で平成22年より4,442人減少しており、年少人口割合は平成22年と比べ1.8ポイント減少しています。



（神奈川県年齢別人口統計調査：各年1月1日現在）

◆ 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

世帯数は増加傾向で推移し、令和元年現在、81,748世帯となっています。一方、一世帯当たりの人員は減少傾向で推移しており、令和元年現在、2.33人で核家族化が進行していることがうかがえます。



◆ 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯を見ると、平成 27 年には総世帯数 79,007 世帯の約 59.0% を核家族世帯が占めています。特に「夫婦のみ」世帯と「女親と子ども」、「男親と子ども」世帯の増加が顕著になっています。また、その他の親族世帯では、「夫婦、子どもと両親」の世帯が減少しています。

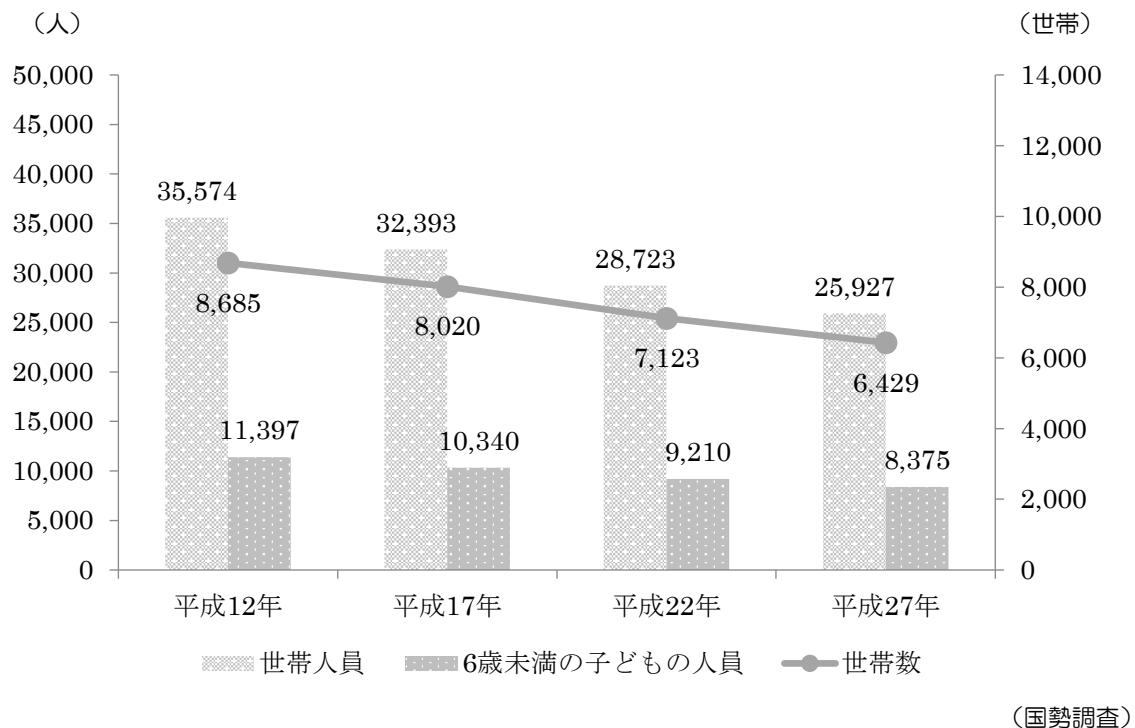
(単位：世帯)

| 家族類型別世帯数 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 | 6 歳未満親族のいる世帯 (27 年再掲) | 18 歳未満親族のいる世帯 (27 年再掲) |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|--------------------------|---------------------------|
| 総世帯数 | 71,379 | 74,064 | 77,532 | 79,007 | 6,429 | 17,014 |
| A 親族世帯 | 53,716 | 54,214 | 54,411 | 53,932 | 6,428 | 16,933 |
| I 核家族世帯 | 43,512 | 44,571 | 45,721 | 46,460 | 5,537 | 13,959 |
| 1 夫婦のみ | 12,847 | 14,068 | 15,250 | 16,280 | — | — |
| 2 夫婦と子ども | 24,760 | 23,779 | 23,198 | 22,436 | 5,243 | 12,250 |
| 3 男親と子ども | 945 | 1,049 | 1,130 | 1,191 | 16 | 164 |
| 4 女親と子ども | 4,960 | 5,675 | 6,143 | 6,553 | 278 | 1,545 |
| II その他の親族世帯 | 10,204 | 9,643 | 8,690 | 7,472 | 891 | 2,974 |
| 5 夫婦と両親 | 334 | 337 | 345 | 277 | — | — |
| 6 夫婦とひとり親 | 949 | 1,083 | 1,113 | 984 | — | — |
| 7 夫婦、子どもと両親 | 2,309 | 1,951 | 1,534 | 1,124 | 258 | 799 |
| 8 夫婦、子どもとひとり親 | 3,922 | 3,434 | 2,871 | 2,301 | 274 | 1,025 |
| 9 夫婦と他の親族 (親、子どもを含まない) | 164 | 173 | 155 | 153 | 2 | 21 |
| 10 夫婦、子どもと他の親族 (親を含まない) | 640 | 691 | 705 | 674 | 115 | 446 |
| 11 夫婦、親と他の親族 (子どもを含まない) | 173 | 169 | 124 | 116 | 13 | 20 |
| 12 夫婦、子ども、親と 他の親族 | 614 | 529 | 448 | 347 | 154 | 273 |
| 13 兄弟姉妹のみ | 356 | 409 | 458 | 516 | 1 | 3 |
| 14 他に分類されない親族 世帯 | 743 | 867 | 937 | 980 | 74 | 387 |
| B 非親族世帯 | 332 | 492 | 791 | 374 | 1 | 27 |
| C 単独世帯 | 17,331 | 19,358 | 22,295 | 24,584 | — | 54 |

(国勢調査)

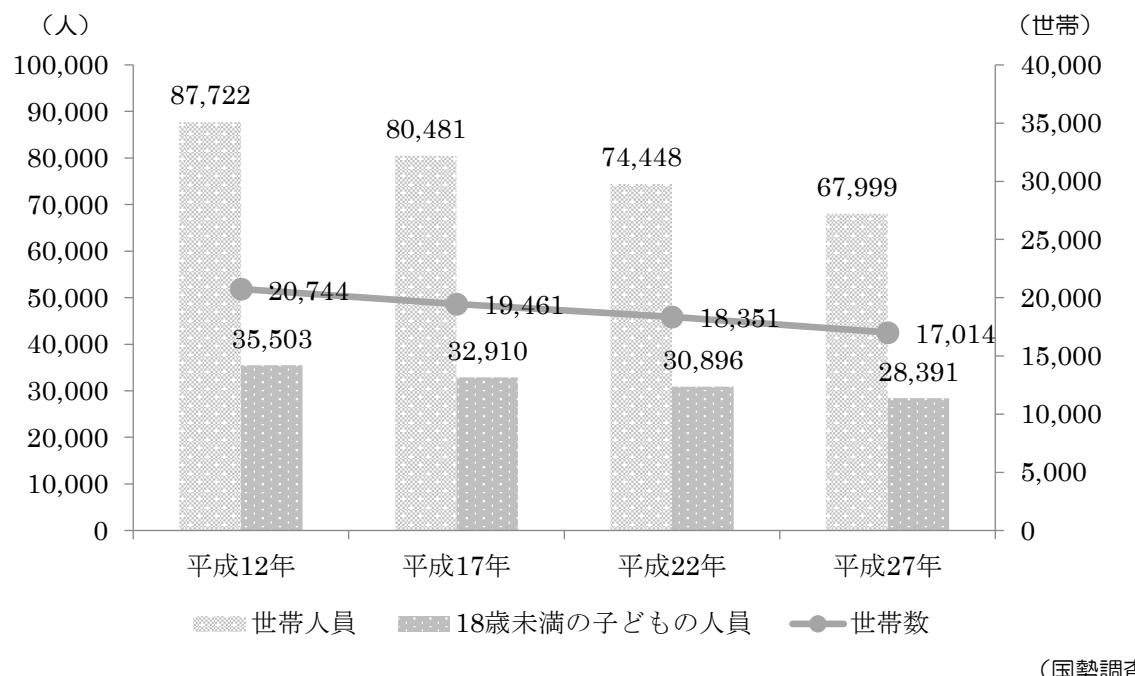
◆ 6歳未満の子どものいる世帯の推移

国勢調査によると、6歳未満の子どものいる世帯は、平成27年現在、6,429世帯で、世帯人員は25,927人、1世帯当たりの世帯人員は約4.0人となっています。また、世帯中の6歳未満の子どもは8,375人で減少傾向です。



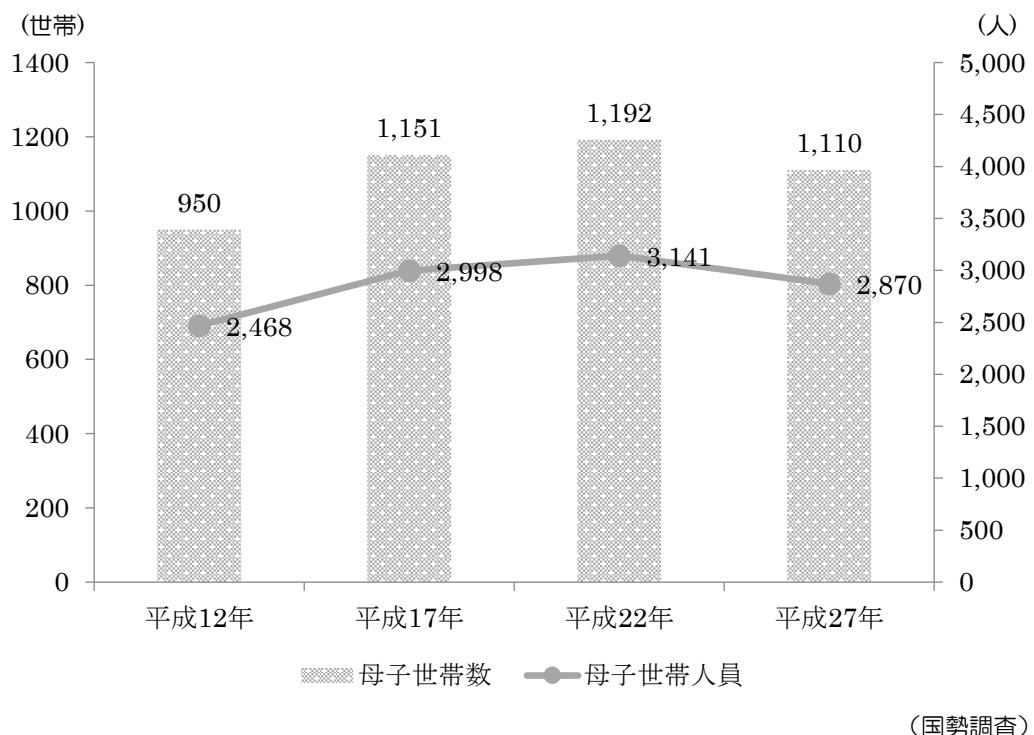
◆ 18歳未満の子どものいる世帯の推移

国勢調査によると、18歳未満の子どものいる世帯は、平成27年現在、17,014世帯で、世帯人員は67,999人、1世帯当たりの世帯人員は約4.0人となっています。また、世帯中の18歳未満の子どもは28,391人で減少傾向です。



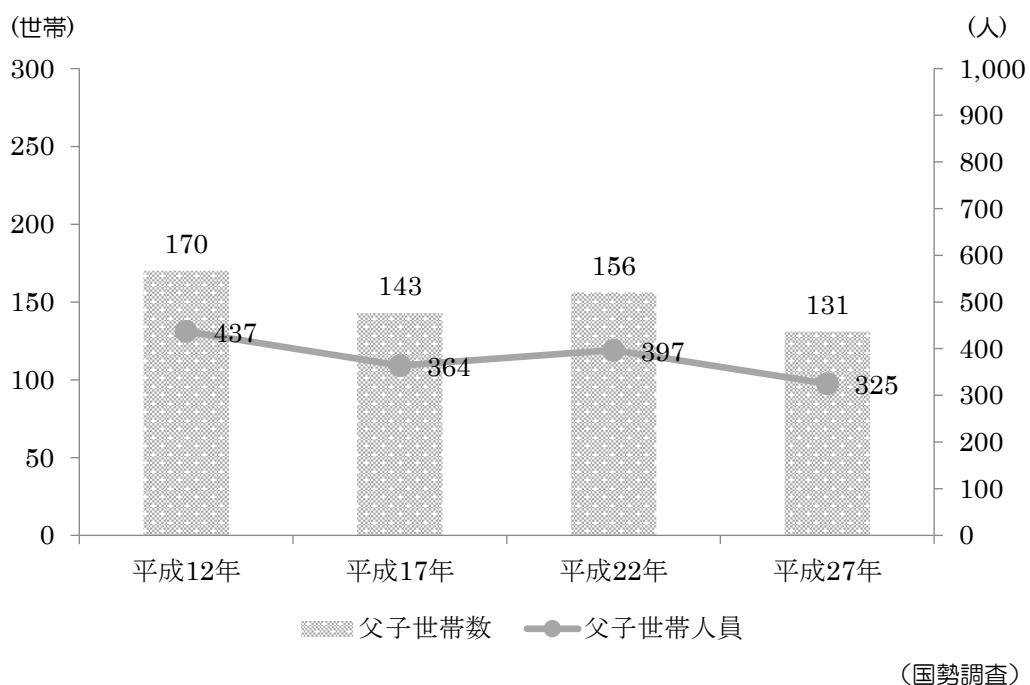
◆ 母子世帯の推移

国勢調査によると母子世帯数は平成 12 年から平成 22 年にかけて増加していますが、平成 27 年は 1,110 世帯となっています。また、母子世帯人員は平成 27 年現在、2,870 人で 1 世帯当たりの世帯人員は約 2.6 人となっています。



◆ 父子世帯の推移

国勢調査によると父子世帯数は、平成 27 年現在、131 世帯で世帯人員は 325 人となっており、1 世帯当たりの世帯人員は約 2.5 人となっています。

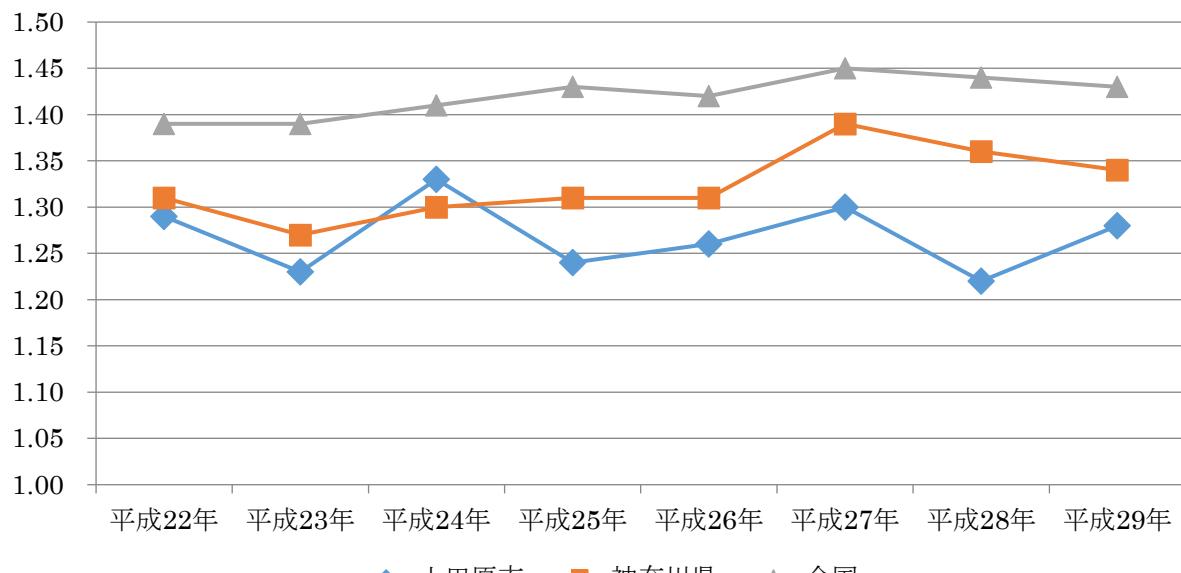


(2) 少子化の動向

◆ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移を見ると、本市では平成28年に減少したものの、おおむね横ばい状態にあります。県平均と比較しても、おおむね同水準となっている状況です。

| | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小田原市 | 1.29 | 1.23 | 1.33 | 1.24 | 1.26 | 1.30 | 1.22 | 1.28 |
| 神奈川県 | 1.31 | 1.27 | 1.30 | 1.31 | 1.31 | 1.39 | 1.36 | 1.34 |
| 全国 | 1.39 | 1.39 | 1.41 | 1.43 | 1.42 | 1.45 | 1.44 | 1.43 |

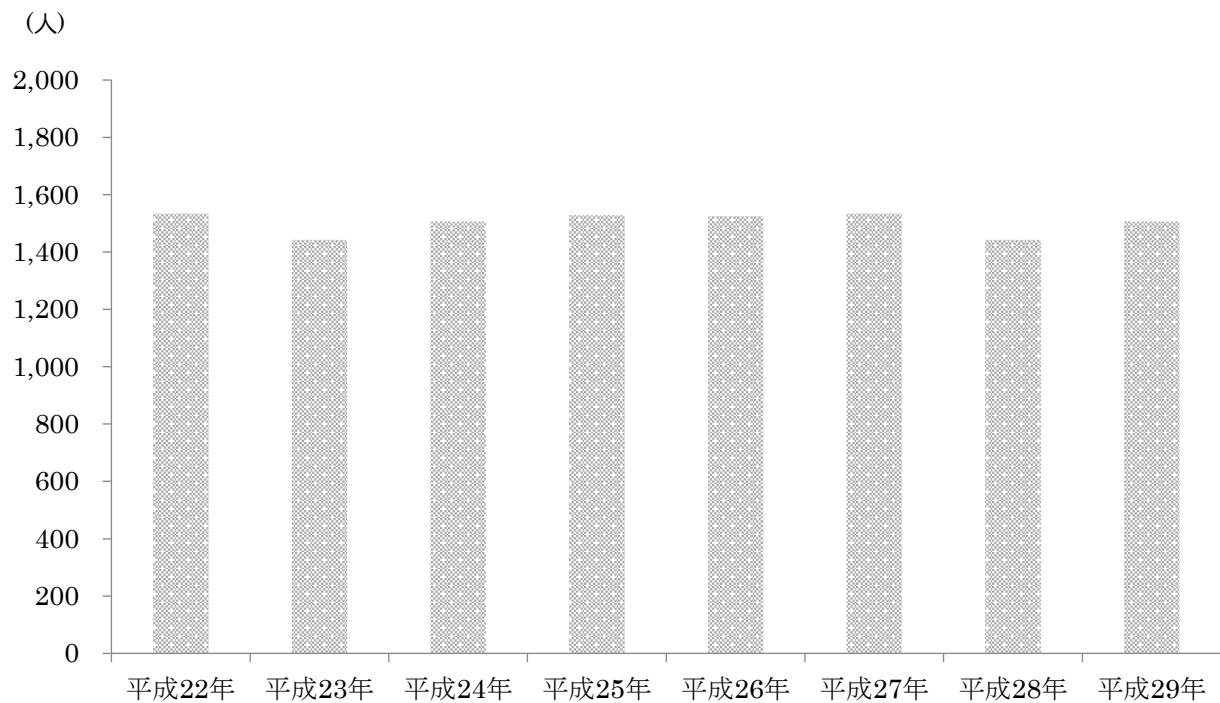


(神奈川県衛生統計年報)

◆ 出生数の推移

出生数の推移は、市、県、国ともに減少傾向にあります。平成29年における市の出生数は平成28年と比べ微増となっています。

| | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小田原市 (出生数) | 1,534 | 1,442 | 1,506 | 1,365 | 1,357 | 1,364 | 1,250 | 1,262 |

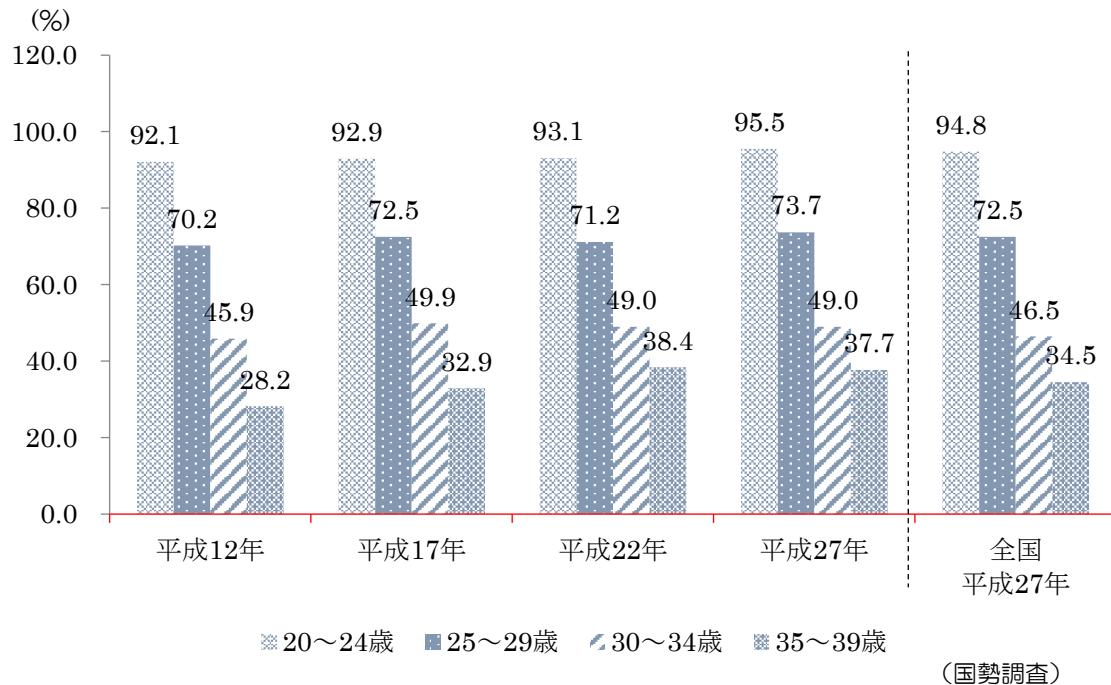


(人口動態調査・神奈川県衛生統計年報)

◆ 未婚率の推移（男性）

国勢調査によると平成 27 年の男性の未婚率は 20～24 歳が 95.5%、25～29 歳が 73.7% といずれも平成 22 年と比べると増加しています。

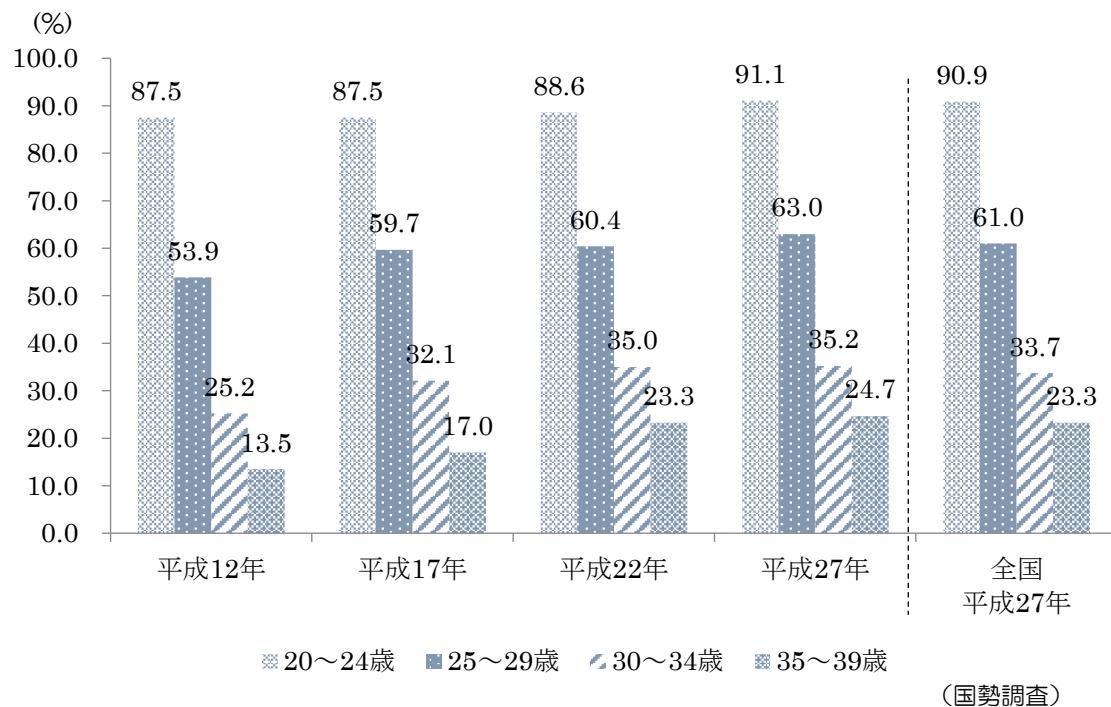
また、各年齢層において全国よりも高い未婚率となっています。



◆ 未婚率の推移（女性）

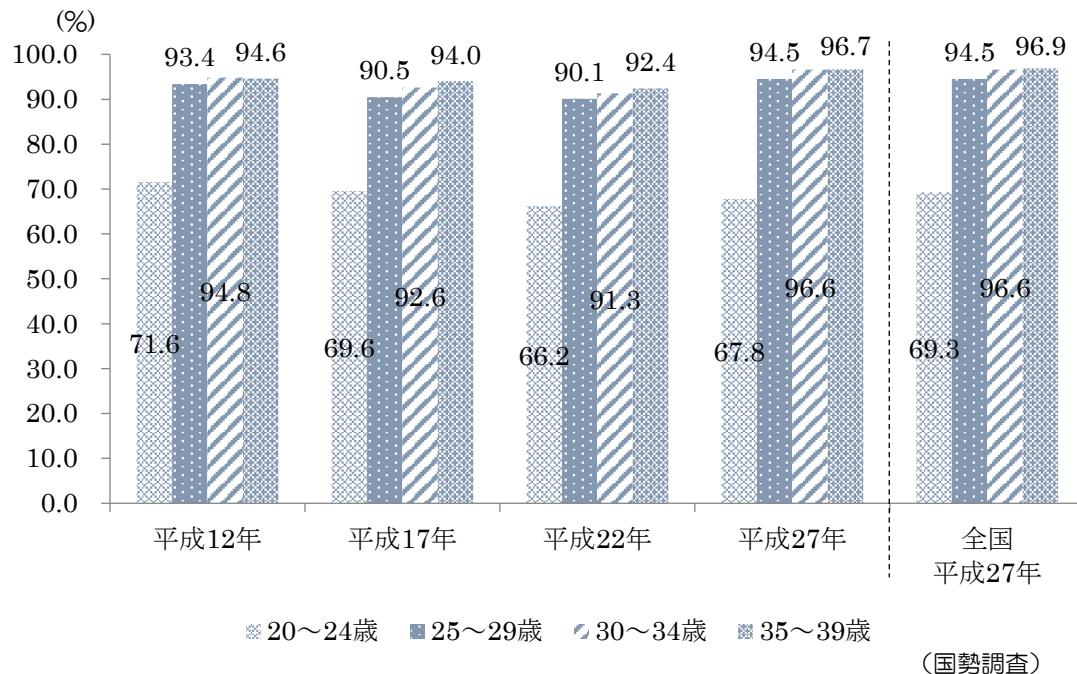
国勢調査によると平成 27 年の女性の未婚率は 20～24 歳が 91.1%、25～29 歳が 63.0% といずれも平成 22 年と比べると増加しています。

また、各年齢層において全国よりも高い未婚率となっています。



◆ 年齢別労働率の推移（男性）

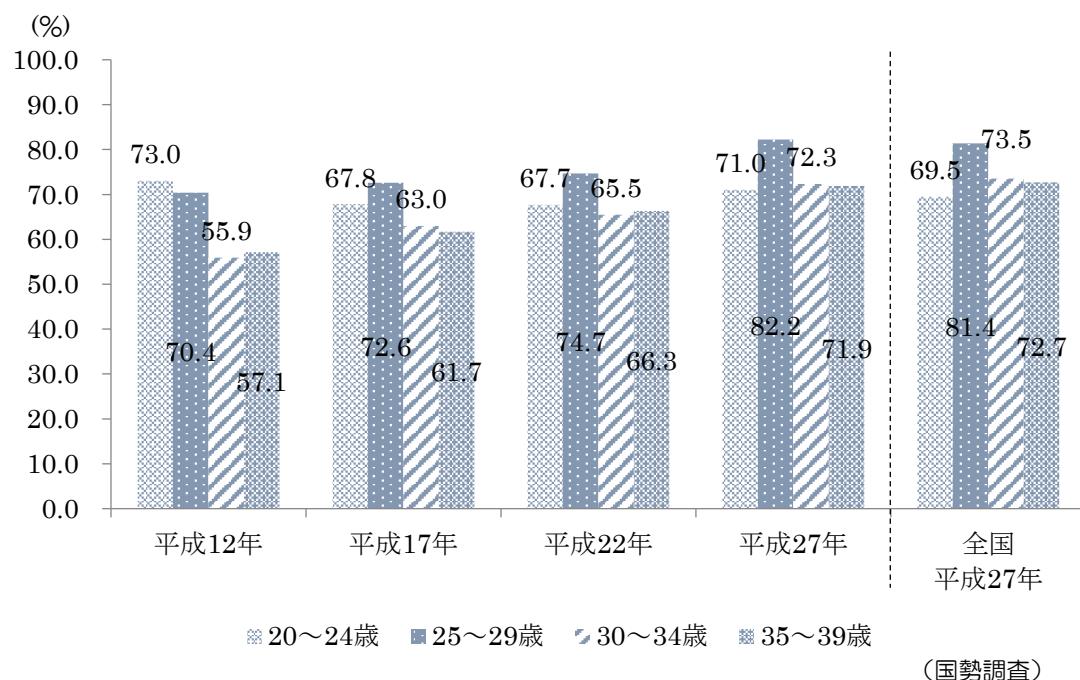
国勢調査によると平成 27 年の男性の労働力率は、各年齢層において平成 22 年と比べて増加しています。また、各年齢層とも全国と比べて概ね同水準となっています。



◆ 年齢別労働率の推移（女性）

国勢調査によると平成 27 年の女性の労働力率は、各年齢層において平成 22 年と比べて増加しています。特に 25~29 歳、30~34 歳は約 7 ポイント増加しております。

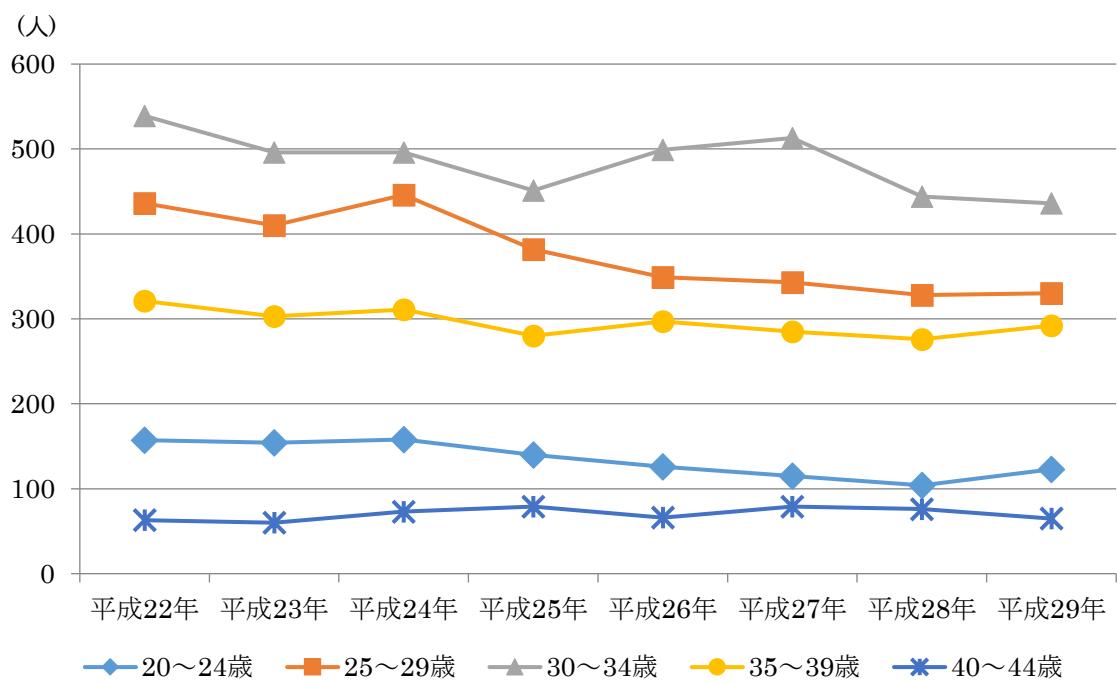
また、各年齢層ともに全国と比べ同水準となっています。



◆ 母の年齢階級別出生数の推移

母の年齢階級別出生数は、30～34歳が他の階級と比較し最も多くなっています。また、20～24歳、25～29歳、35～39歳は平成28年と比べて増加しています。

| | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総数 | 1,534 | 1,442 | 1,506 | 1,365 | 1,357 | 1,364 | 1,250 | 1,262 |
| 15歳未満 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 15～19歳 | 16 | 18 | 17 | 31 | 18 | 27 | 18 | 16 |
| 20～24歳 | 157 | 154 | 158 | 140 | 126 | 115 | 104 | 123 |
| 25～29歳 | 436 | 410 | 446 | 382 | 349 | 343 | 328 | 330 |
| 30～34歳 | 539 | 496 | 496 | 451 | 499 | 513 | 444 | 436 |
| 35～39歳 | 321 | 303 | 311 | 280 | 297 | 285 | 276 | 292 |
| 40～44歳 | 63 | 60 | 73 | 79 | 66 | 79 | 76 | 65 |
| 45歳以上 | 2 | 1 | 5 | 2 | 2 | 2 | 4 | 0 |



(神奈川県衛生統計年報)

◆ 婚姻数の推移

| | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 婚姻数 | 995 | 943 | 969 | 910 | 870 | 925 | 851 | 859 |

婚姻数は、平成27年に増えているものの、減少傾向となっています。

◆ 離婚数の推移

| | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 離婚数 | 365 | 389 | 395 | 341 | 358 | 374 | 333 | 347 |

離婚数は、平成22年度からほぼ横ばいとなっています。

(神奈川県衛生統計年報)

(3) 保育環境・教育環境の状況

◆ 保育所（園）の入所児童数

入所児童数は、私立保育所は増加傾向、公立保育所が減少傾向となっています。

(単位：人)

| | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入所児童数 (私立) | 2,503 | 2,531 | 2,620 | 2,594 | 2,590 | 2,615 | 2,644 | 2,680 | 2,738 |
| 入所児童数 (公立) | 571 | 562 | 554 | 525 | 500 | 488 | 483 | 468 | 364 |
| 合計 | 3,074 | 3,093 | 3,174 | 3,119 | 3,090 | 3,103 | 3,127 | 3,148 | 3,102 |

(各年4月1日現在 福祉行政報告例第54表)

◆ 保育所待機児童数

平成29年度以降減少傾向にあります。

(単位：人)

| | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳児 | 3 | 2 | 1 | 2 | 4 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 1歳児 | 8 | 11 | 9 | 7 | 6 | 9 | 8 | 8 | 6 |
| 2歳児 | 2 | 3 | 5 | 3 | 3 | 3 | 9 | 3 | 2 |
| 3歳児 | 4 | 6 | 2 | 6 | 2 | 6 | 5 | 5 | 2 |
| 4歳児以上 | 2 | 5 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 |
| 計 | 19 | 27 | 18 | 19 | 16 | 22 | 24 | 17 | 11 |

(各年4月1日現在)

◆ 幼稚園の在園児童数

在園児童数は減少傾向にあります。

(単位：人)

| | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 園児数 (私立) | 1,264 | 1,267 | 1,280 | 1,256 | 1,238 | 1,174 | 1,153 | 1,175 | 1,181 |
| 園児数 (公立) | 521 | 484 | 482 | 464 | 497 | 480 | 443 | 412 | 365 |
| 合計 | 1,785 | 1,751 | 1,762 | 1,720 | 1,735 | 1,654 | 1,596 | 1,587 | 1,546 |

(各年5月1日現在 学校基本調査)

◆ 放課後児童クラブの入所児童数

入所児童数は、年々増加傾向にあります。

(単位：人)

| | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入所児童数 | 1,166 | 1,139 | 1,141 | 1,212 | 1,403 | 1,513 | 1,557 | 1,542 | 1,701 |

(各年4月1日現在)

◆ 小学校・中学校の児童・生徒数

年々減少傾向です。

(単位：人)

| | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|------------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 児童数 | 10,635 | 10,425 | 10,048 | 9,866 | 9,606 | 9,396 | 9,255 | 9,131 | 9,089 |
| 中学校 生徒数 | 5,108 | 5,075 | 5,105 | 4,999 | 4,980 | 4,880 | 4,857 | 4,656 | 4,483 |

(各年5月1日現在 学校基本調査：公立小中学校の在籍数)

◆ 子どもを対象とした施設の数

(単位：箇所)

| 名称 | 設置数 |
|----------|-----|
| 保育所 | 34 |
| 幼稚園 | 16 |
| 認定こども園 | 2 |
| 公立小学校 | 25 |
| 公立中学校 | 11 |
| 届出保育施設 | 10 |
| 放課後児童クラブ | 41 |
| 街区公園 | 137 |
| 児童遊園地 | 53 |

(平成31年4月現在)

2. ニーズ調査の結果概要

第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、子育て世帯の就労状況やサービスに対するニーズ、小学生の生活状況などについて調査・分析を行いました。

調査は、平成30年11月1日時点の住民基本台帳を用いて、平成30年12月8日から12月27日までを調査期間とし、実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

【調査名称】小田原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

| 未就学児調査 | |
|--------|---|
| 調査対象 | 小田原市在住の未就学児童の保護者 |
| 調査方法 | 郵送配布及び回収 |
| 発送数 | 4,000 通 ※0歳～5歳のいる全世帯に送付。複数の未就学児がいる場合には、そのうちの一人の子どもに対し調査を実施 |
| 回収数 | 1,918 通 |
| 回収率 | 48.0% |

| 就学児調査 | |
|-------|-------------------------------------|
| 調査対象 | 小学校1年生から6年生の児童の保護者 |
| 調査方法 | 郵送配布及び回収 |
| 発送数 | 2,000 通 ※小学校1年生から6年生の各学年から無作為に抽出 |
| 回収数 | 908 通 |
| 回収率 | 45.4% |

(1) 未就学児調査

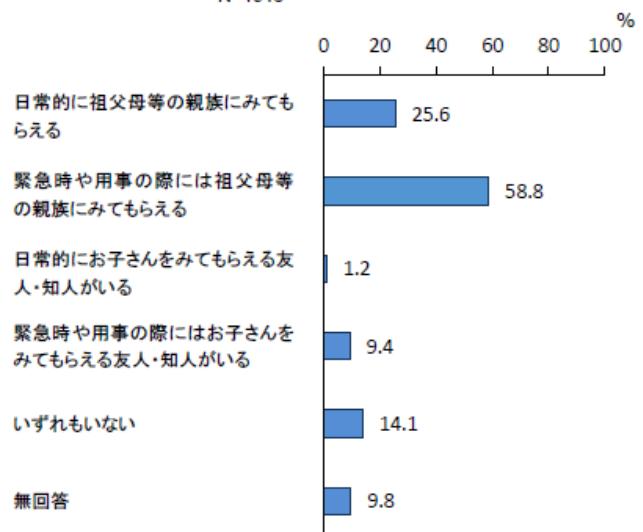
◆ 子育て世帯に対する周囲（親族や友人・知人）の支援の状況

<日頃子どもをみてもらえる親族・知人>

「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と答えた方が 58.8%と最も多く、次に「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と答えた方が 25.6%となっており、子育てにおいて祖父母等の親族の役割が大きいことが分かります。

一方「いずれもいない」と答えた方が 14.1%となっています。

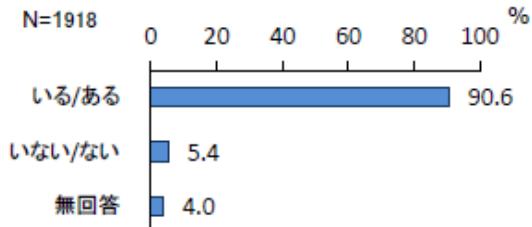
N=1918



<子育てのことを気軽に相談できる人がいるか>

「いる/ある」の割合が 90.6%、「いない/ない」の割合が 5.4%となっています。

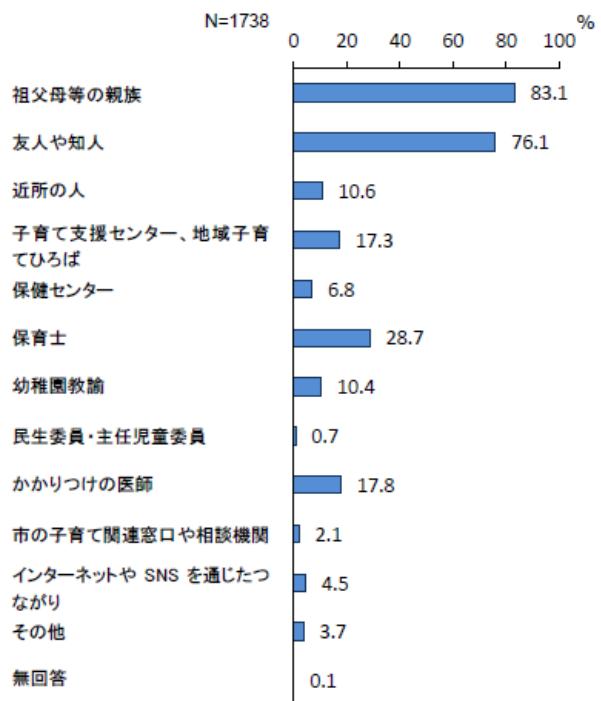
N=1918



<子育てのことを気軽に相談できる相手>

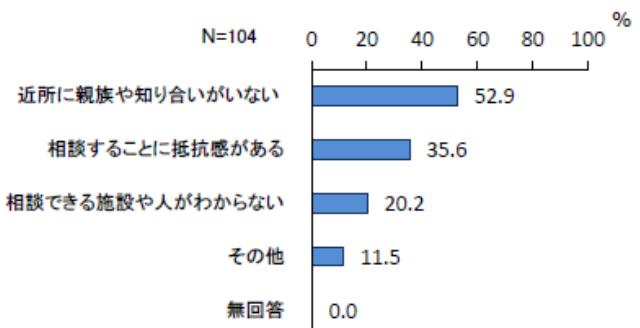
「祖父母等の親族」と答えた人の割合が83.1%と最も高く、次に「友人や知人」の割合が76.1%、「保育士」の割合が28.7%となっています。

その他、「かかりつけの医師」の割合が17.8%、「子育て支援センター、地域子育てひろば」の割合が17.3%と高くなっています。



<子育てのことを相談できる相手がない理由>

「近所に親族や知り合いがない」と答えた人の割合が52.9%と最も高く、次に「相談することに抵抗感がある」が35.6%、「相談できる施設や人がわからない」の割合が20.2%となっています。



まとめ

《未就学児世帯に対する周囲の支援》

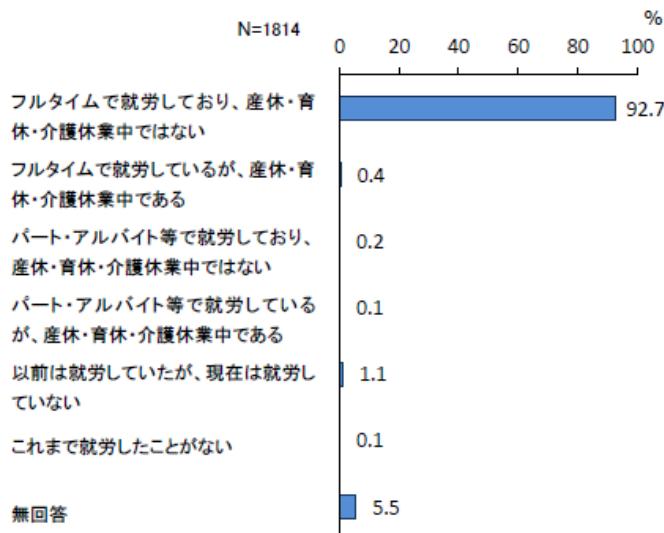
未就学児を持つ子育て世帯にとって、「祖父母等の親族」、「友人・知人」といった身近な人たちの存在が大変重要になっています。近隣に友人・知人が少ないので、相談相手の不在が不安感・孤立感につながる可能性があるため、友達づくりや地域につながるような支援のあり方、環境づくりが必要と考えられます。

また、保育所、幼稚園、医療機関を中心とする関係機関が、気軽に相談できる体制を整していくことも求められています。

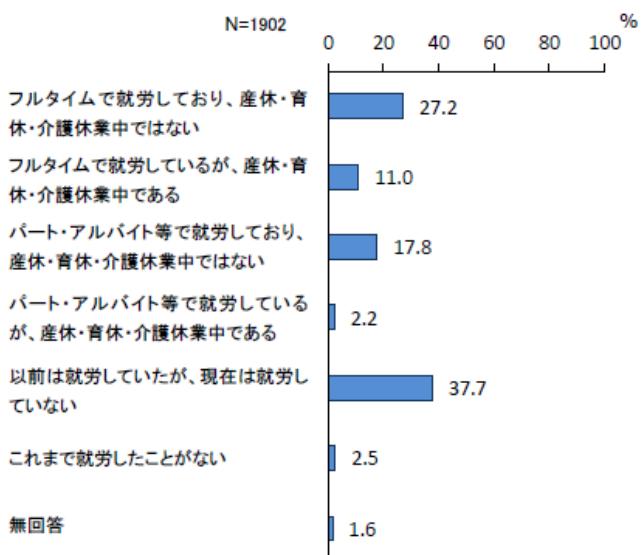
◆ 未就学児を持つ子育て世帯の就労状況と今後の就労希望

<保護者の現在の就労状況>

【父親】



【母親】



父親については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と答えた人が、92.7%と最も多くなっています。

母親については、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と答えた人が37.7%と最も多く、次に「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が27.2%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が17.8%となっています。

<子どもの年齢別 就労状況（母親）>

【年齢別】

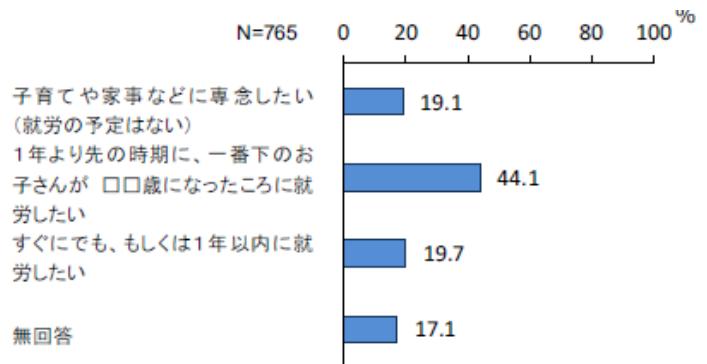
単位：%

| | 有効回答数 (件) | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 |
|-----------------------------------|--------------|------|------|------|------|------|------|
| フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない | 517 | 13.2 | 27.0 | 30.3 | 31.8 | 29.3 | 32.8 |
| フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である | 210 | 22.8 | 11.7 | 14.3 | 7.8 | 3.9 | 4.7 |
| パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない | 338 | 9.1 | 14.0 | 13.7 | 20.9 | 26.6 | 23.1 |
| パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である | 42 | 2.6 | 2.2 | 2.0 | 2.8 | 2.3 | 1.3 |
| 以前は就労していたが、現在は就労していない | 717 | 49.7 | 41.9 | 35.0 | 33.0 | 33.2 | 32.2 |
| これまで就労したことがない | 48 | 0.6 | 1.9 | 3.3 | 2.2 | 3.3 | 4.1 |
| 無回答 | 30 | 2.0 | 1.3 | 1.3 | 1.6 | 1.3 | 1.9 |

子どもが〇歳児の場合は就労していない人が5割以上ですが、子どもの年齢が上がるに連れて、就労をしている人の割合が増えています。就労形態としては、パート・アルバイト等が年齢の上昇につれ増えています。

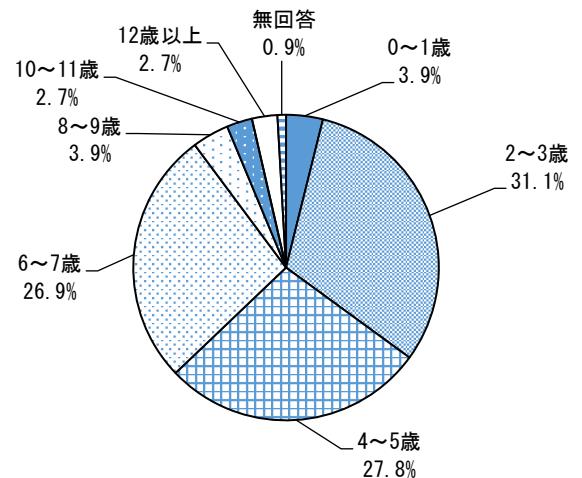
<現在非就労の場合の今後の就労希望（母親）>

「1年より先の時期に、一番下の子どもが〇〇歳になったころに就労したい」の割合が44.1%と最も高く、次に「すぐにでも、もしくは1年内に就労したい」が19.7%となっており、現在は就労していない人も、6割以上の人人が潜在的に就労希望を持っていることが分かります。



<子どもが何歳になったときに就労したいか（母親）>

「一番下の子どもが〇〇歳になったころに就労したい」と回答した人について、子どもが何歳になったら就労したいと考えているかを見ると、「2~3歳」の31.1%と最も多く、次に「6~7歳」が26.9%となっています。



＜年齢別就労希望（母親）＞

【年齢別】

単位：%

| | 有効回答数 (件) | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 |
|------------------------------------|--------------|------|------|------|------|------|------|
| 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない） | 146 | 23.3 | 10.1 | 20.0 | 11.5 | 24.3 | 25.0 |
| 1年より先の時期に、一番下のお子さんが□□歳になったころに就労したい | 337 | 37.2 | 51.4 | 42.6 | 53.1 | 40.5 | 41.4 |
| すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい | 151 | 22.7 | 19.6 | 27.0 | 17.7 | 9.9 | 19.8 |
| 無回答 | 131 | 16.9 | 18.8 | 10.4 | 17.7 | 25.2 | 13.8 |

「一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」と回答した人が最も多く、その中でも一番下の子どもが3歳になったら就労したいが53.1%、次いで1歳になったら就労したいが51.4%となっています。

一方、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した人については、2歳が27.0%、次いで0歳が22.7%となっています。

まとめ

《未就学児世帯の就労状況と就労希望》

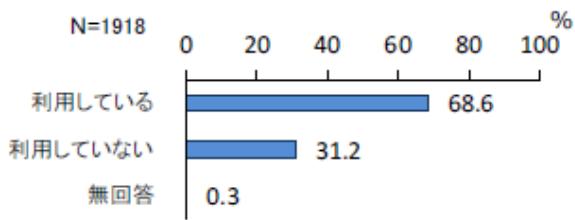
父親は9割以上がフルタイムで就労しているのに対し、フルタイムで就労している母親は約4割で、半数以下となっています。

現在就労していない母親は37.7%と多いものの、「子どもが何歳になったときに就労したいか」という質問に対しては、2～3歳が31.1%、次いで4歳～5歳が27.8%となっており、子どもが小さいうちから就労を希望するが多いなど、就労のタイミングとして「小学校の入学」、「3年保育での幼稚園、保育園の入園」を考えている人が多く見られます。

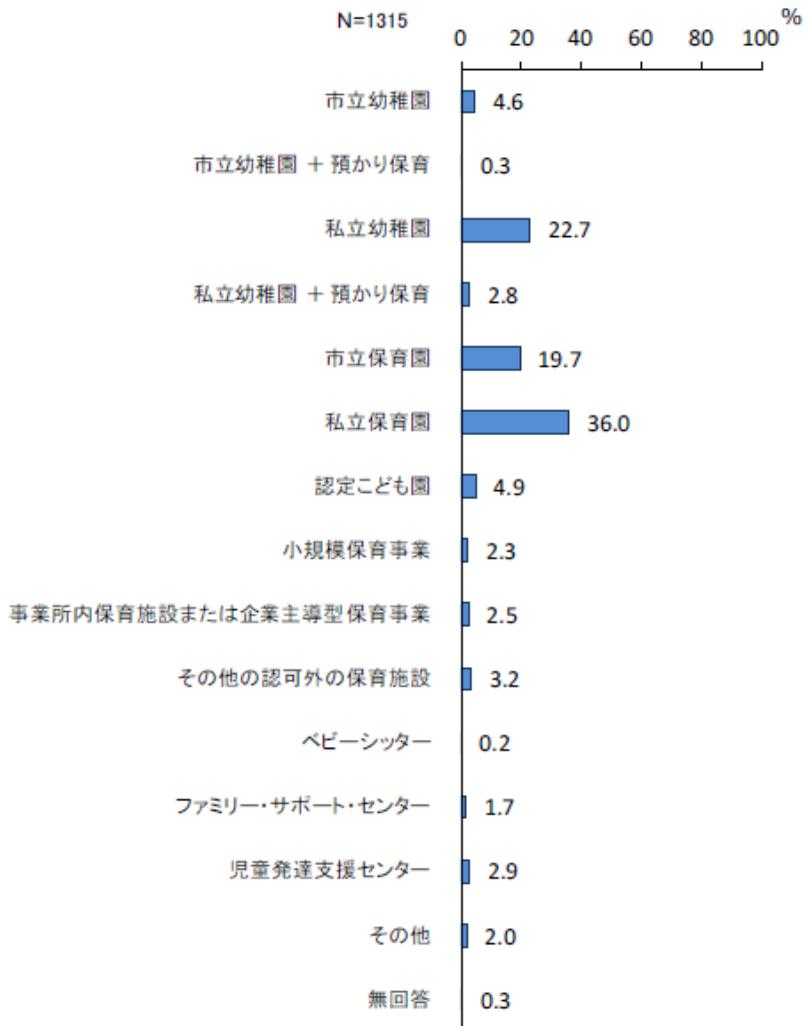
◆ 現在の教育・保育の利用状況と今後の利用希望

<教育・保育の利用状況と利用先>

「利用している」と回答した人が 68.6% となっており、半数以上の方が利用しています。



「利用している」と回答した人のうち、「私立保育園」と回答した人が 36.0% と最も多く、次に「私立幼稚園」の 22.7% となっています。



＜子どもの年齢別 教育・保育の利用状況＞（複数回答）

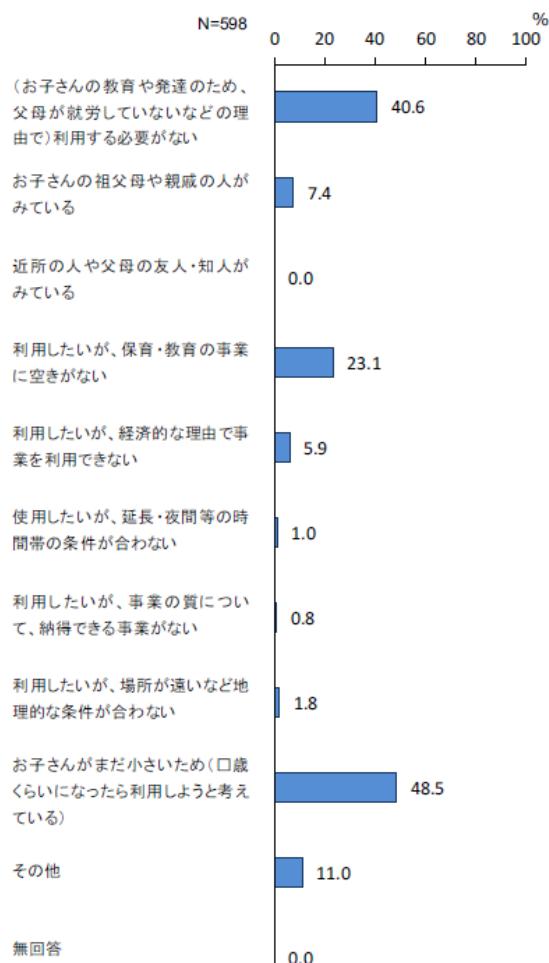
単位：%

| 区分 | 有効回答数(件) | 市立幼稚園 | 市立幼稚園+預かり保育 | 私立幼稚園 | 私立幼稚園+預かり保育 | 市立保育園 | 私立保育園 | 認定こども園 | 小規模保育事業 | 企業主導型保育事業 | 事業所内保育施設または企業主導型保育事業 | その他の認可外の保育施設 | ペービーシッター | ファミリー・サポート・センター | 児童発達支援センター | その他 | 無回答 |
|----|----------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------|--------|---------|-----------|----------------------|--------------|----------|-----------------|------------|-----|-----|
| 0歳 | 72 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 26.4 | 33.3 | 2.8 | 12.5 | 13.9 | 5.6 | 0.0 | 2.8 | 0.0 | 2.8 | 1.4 | |
| 1歳 | 149 | 0.0 | 0.0 | 1.3 | 0.7 | 18.8 | 49.0 | 0.0 | 8.1 | 8.1 | 10.1 | 0.0 | 1.3 | 0.7 | 3.4 | 0.7 | |
| 2歳 | 193 | 0.5 | 0.0 | 9.8 | 0.0 | 22.3 | 48.2 | 5.7 | 3.6 | 2.6 | 4.1 | 0.5 | 2.1 | 2.6 | 5.2 | 0.0 | |
| 3歳 | 283 | 1.1 | 0.0 | 30.4 | 4.9 | 20.8 | 33.6 | 5.7 | 0.4 | 0.7 | 1.8 | 0.4 | 1.8 | 4.9 | 1.8 | 0.0 | |
| 4歳 | 299 | 8.7 | 0.7 | 30.4 | 3.3 | 17.7 | 30.8 | 6.4 | 0.3 | 0.3 | 1.3 | 0.0 | 1.3 | 3.0 | 0.7 | 0.0 | |
| 5歳 | 319 | 9.7 | 0.6 | 31.7 | 3.8 | 17.9 | 30.1 | 5.0 | 0.0 | 0.9 | 1.9 | 0.0 | 1.6 | 2.8 | 0.6 | 0.6 | |

「私立保育園」の割合が、3歳以上で高くなっていますが、「市立保育園」はすべての年齢で20%前後です。また、0歳児では、「小規模保育事業」の割合が12.5%、「事業所内保育施設または企業主導型保育事業」の割合が13.9%と他の年齢に比べ、高くなっています。

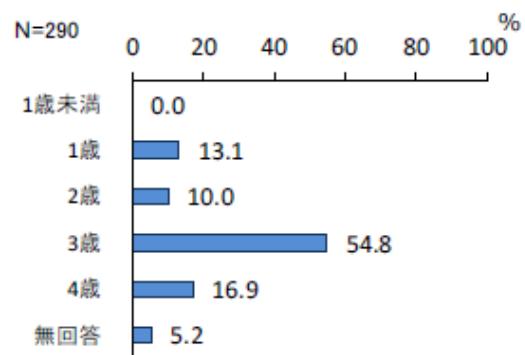
＜現在、教育・保育を利用していない理由＞

「子どもがまだ小さいため（□□歳くらいになつたら利用しようと考えている）」と回答した人の割合が48.5%と最も高くなっています。次に「（お子さんの教育や発達のため、父母が就労していないなどの理由で）利用する必要がない」の割合が40.6%となっています。



<教育・保育を利用させたいと考えている子どもの年齢>

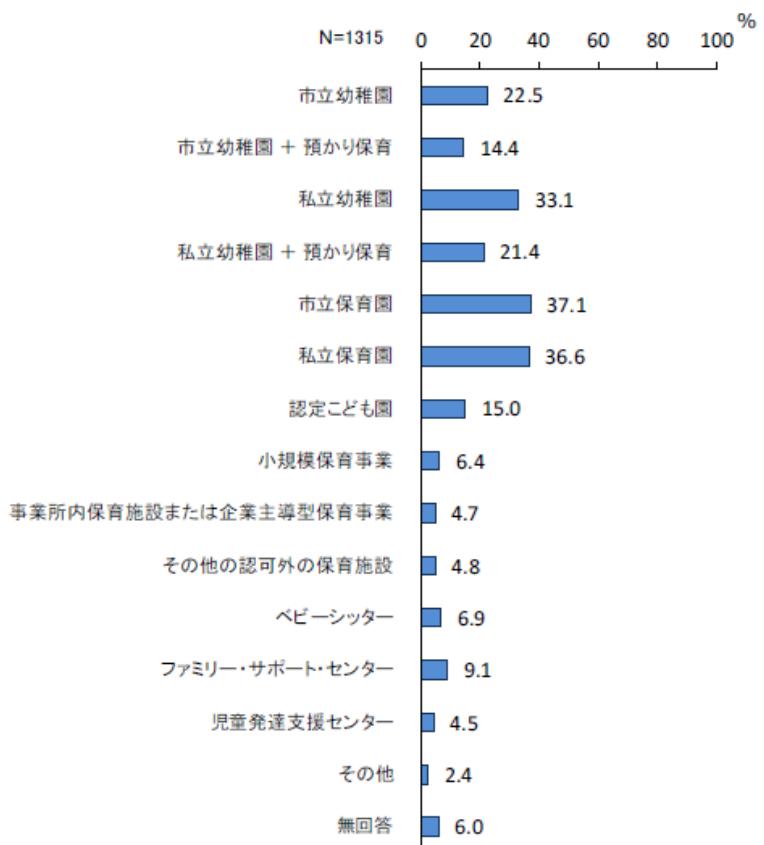
「子どもがまだ小さいため（□□歳くらいになつたら利用しようと考えている）」と答えた人について、子どもの年齢が何歳になつたら利用したいと考えているかを見ると、「3歳」と答えた人の割合が 54.8%と最も高く、次に「4歳」の 16.9%、「1歳」の 13.1%となっています。



<今後の教育・保育の利用希望>

現在の利用状況にかかわらず、今後の教育・保育の利用希望を聞くと、「市立保育園」と答えた人が 37.1%と最も高く、次に「私立保育園」が 36.6%となっています。

また、「私立幼稚園」を希望する人が 33.1%、その他にも「市立幼稚園」が 22.5%、「私立幼稚園+預かり保育」が 21.4%となっており、幼稚園の利用希望者も多い結果となっています。



<子どもの年齢別 今後の教育・保育の利用希望>（複数回答）

単位：%

| 区分 | 有効回答数(件) | 市立幼稚園 | 市立幼稚園+預かり保育 | 私立幼稚園 | 私立幼稚園+預かり保育 | 市立保育園 | 私立保育園 | 認定こども園 | 小規模保育事業 | 企業主導型保育事業 | 事業所内保育施設または | その他の認可外の保育施設 | ベビーシッター | ファミリー・サポート・センター | 児童発達支援センター | その他 | 無回答 |
|----|----------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------|--------|---------|-----------|-------------|--------------|---------|-----------------|------------|------|-----|
| 0歳 | 345 | 39.1 | 21.7 | 35.4 | 22.3 | 55.4 | 41.4 | 20.6 | 12.8 | 8.4 | 5.8 | 7.0 | 10.1 | 2.3 | 1.2 | 2.9 | |
| 1歳 | 319 | 31.0 | 22.3 | 37.6 | 28.5 | 43.3 | 47.0 | 15.7 | 6.6 | 6.0 | 7.2 | 8.2 | 8.8 | 5.3 | 0.3 | 2.2 | |
| 2歳 | 302 | 14.6 | 10.9 | 32.1 | 21.9 | 39.1 | 38.1 | 17.9 | 6.6 | 4.3 | 2.6 | 6.3 | 8.9 | 4.6 | 0.7 | 2.0 | |
| 3歳 | 322 | 14.3 | 7.8 | 29.5 | 21.1 | 33.2 | 37.9 | 12.1 | 4.3 | 2.8 | 5.0 | 8.1 | 11.5 | 5.6 | 0.6 | 2.5 | |
| 4歳 | 307 | 16.0 | 10.4 | 30.6 | 15.3 | 27.0 | 30.0 | 11.4 | 2.6 | 3.3 | 3.3 | 5.2 | 6.8 | 5.2 | 2.9 | 8.1 | |
| 5歳 | 323 | 18.3 | 12.7 | 32.8 | 18.9 | 22.9 | 24.8 | 12.1 | 5.0 | 3.4 | 4.6 | 6.5 | 8.0 | 4.0 | 8.7 | 18.6 | |

利用したい教育・保育を子どもの年齢別で見ると、「市立保育園」及び「私立保育園」は年齢が上がるにつれ、割合が低くなる傾向が見られます。また、「私立幼稚園」の利用意向は、年齢による差はありませんが、「市立幼稚園」の利用意向は0歳と1歳で他の年齢に比べて高くなっています。

<就労形態別 今後の教育・保育の利用希望（母親）>（複数回答）

単位：%

| 区分 | 有効回答数(件) | 市立幼稚園 | 市立幼稚園+預かり保育 | 私立幼稚園 | 私立幼稚園+預かり保育 | 市立保育園 | 私立保育園 | 認定こども園 | 小規模保育事業 | 企業主導型保育事業 | 事業所内保育施設または | その他の認可外の保育施設 | ベビーシッター | ファミリー・サポート・センター | 児童発達支援センター | その他 | 無回答 |
|------------|----------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------|--------|---------|-----------|-------------|--------------|---------|-----------------|------------|-----|-----|
| フルタイム | 727 | 9.2 | 10.6 | 10.9 | 14.0 | 47.6 | 53.1 | 11.7 | 7.6 | 4.8 | 5.4 | 8.9 | 12.9 | 4.4 | 3.4 | 7.7 | |
| パート・アルバイト等 | 380 | 16.3 | 15.8 | 26.3 | 23.2 | 38.9 | 39.2 | 14.5 | 5.0 | 4.7 | 4.7 | 5.8 | 6.6 | 3.4 | 2.4 | 6.3 | |
| 就労していない | 765 | 37.8 | 17.6 | 57.9 | 27.6 | 26.0 | 20.4 | 18.7 | 6.1 | 4.8 | 4.2 | 5.6 | 6.4 | 5.2 | 1.6 | 3.7 | |

利用したい教育・保育事業を母親の就労状況別でみると、「フルタイム」、「パート・アルバイト等」で「市立保育園」及び「私立保育園」の割合が高く、「就労していない」で「市立幼稚園」及び「私立幼稚園」の割合が高くなっています。

まとめ

《未就学児世帯の教育・保育の利用状況と利用希望》

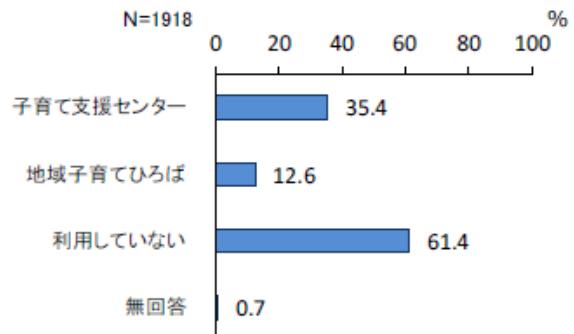
現在の教育・保育の利用状況を見ると、総数では私立保育園が最も多く、次いで私立幼稚園が多くなっています。

一方、今後の利用希望を見ると、市立保育園を希望する人が多くなっており、0歳からの利用を希望する人が私立保育園も含め多くなっています。これは、母親が就労開始を希望する時期が早くなっていることに関連し、教育・保育の利用を検討する世帯が多いことがわかります。

◆ 子育て支援センターの利用状況と利用希望

<子育て支援センター・地域子育てひろばの利用状況>

全未就学児で集計すると「利用していない」と回答した人が61.4%と最も多く、次に「子育て支援センター」が35.4%、「地域子育てひろば」が12.6%となっています。



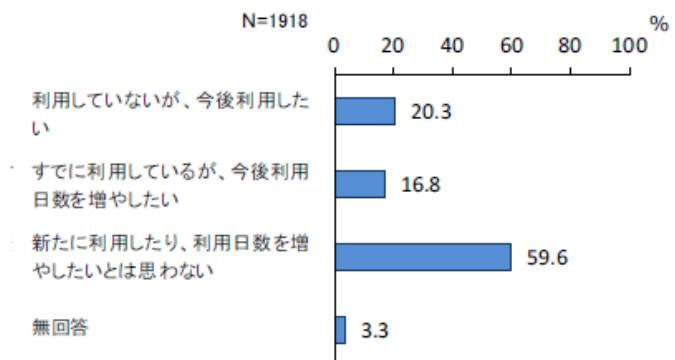
<子どもの年齢別 子育て支援センター・地域子育てひろば利用状況>

| 区分 | 有効回答数(件) | 子育て支援センター | 地域子育てひろば | 利用していない | 無回答 | 単位：% |
|----|----------|-----------|----------|---------|-----|------|
| 0歳 | 345 | 55.9 | 16.2 | 41.7 | 0.9 | |
| 1歳 | 319 | 47.0 | 18.8 | 49.5 | 0.6 | |
| 2歳 | 302 | 40.7 | 20.2 | 54.3 | 0.3 | |
| 3歳 | 322 | 27.6 | 7.8 | 69.6 | 0.3 | |
| 4歳 | 307 | 23.8 | 7.8 | 73.3 | 1.3 | |
| 5歳 | 323 | 15.8 | 4.6 | 81.1 | 0.9 | |

年齢別で見ると、子育て支援センター、地域子育てひろばとも2歳以下で利用が多いことが分かります。子育て支援センターは0歳をピークに2歳に向けて利用者が減少しているのに対し、地域子育てひろばは2歳が最も高くなっています。

＜今後の子育て支援センター・地域子育てひろばの利用希望＞

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 59.6%と最も高くなっていますが、「利用していないが、今後利用したい」の割合が 20.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が 16.8%となっており、一定の潜在ニーズが見込まれます。



まとめ

《子育て支援センターの利用状況と利用希望》

子育て支援センター・地域子育てひろばは、出産後から2歳ごろまでの保育所・幼稚園の利用開始までの期間の利用を中心であり、当該の年齢層ではおよそ半数の世帯が利用しています。ここには、母親が就労している世帯も含まれているため、在宅の子育て世帯の利用状況は更に上がるものと思われます。

現在利用していない世帯の潜在的ニーズも見られるので、今後も利用増が見込まれます。

◆ 子育て世帯から求められているサービス

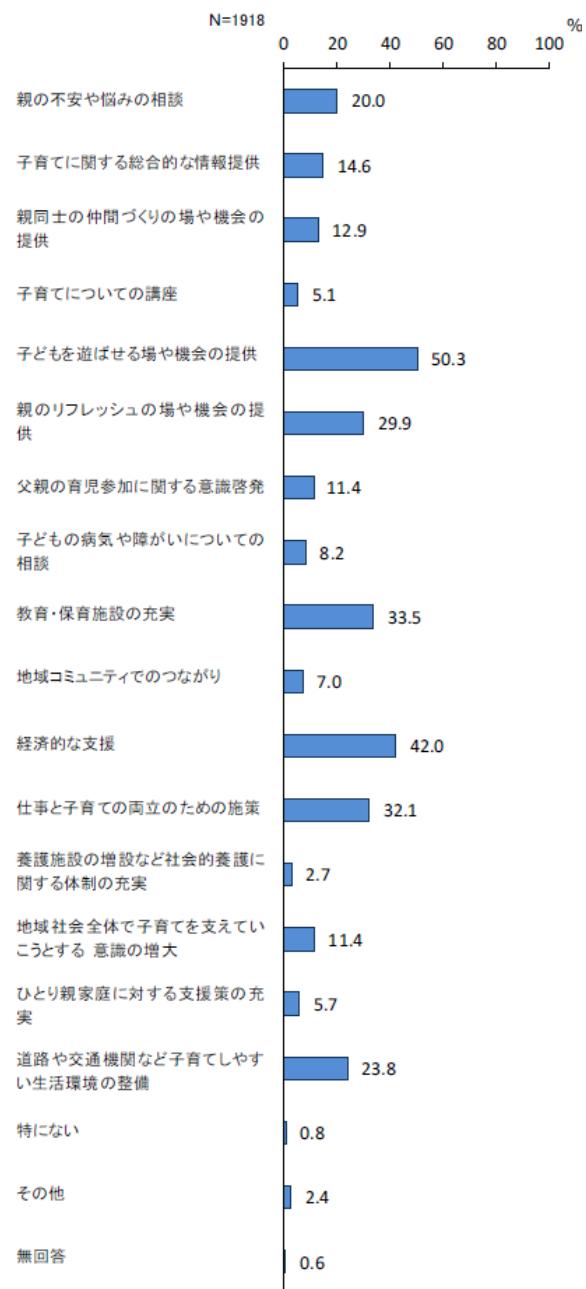
<子育てに必要なサービスは何か>（複数回答）

「子どもを遊ばせる場や機会の提供」の割合が 50.3%と最も高く、半数以上的人が必要であると答えています。次に「経済的な支援」の割合が 42.0%、「教育・保育施設の充実」の割合が 33.5%となっています。

「教育・保育施設の充実」と関連する内容として、「仕事と子育ての両立のための施策」も 32.1%と比較的高くなっています。これは経済的な支援とも関係しているものと思われます。

「道路や交通機関など子育てしやすい生活環境の整備」も 23.8%と比較的高く、子どもを連れての移動など、日常生活に関連する課題に対しても一定のニーズがあるものと思われます。

「親の不安や悩みの相談」、「子育てに関する総合的な情報提供」、「親同士の仲間づくりの場や機会の提供」はそれぞれ 13～20%程度ですが、合わせると 45%を超える高いニーズがあることから、子育てに関する総合的なサポートが必要とされていることが分かります。



まとめ

《未就学児世帯から求められているサービス》

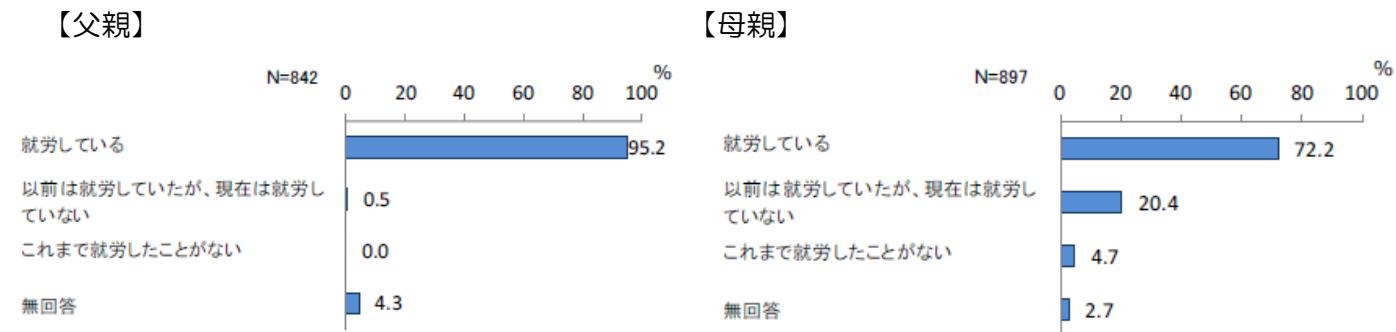
子育て世帯から求められるサービスとしては、大別すると「子どもの遊び環境」、「経済的支援」、「教育・保育の環境」、「仕事と子育ての両立」、「子育てしやすい日常の生活環境」、「相談などの保護者に対する支援」に大きなニーズがあることが分かります。

子育てしやすい環境の整備には、これらのニーズを中心にバランス良く対応していくことが必要と考えます。

(2) 就学児調査（小学校1年生～3年生）

◆ 就学児を持つ子育て世帯の就労状況と今後の就労希望

<保護者の現在の就労状況>



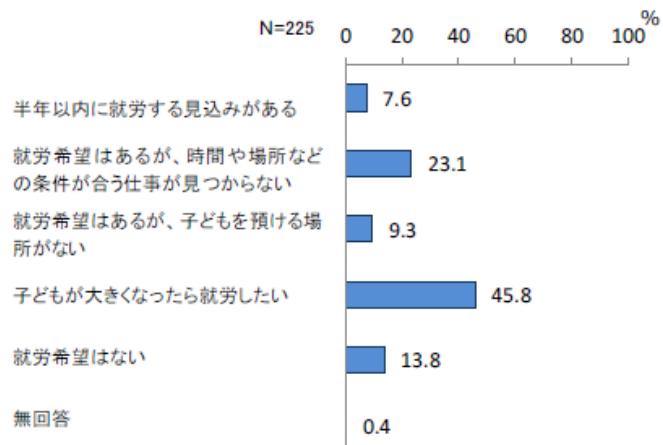
父親については、「就労している」が95.2%で最も高くなっています。

母親については、「就労している」が72.2%と最も高いものの、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が20.4%と高くなっています。

<現在非就労の場合の今後の就労希望（母親）>

「子どもが大きくなったら就労したい」の割合が45.8%と最も高く、次に「就労希望はあるが、時間や場所などの条件が合う仕事が見つからない」の割合が23.1%となっています。

「就労希望はない」の割合は13.8%となっています。



まとめ

《就学児世帯の就労状況と就労希望》

母親の就労状況は、未就学児の58.2%（フルタイム、パートの区別なく、育児休業中を含む）に比べて高くなっています。また母親が非就労の場合の「就労希望はない」と回答する人は未就学児よりも少なくなっており（未就学児は19.1%）、全体として未就学児の世帯よりも、就労している人あるいは就労を希望する人が多いことが分かります。

◆ 平日の放課後の小学生の過ごし方

＜平日の放課後に何をして過ごしているか＞

【14時～16時】

14時～16時の時間帯では、「小学校にいる（下校前である）」の割合が57.9%と最も高く、次に「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」の割合が12.6%、「放課後児童クラブ（片浦小に通学のかたは放課後子ども教室）を利用している」の割合が11.2%となっています。



【16時～18時】

16時～18時の時間帯では、「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」の割合が33.8%と最も高く、次に「習い事や学習塾に行っている」の割合が28.6%、「放課後児童クラブ（片浦小に通学のかたは放課後子ども教室）を利用している」の割合が11.7%となっています。この時間帯は、ほぼすべての小学生が下校しており、放課後の過ごし方の特徴が表れています。



【18時～20時】

18時～20時の時間帯では、「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」の割合が85.5%とほとんどの小学生が家族と一緒に過ごしており、ほかの過ごし方をしている小学生としては、「習い事や学習塾に行っている」が8.4%となっています。



まとめ

《平日放課後の小学生の過ごし方》

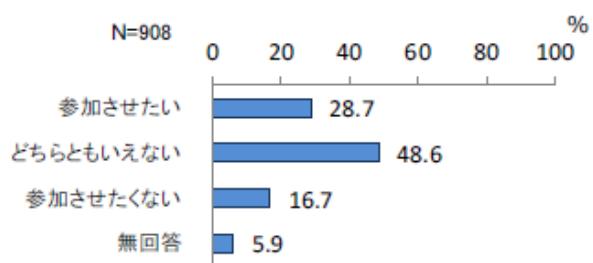
放課後の過ごし方では、14時～16時は「小学校にいる（下校前である）」が最も多く、16時以降は「自宅で家族と一緒に過ごす」が最も多くなっています。それ以外で多いのは「習い事や塾に行っている」と「放課後児童クラブ（または放課後子ども教室）で過ごしている」となっています。

「放課後児童クラブ（または放課後子ども教室）で過ごしている」は、「14時～16時」、「16時～18時」いずれの時間帯も1割強を占めており、小学生の居場所として一定の役割を果たしています。

◆ 放課後子ども教室の参加希望

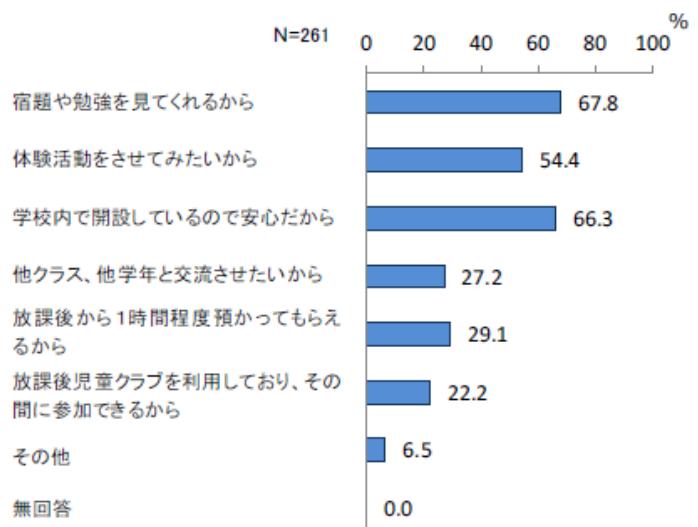
＜放課後子ども教室の参加希望＞

「どちらともいえない」の割合が48.6%と最も高く、次いで「参加させたい」の割合が28.7%となっています。



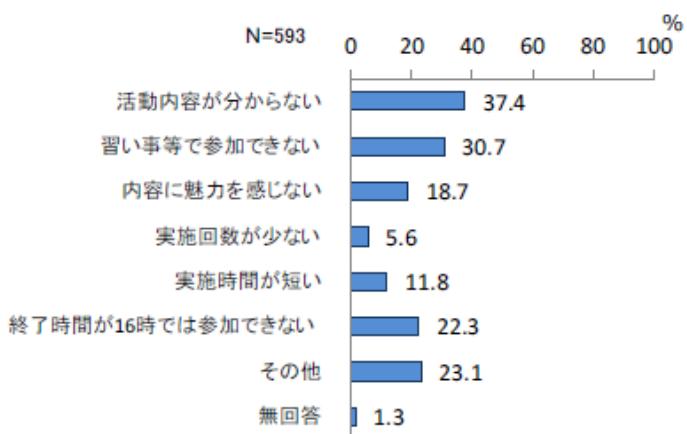
＜放課後子ども教室に参加させたい理由＞

「宿題や勉強を見てくれるから」の割合が67.8%と最も高く、次いで「学校内で開設しているので安心だから」が66.3%、「体験活動をさせてみたいから」の割合が54.4%となっています。



＜放課後子ども教室に参加させたくない、どちらともいえないと考える理由＞

「活動内容がわからない」の割合が37.4%と最も高く、次いで「習い事等で参加できない」の割合が30.7%となっています。



まとめ

《放課後子ども教室への参加希望》

放課後子ども教室への参加については、宿題や勉強のサポートに加え、学校内で開設しているという安心感を理由に参加させたいと答える人が多いものの、「活動内容がわからない」という答えた人が多いことから、十分に認知されていないことがわかります。

◆ 小学生が放課後を過ごす環境

<小学生が放課後を過ごす環境として何を望むか（複数回答）>

「保護者の就労の有無に関わらず、様々な体験をしながら時間を過ごせる場や機会の提供」の割合が43.8%と最も高く、次に「街区公園などの身近な遊び場の整備」の割合が42.4%、「子どもが自らの発想のもとに自由に遊べる遊び場の整備」の割合が31.5%となっています。



まとめ

《小学生が放課後を過ごす環境に望むこと》

遊び場や体験の機会の提供といったニーズが上位を占めていることから、家庭生活や学校の授業の中だけでは得られない経験を大切にしたい、と考えている保護者が多いことが分かります。

また、放課後児童クラブや放課後子ども教室の拡充、地域における支援者の増加、身近な居場所の提供というニーズも一定の割合となっており、バランス良く環境作りを進めていくことが必要になっています。

3. 生活実態調査の結果概要

子どもの貧困対策推進計画を策定するに当たり、市内の子ども及び保護者を対象に、生活の状況等に関する調査を実施しました。調査の概要は、次のとおりです。

【調査名称】小田原市子どもの生活実態調査

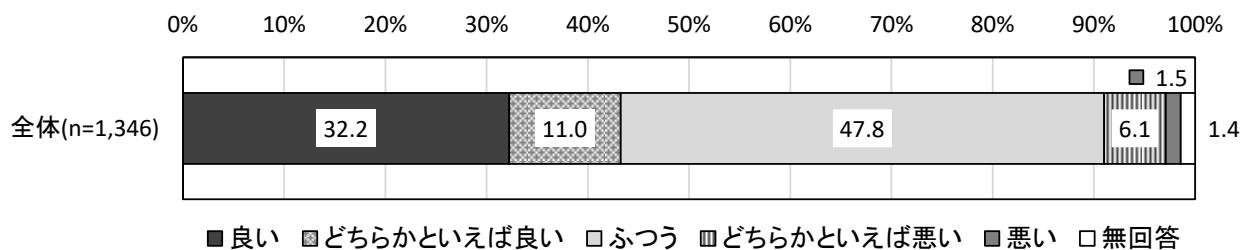
| | |
|---------|---|
| 調査期間 | 令和3年（2021年）10月12日～11月5日 |
| 調査対象者 | (1) 市内の公立学校に通う小学5年生（1,449人） (2) 市内の公立学校に通う中学2年生（1,468人） (3) (1)と(2)の保護者全員（2,917人） (4) 無作為抽出した市内在住の未就学児の保護者（2,000人） |
| 調査方法 | (1)(2) 児童・生徒 学校を通じて配布・回収 (3) 児童・生徒の保護者 学校を通じて配布、郵送による回収 (4) 未就学児の保護者 郵送による配布・回収 |
| 調査項目数 | (1)(2) 児童・生徒 小学5年生：31問、中学2年生：33問 (3)(4) 保護者 50問 |
| 回収数・回収率 | (1) 小学5年生 1,346件（92.9%） (2) 中学2年生 1,365件（93.0%） (3)(4) 保護者 2,523件（51.3%） |

調査結果 小学5年生・中学2年生

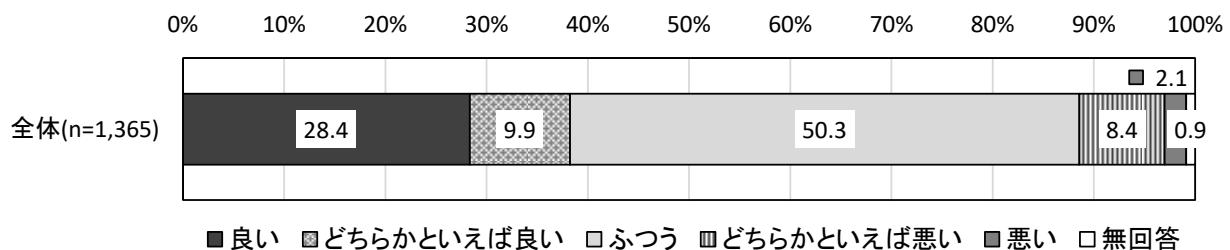
(1) あなたは、自分の健康状態についてどう感じていますか。〈単一回答〉

自分の健康状態について、小学5年生では「ふつう」が47.8%で最も高く、次いで、「良い」が32.2%、「どちらかといえば良い」が11.0%となっています。中学2年生でも同様の傾向がみられ、「ふつう」が50.3%、「良い」が28.4%、「どちらかといえば良い」が9.9%となっています。

■小学5年生



■中学2年生

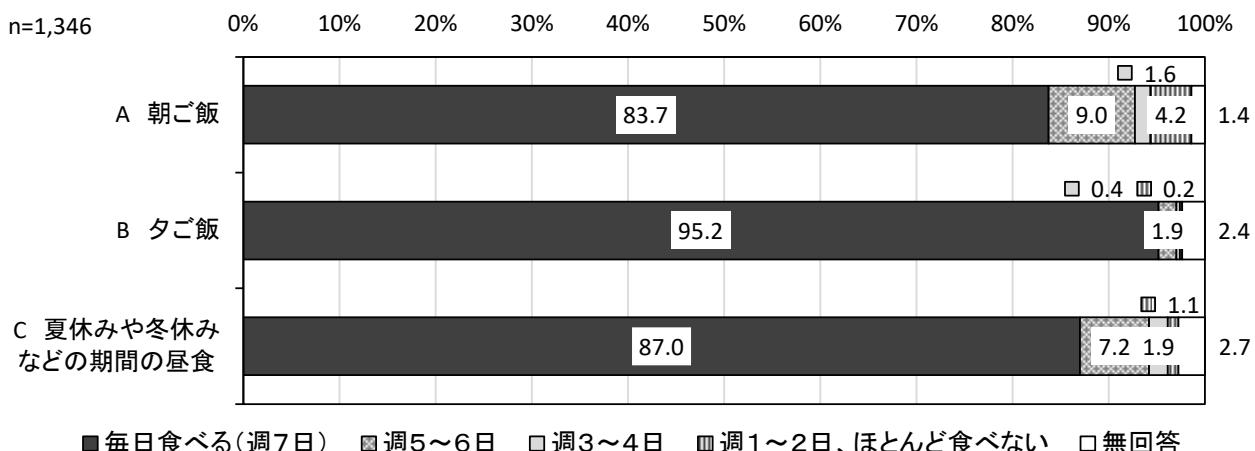


(2) あなたは週にどのくらい、食事をしていますか。〈単一回答〉

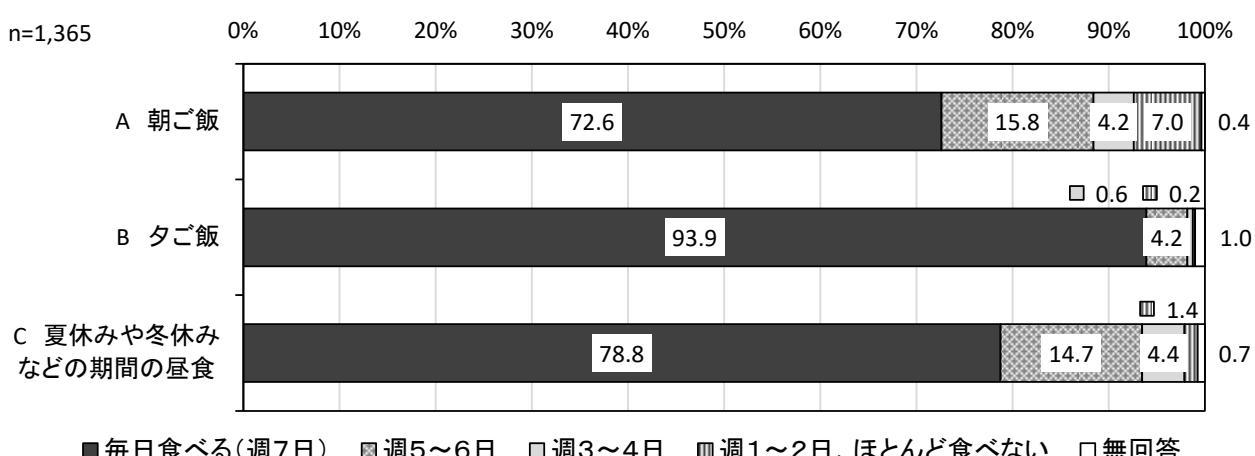
朝ご飯、夕ご飯、夏休みや冬休みなどの期間の昼食を週にどのくらい食べるかについては、小学5年生、中学2年生ともに「毎日食べる（週7日）」が最も高くなっています。

また、「週1～2日、ほとんど食べない」の割合をみると、[朝ご飯] は小学5年生が4.2%、中学2年生が7.0%、[夕ご飯] は小学5年生、中学2年生ともに0.2%、[夏休みや冬休みなどの期間の昼食] は小学5年生が1.1%、中学2年生が1.4%となっています。

■小学5年生



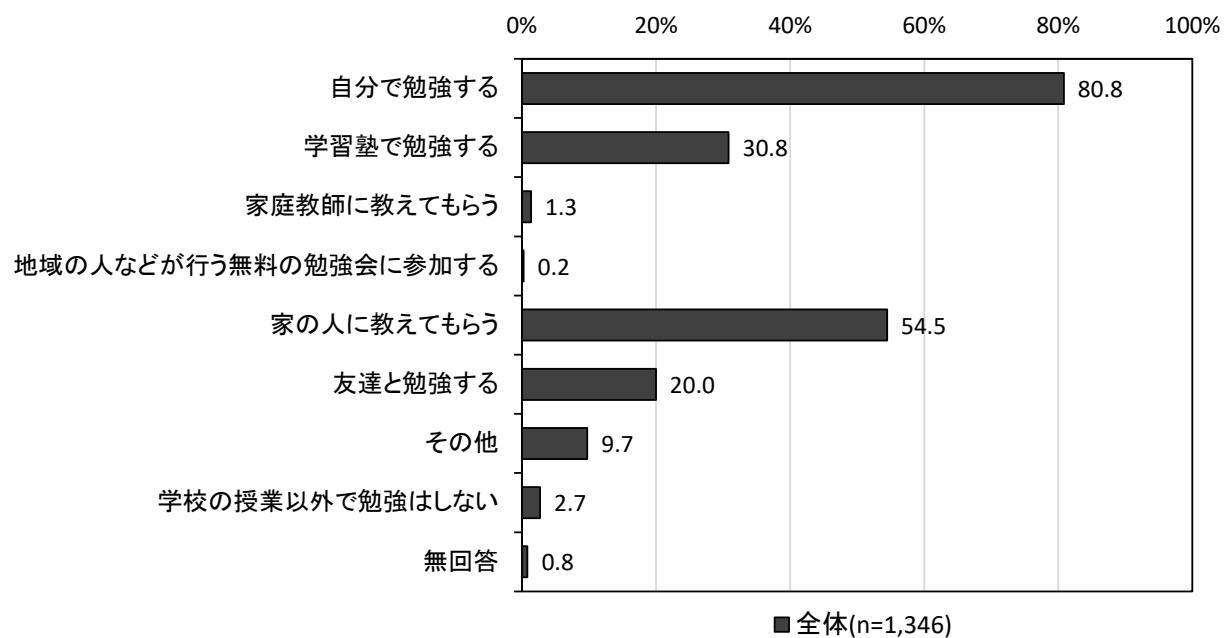
■中学2年生



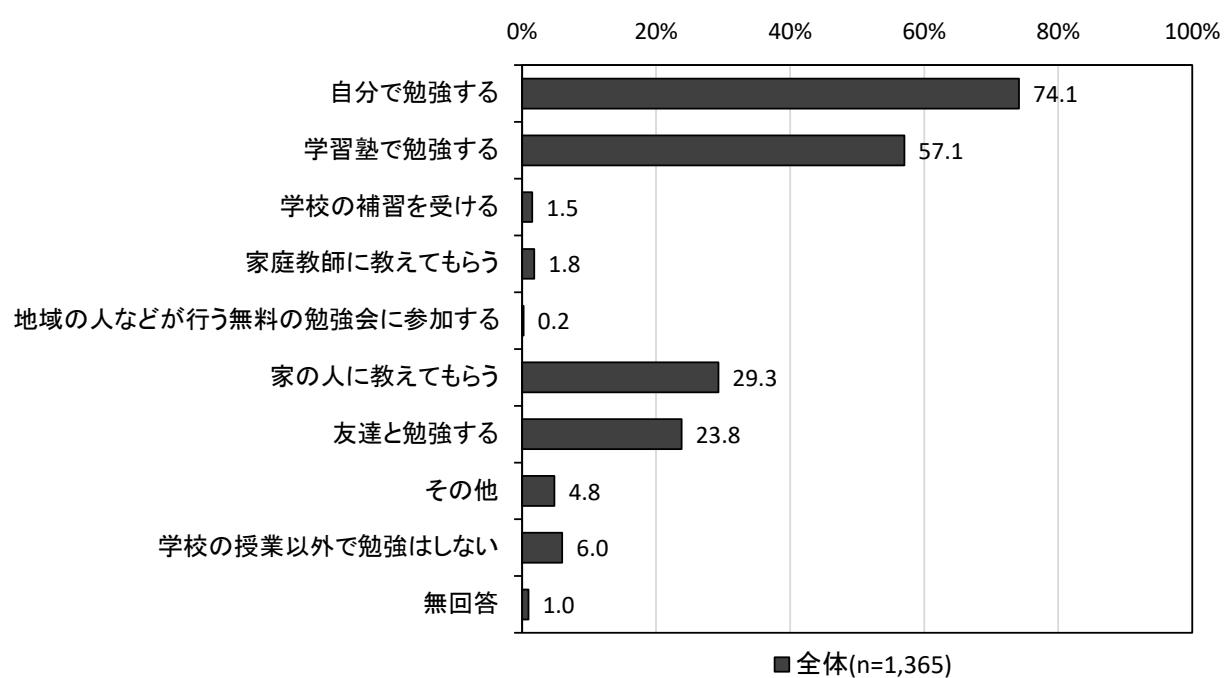
(3) あなたは、ふだん学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか。〈複数回答〉
 ※勉強には学校の宿題もふくみます。

学校の授業以外での勉強方法について、小学5年生では「自分で勉強する」が80.8%で最も高く、次いで、「家の人間に教えてもらう」が54.5%、「学習塾で勉強する」が30.8%となっています。中学2年生では「自分で勉強する」が74.1%で最も高く、次いで、「学習塾で勉強する」が57.1%、「家の人間に教えてもらう」が29.3%となっています。

■小学5年生



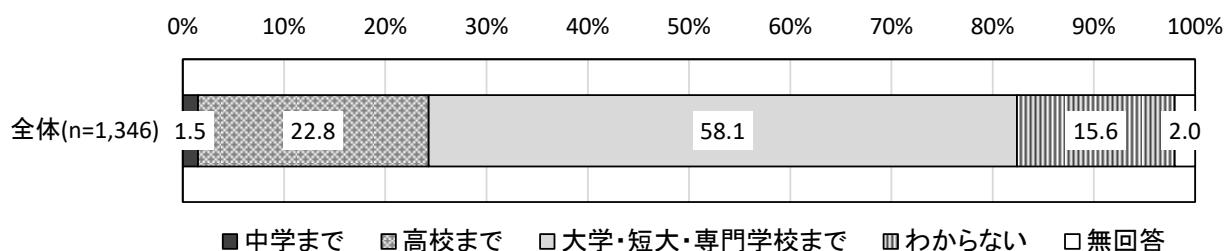
■中学2年生



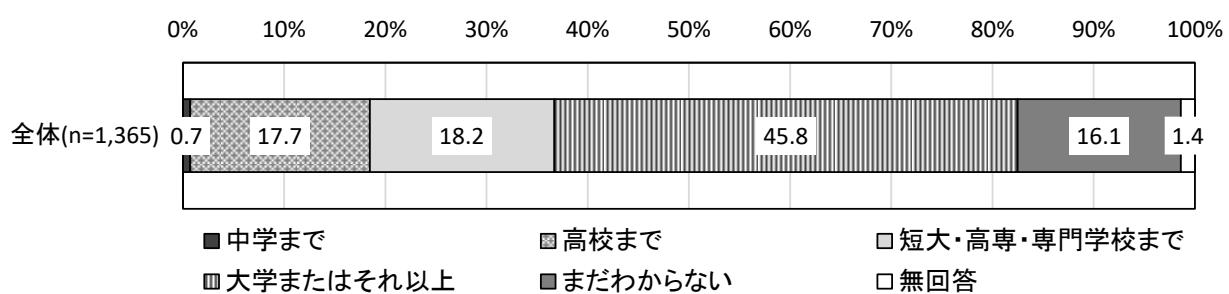
(4) あなたは、将来、どの段階まで進学したいですか。〈単一回答〉

将来の進学希望について、小学5年生では「大学・短大・専門学校まで」が58.1%で最も高く、次いで、「高校まで」が22.8%、「わからない」が15.6%となっています。中学2年生では「大学またはそれ以上」が45.8%で最も高く、次いで、「短大・高専・専門学校まで」が18.2%、「高校まで」が17.7%となっています。

■小学5年生



■中学2年生

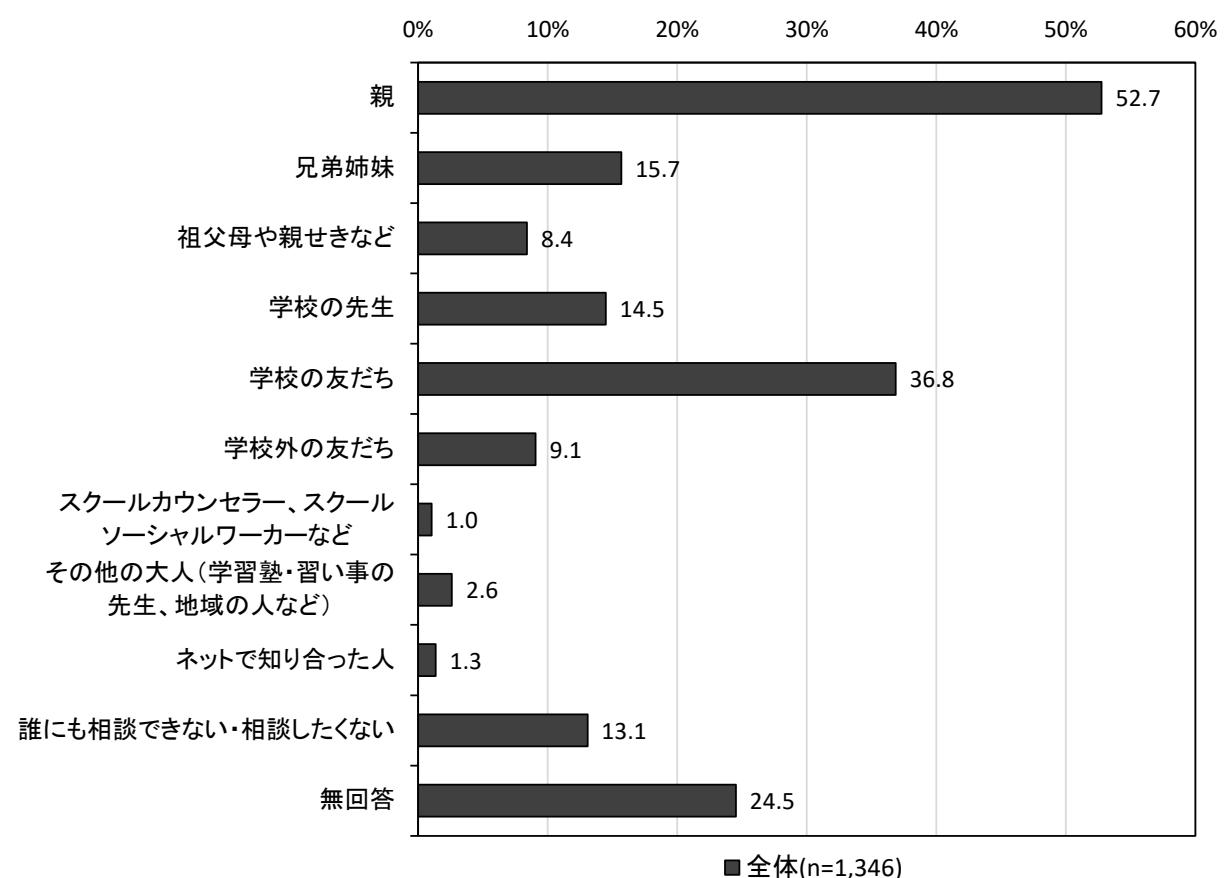


(5) あなたに困っていることや悩んでいることがあるとき、だれかに話したり相談したりしますか。
電話やメール、LINEなどで相談することもふくめて考えてください。〈複数回答〉

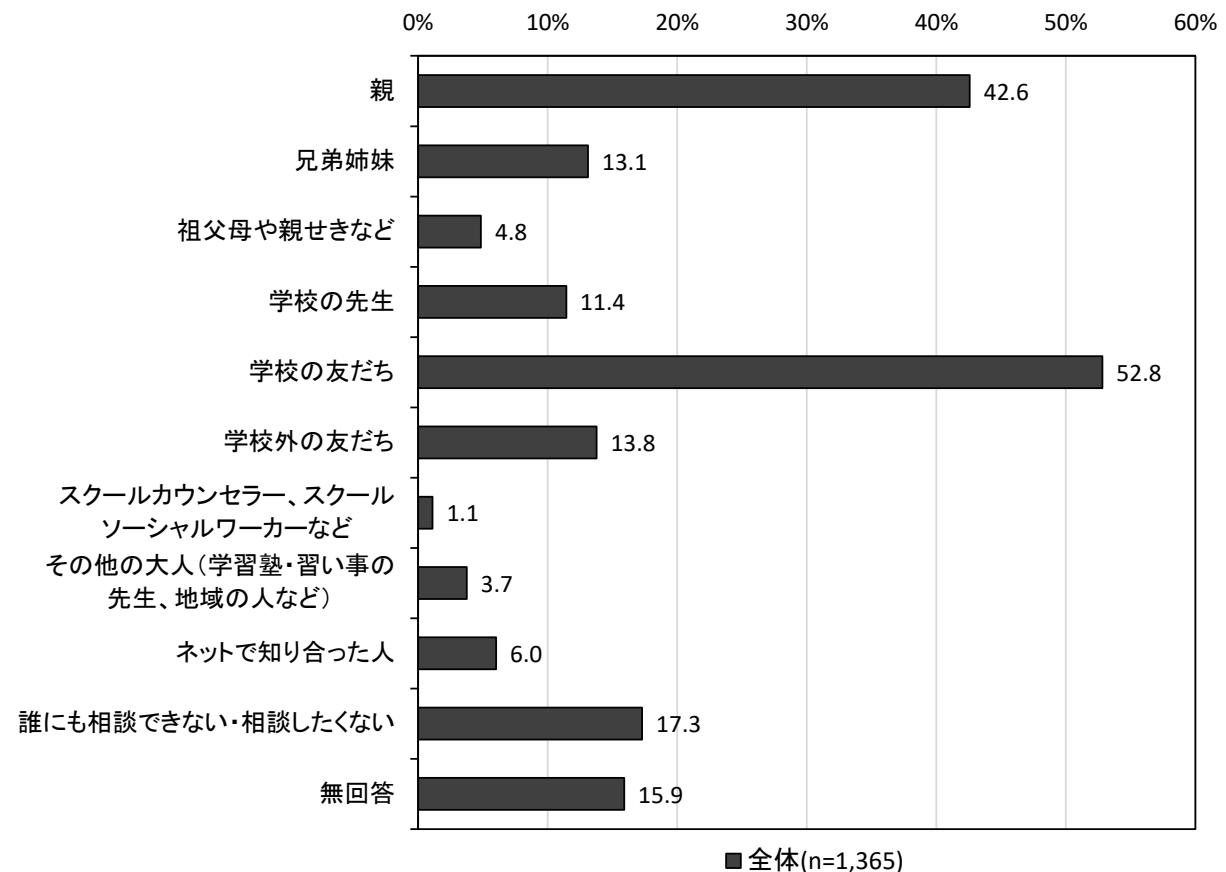
困っていることや悩んでいることがあるときの相談相手について、小学5年生では「親」が52.7%で最も高く、次いで、「学校の友だち」が36.8%、「兄弟姉妹」が15.7%となっています。中学2年生では「学校の友だち」が52.8%で最も高く、次いで、「親」が42.6%、「誰にも相談できない・相談したくない」が17.3%となっています。

なお、小学5年生の「誰にも相談できない・相談したくない」の割合をみると、13.1%となっています。

■小学5年生



■中学2年生

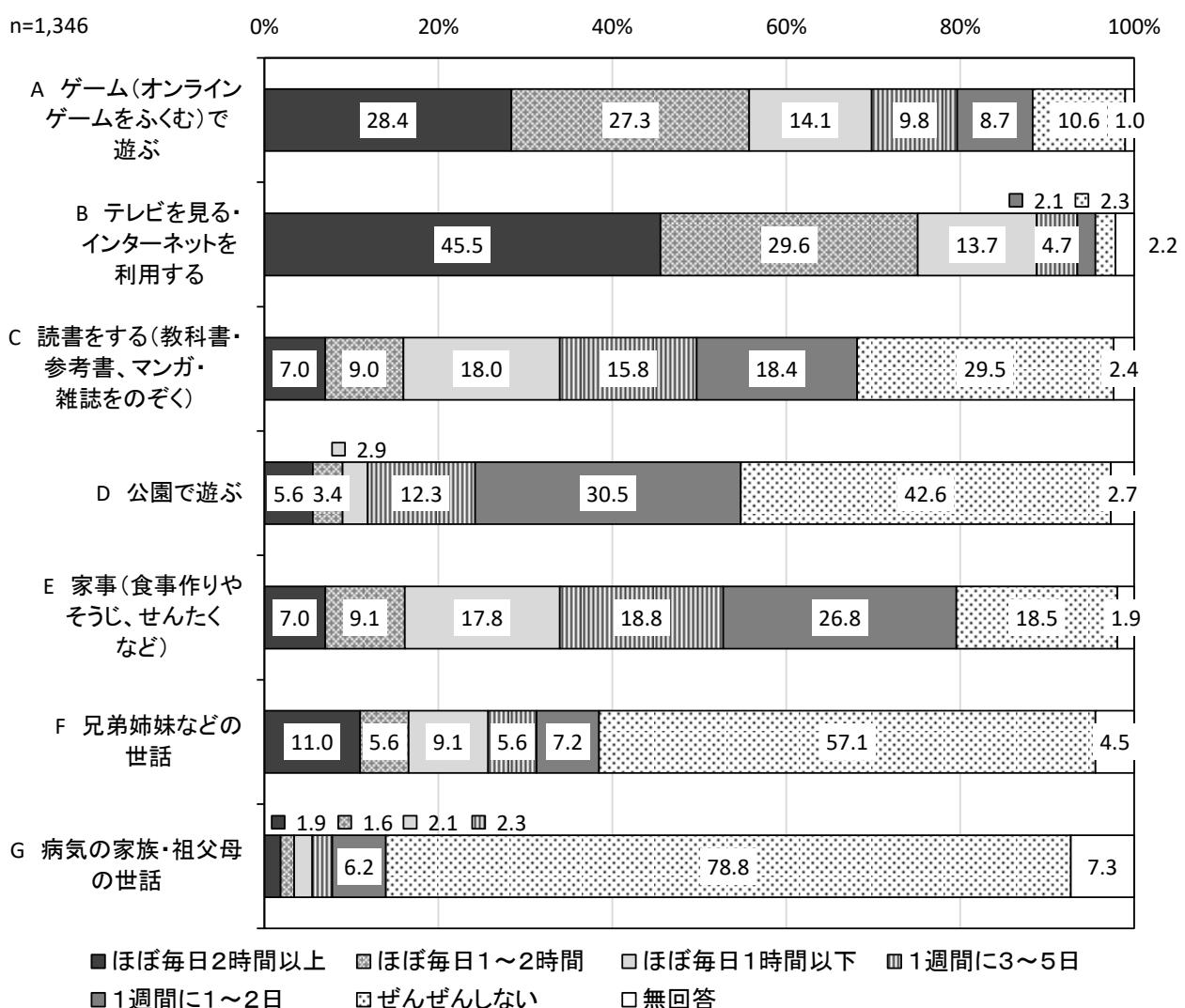


(6) あなたは、次のことをどれくらいしますか。〈単一回答〉

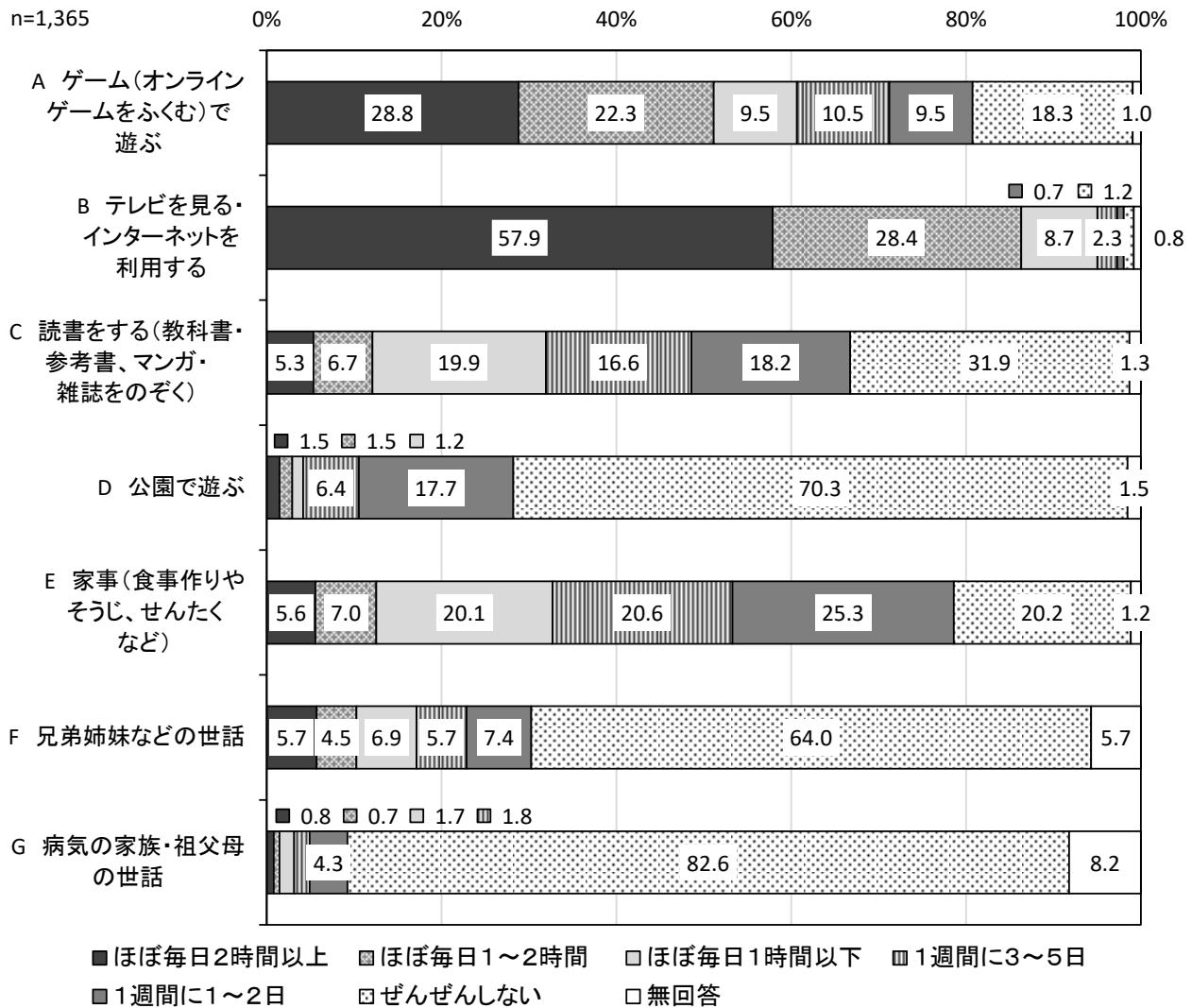
A～Gの項目の実施頻度について、「ほぼ毎日2時間以上」と「ほぼ毎日1～2時間」を合わせた『実施頻度が高い』の割合をみると、小学5年生、中学2年生ともに【テレビを見る・インターネットを利用する】が最も高く、それぞれ75.1%、86.3%となっており、次いで、「ゲーム（オンラインゲームをふくむ）で遊ぶ」がそれぞれ55.7%、51.1%となっています。

また、家庭内に関する項目の『実施頻度が高い』の割合をみると、【家事（食事作りやそうじ、せんたくなど）】は小学5年生が16.1%、中学2年生が12.6%、【兄弟姉妹などの世話】は小学5年生が16.6%、中学2年生が10.2%、【病気の家族・祖父母の世話】は小学5年生が3.5%、中学2年生が1.5%となっています。

■小学5年生



■中学2年生



(7) あなたは、次のような場所を利用したことがありますか。また、利用したことない場合、今後、利用したいと思いますか。〈単一回答〉

A～Hの場所の利用経験や利用意向について、「利用したことがある」の割合をみると、小学5年生、中学2年生ともに【休日を過ごすことができる場所】【木登りなど、子どもが自由に遊べる公園】

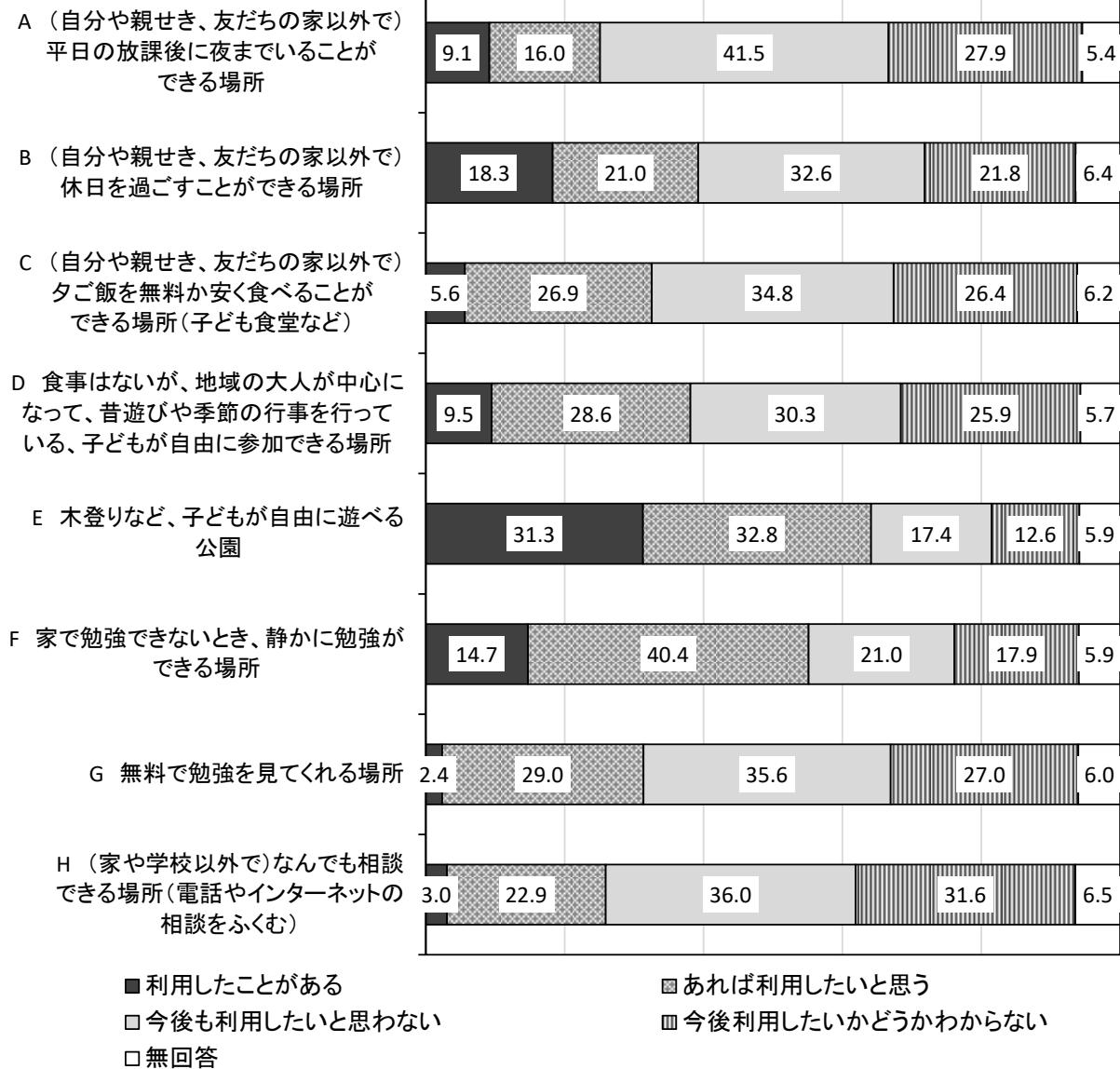
【家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所】の割合が高くなっています。

また、上記3項目以外で利用意向が高い場所として、「あれば利用したいと思う」の割合をみると、小学5年生では【無料で勉強を見てくれる場所】が29.0%、【食事はないが、地域の人が中心になって、昔遊びや季節の行事を行っている、子どもが自由に参加できる場所】が28.6%、【夕ご飯を無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など）】が26.9%となっています。中学2年生では【無料で勉強を見てくれる場所】が39.2%、【夕ご飯を無料か安く食べができる場所（子ども食堂など）】が24.8%、【なんでも相談できる場所（電話やインターネットの相談をふくむ）】が20.1%となっています。

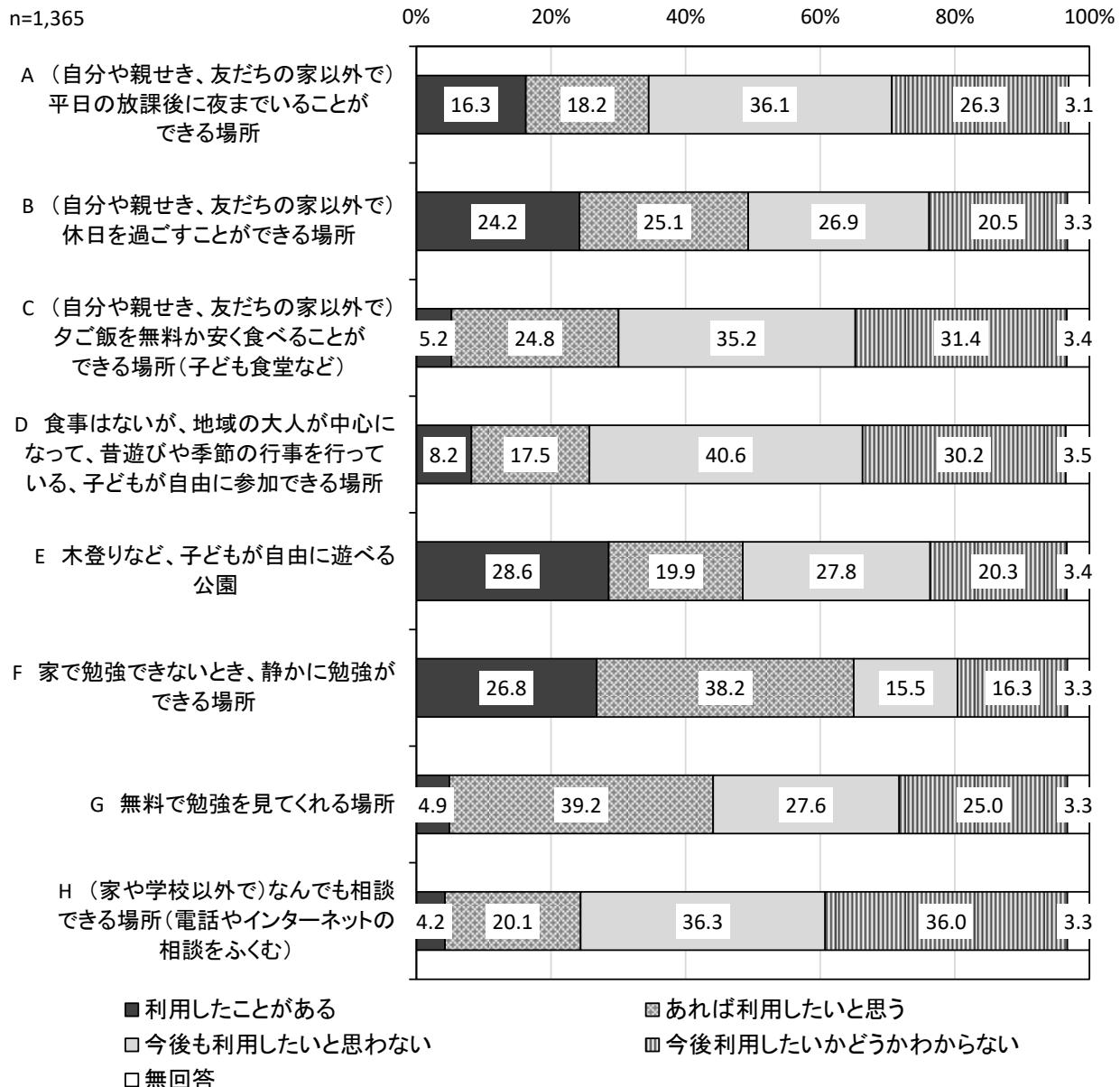
■小学5年生

n=1,346

0% 20% 40% 60% 80% 100%



■中学2年生

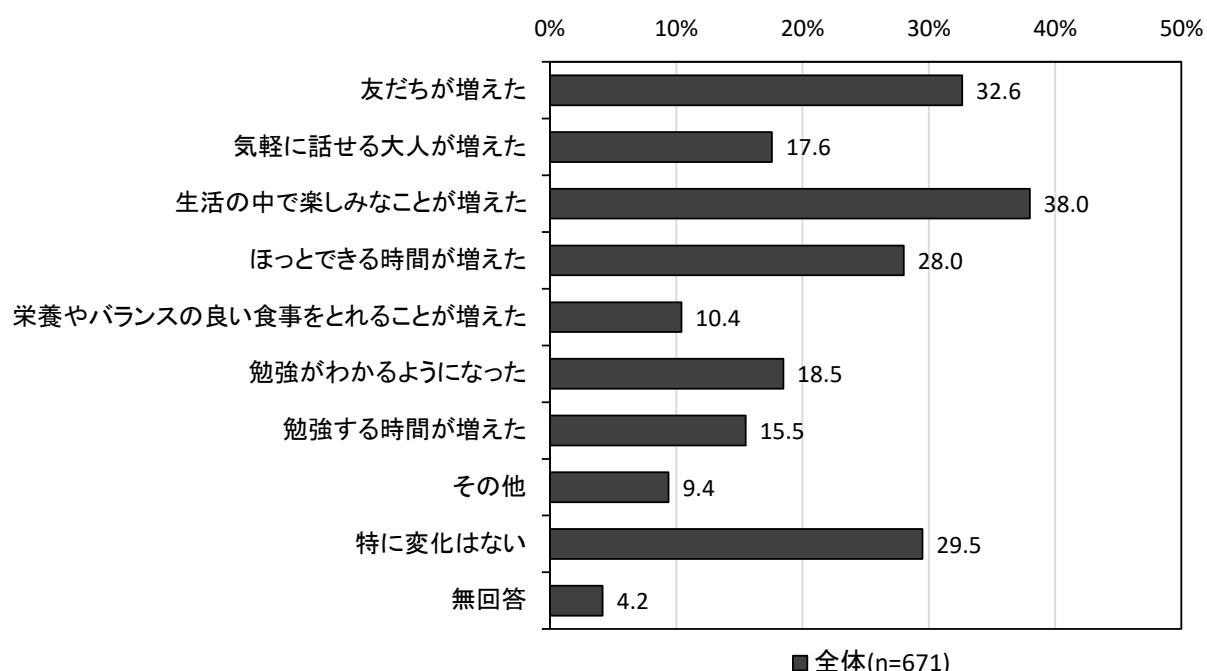


(7) で1つでも「利用したことがある」と答えた方にお聞きします。

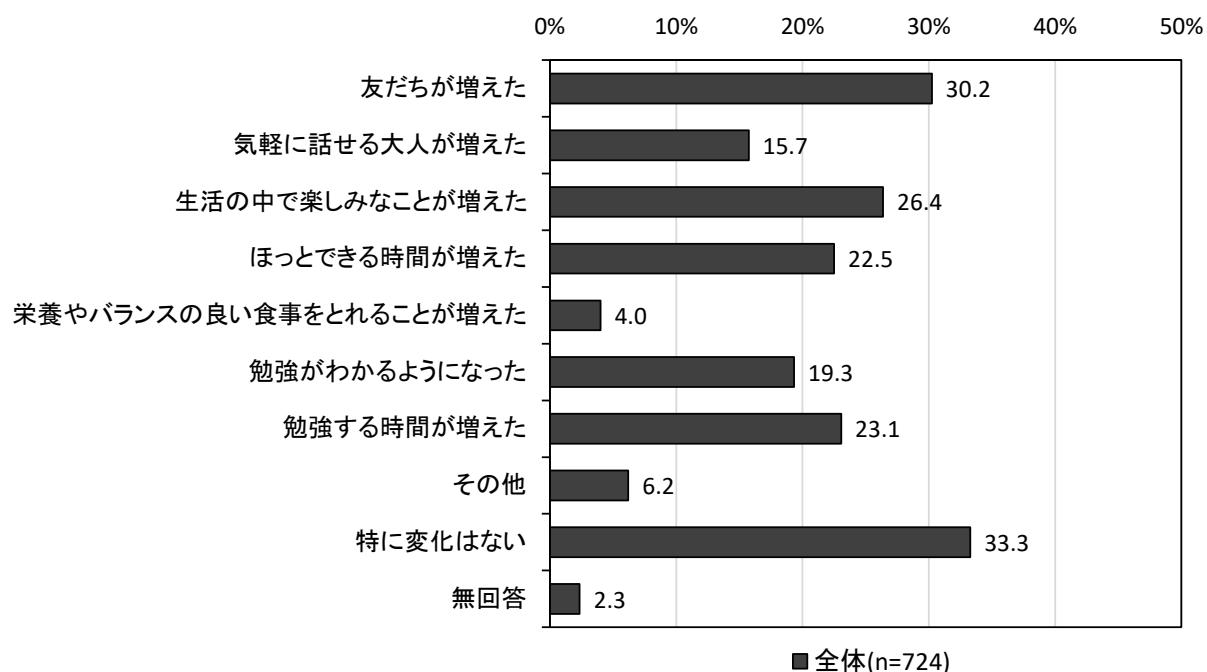
(8) そこを利用したことで、次のような変化がありましたか。〈複数回答〉

(7) のA～Hの場所を利用したことによる変化について、小学5年生では「生活の中で楽しみなことが増えた」が38.0%で最も高く、次いで、「友だちが増えた」が32.6%、「特に変化はない」が29.5%となっています。中学2年生では「特に変化はない」が33.3%で最も高く、次いで、「友だちが増えた」が30.2%、「生活の中で楽しみなことが増えた」が26.4%となっています。

■小学5年生



■中学2年生



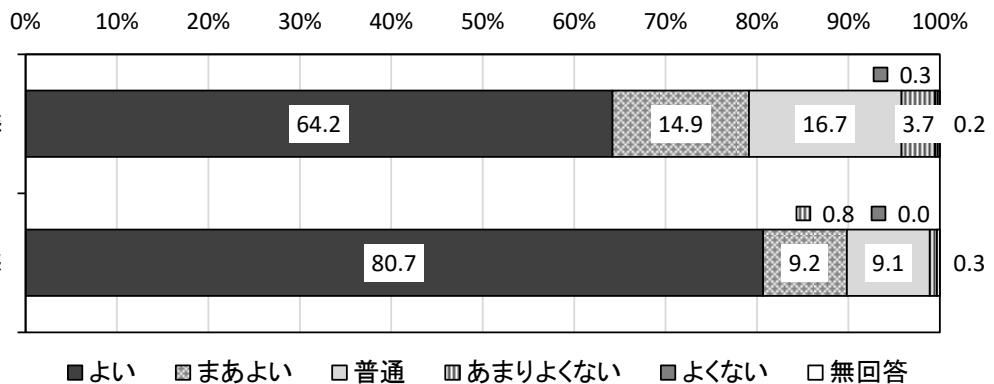
調査結果 保護者

(1) あなたとお子さんの健康状態を教えてください。〈単一回答〉

回答者(あなた)の健康状態については、「よい」が 64.2%で最も高く、次いで、「普通」が 16.7%、「まあよい」が 14.9%となっています。

また、お子さんの健康状態については、「よい」が 80.7%で最も高く、次いで、「まあよい」が 9.2%、「普通」が 9.1%となっています。

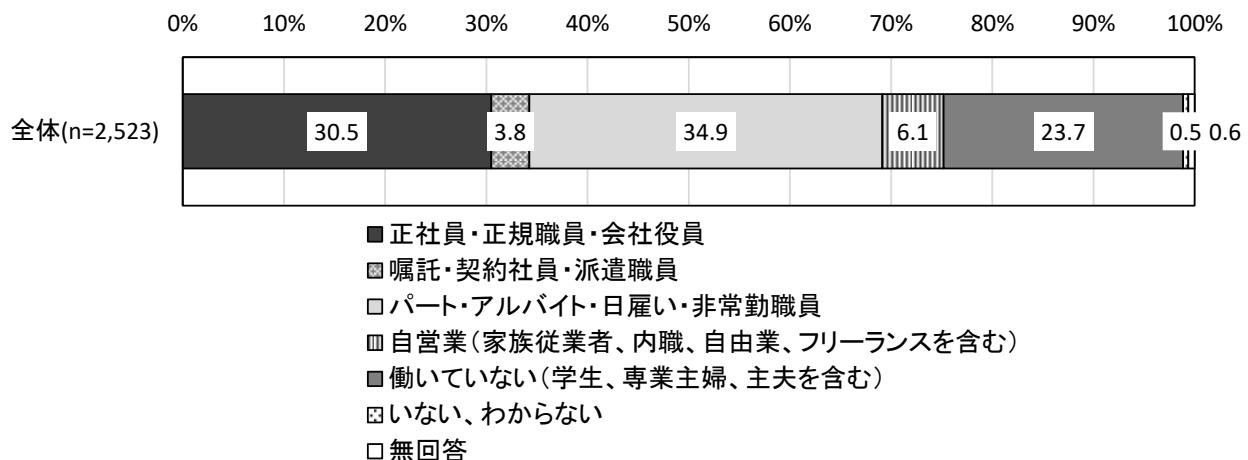
n=2,523



(2) お子さんの親の就労状況について教えてください。〈単一回答〉

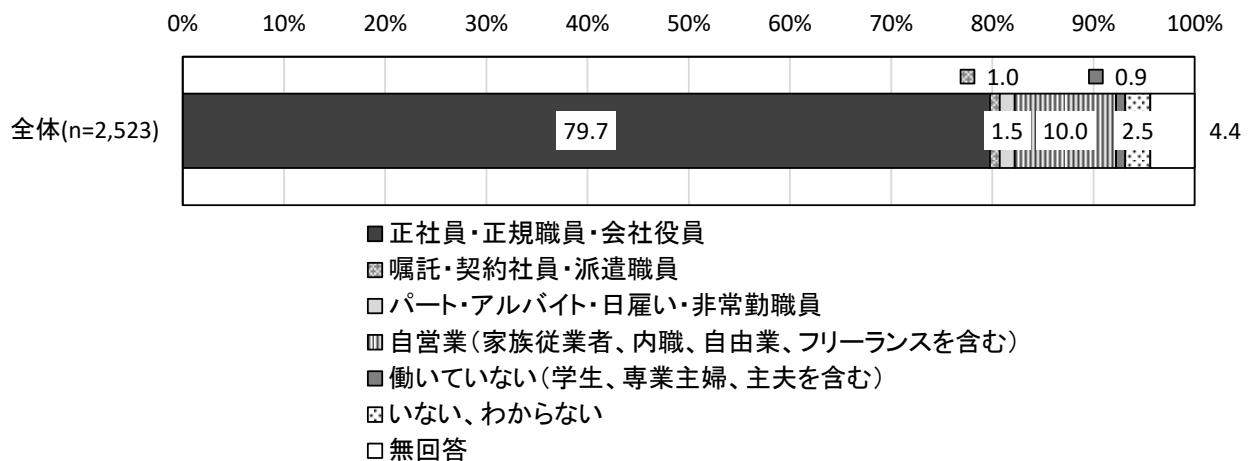
A 母親

母親の就労状況については、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が34.9%で最も高く、次いで、「正社員・正規職員・会社役員」が30.5%、「働いていない(学生、専業主婦、主夫を含む)」が23.7%となっています。



B 父親

父親の就労状況については、「正社員・正規職員・会社役員」が79.7%で最も高く、次いで、「自営業(家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む)」が10.0%、「いない、わからない」が2.5%となっています。

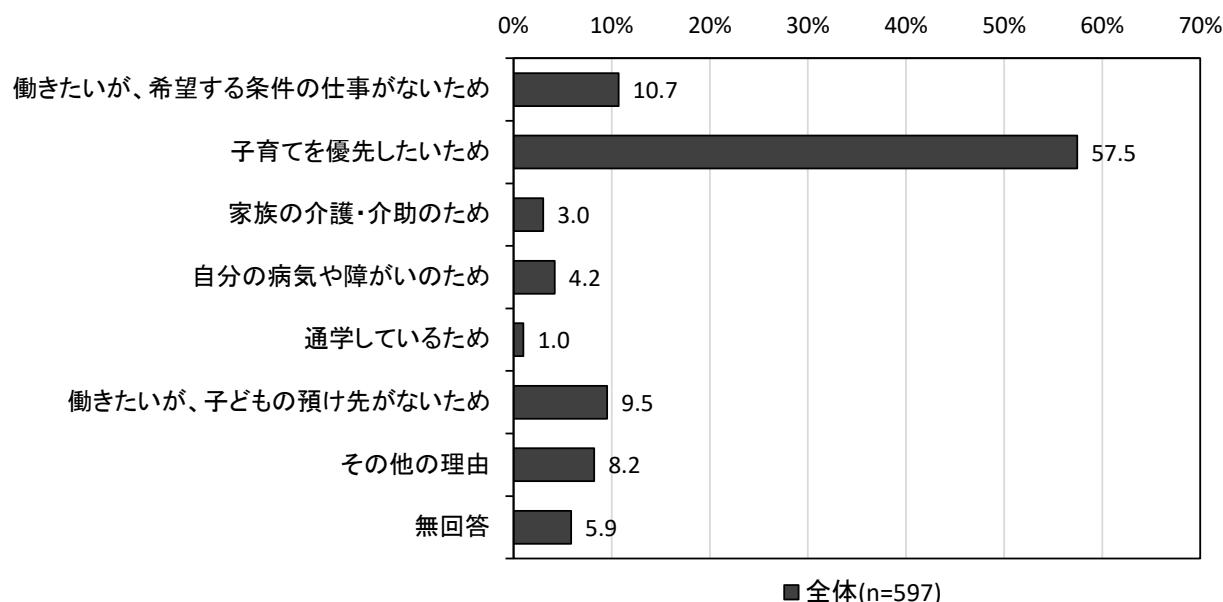


(2) で「働いていない」と選んだ方にお聞きします。

(3) 働いていない主な理由を教えてください。〈単一回答〉

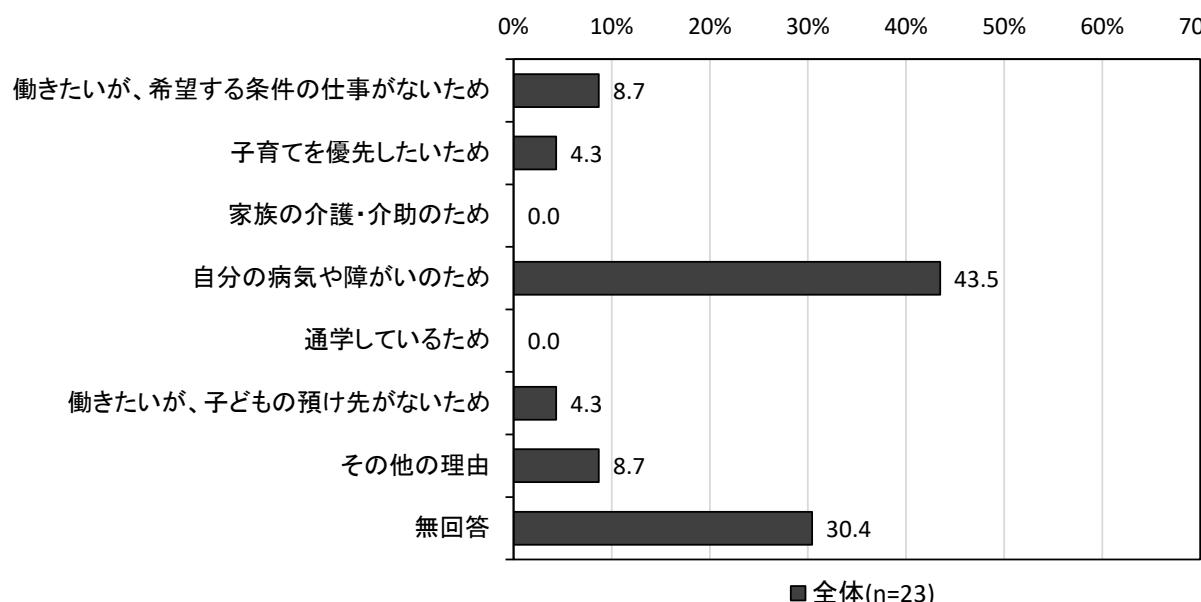
A 母親

母親が働いていない主な理由については、「子育てを優先したいため」が 57.5%で最も高く、次いで、「働きたいが、希望する条件の仕事がないため」が 10.7%、「働きたいが、子どもの預け先がないため」が 9.5%となっています。



B 父親

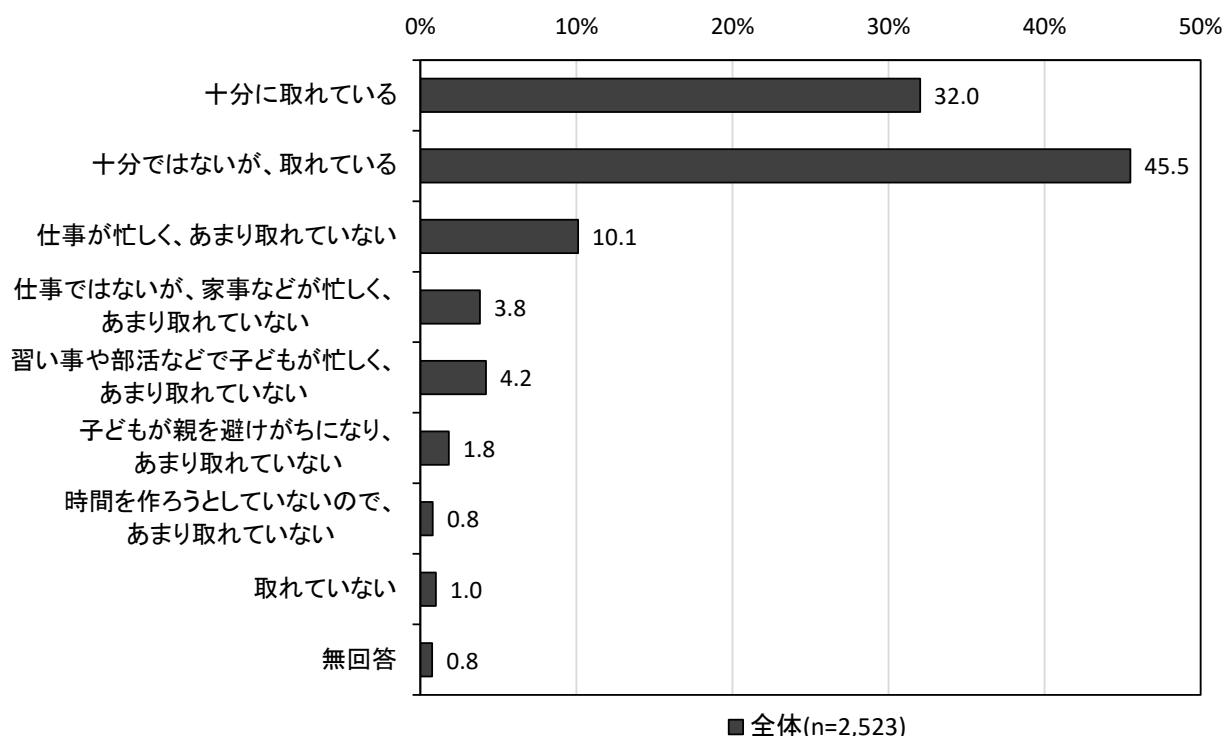
父親が働いていない主な理由については、「自分の病気や障がいのため」が 43.5%で最も高く、次いで、「働きたいが、希望する条件の仕事がないため」「その他の理由」がそれぞれ 8.7%、「子育てを優先したいため」「働きたいが、子どもの預け先がないため」がそれぞれ 8.7%となっています。



(4) ご家庭では、お子さんと一緒に過ごす時間が取れていると思いますか。〈単一回答〉

お子さんと一緒に過ごす時間が取れていると思うかについては、「十分ではないが、取れている」が45.5%で最も高く、次いで、「十分に取れている」が32.0%、「仕事が忙しく、あまり取れていない」が10.1%となっています。

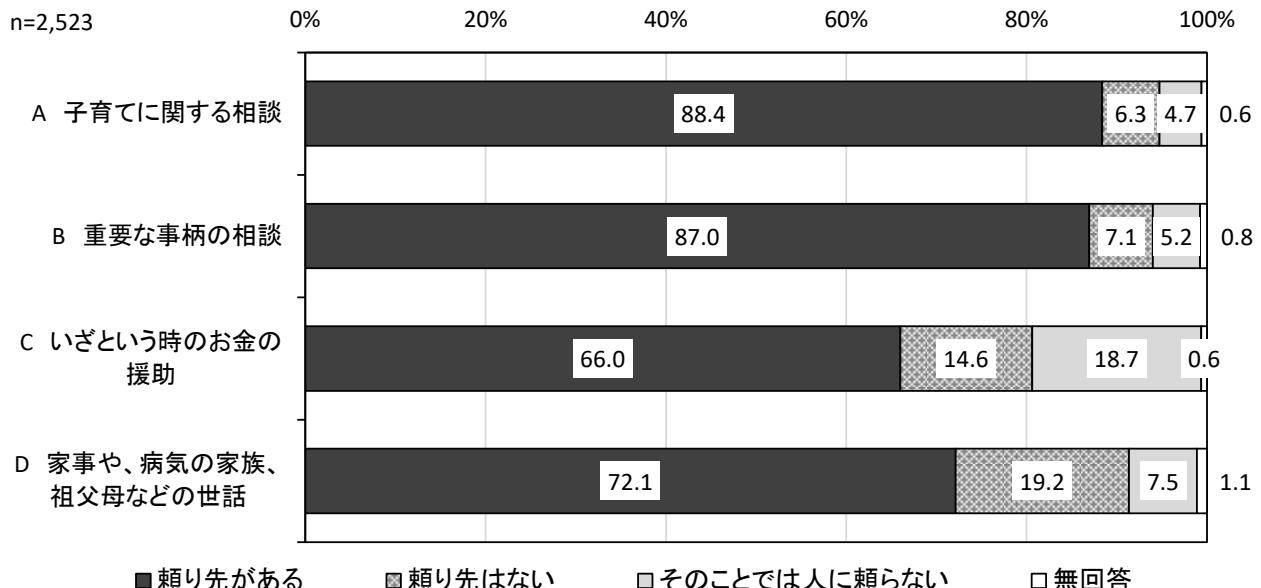
また、「十分に取れている」と「十分ではないが、取れている」を除いた選択肢を合わせた『取れていない』は21.7%となっています。



(5) あなたは次に挙げる事柄で頼れる相手はいますか。〈単一回答〉

A～Dの事柄で頼れる相手がいるかについては、すべての事柄において「頼り先がある」の割合が最も高くなっています。

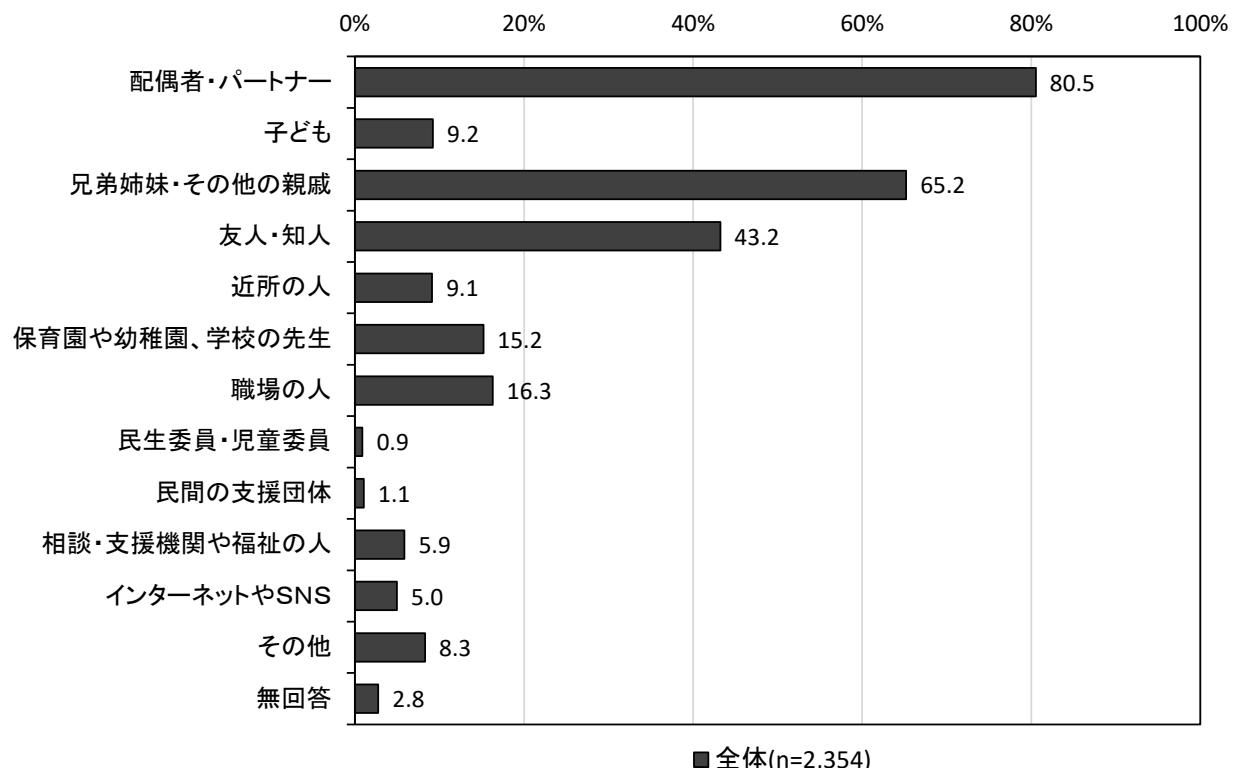
また、「頼り先はない」の割合をみると、[家事や、病気の家族、祖父母などの世話] が 19.2% で最も高く、次いで、[いざという時のお金の援助] が 14.6%、[重要な事柄の相談] が 7.1% となっています。



(5) のいずれかで「頼り先がある」を選んだ方にお聞きします。

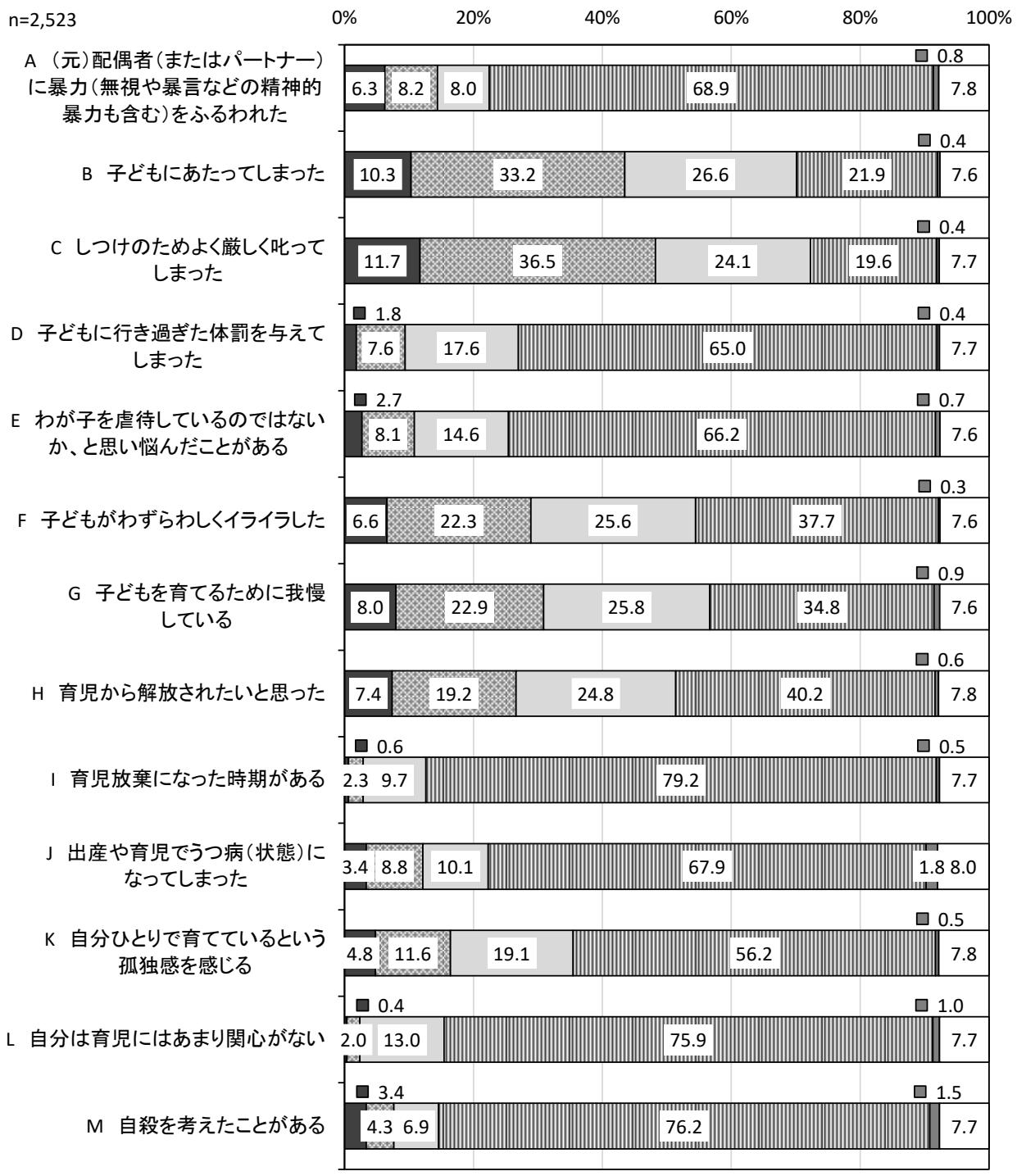
(6) それはどのような方ですか。〈複数回答〉

(5) のA～Dの事柄に関する頼り先については、「配偶者・パートナー」が80.5%で最も高く、次いで、「兄弟姉妹・その他の親戚」が65.2%、「友人・知人」が43.2%となっています。



(7) これまでの子育ての中で、次のようなことがあったり、思ったりしたことはありますか。
 〈単一回答〉

これまでの子育ての中でA～Mのようなことがあったり、思ったりしたことがあるかについて、「あてはまる」と「ややあてはまる」を合わせた『該当』の割合をみると、[しつけのためよく厳しく叱ってしまった]が48.2%で最も高く、次いで、[子どもにあたってしまった]が43.5%、[子どもを育てるために我慢している]が30.9%となっています。



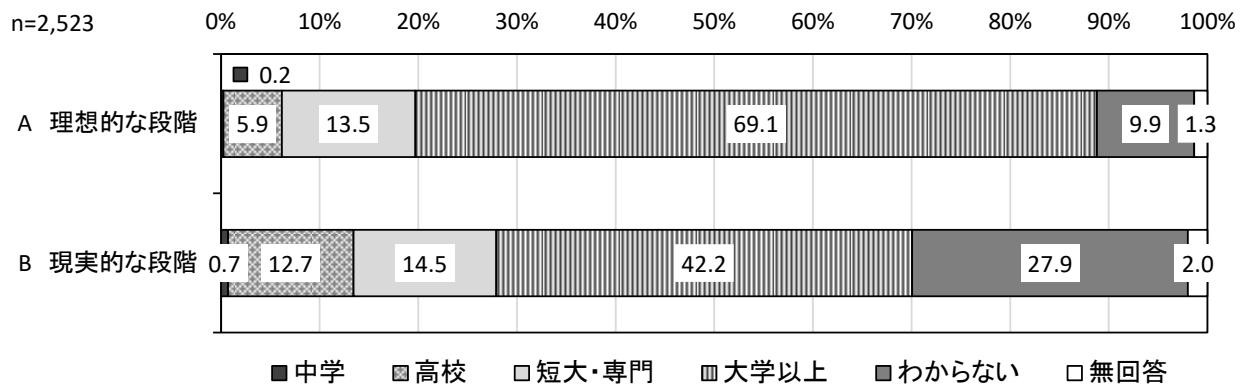
■あてはまる □ややあてはまる □あまりあてはまらない ▨あてはまらない ■わからない □無回答

(8) お子さんは将来、どの段階まで進学すると思いますか。〈単一回答〉

お子さんの進学に関する理想的な段階については、「大学以上」が 69.1%で最も高く、次いで、「短大・専門」が 13.5%、「わからない」が 9.9%となっています。

また、現実的な段階については、「大学以上」が 42.2%で最も高く、次いで、「わからない」が 27.9%、「短大・専門」が 14.5%となっています。

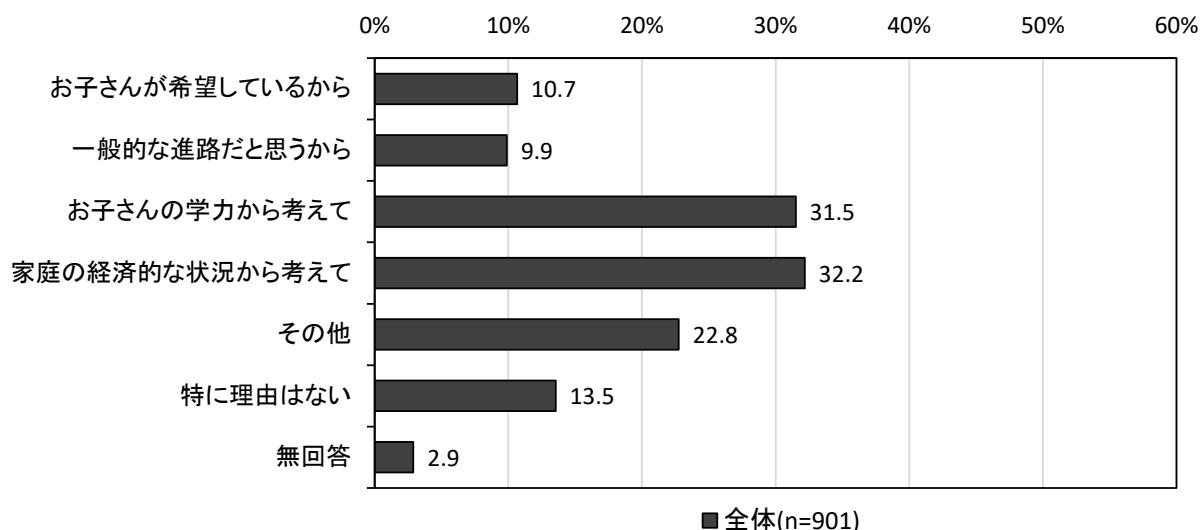
「大学以上」の割合をみると、理想的な段階に対して現実的な段階は、26.9 ポイント低くなっています。



(8) で「A 理想的な段階」と「B 現実的な段階」に違いがある方にお聞きします。

(9) その理由は何ですか。〈複数回答〉

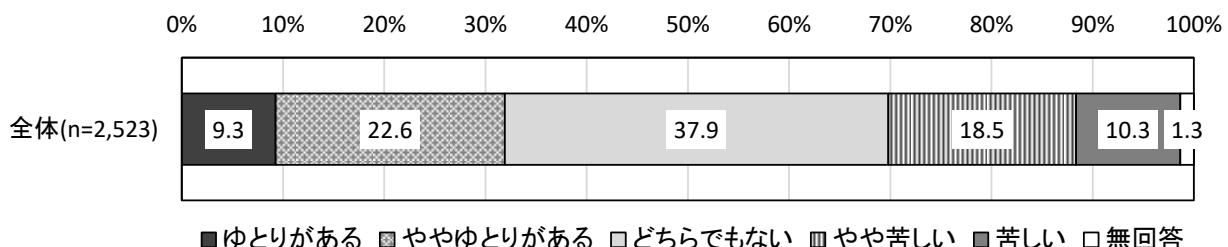
お子さんの進学に関して理想的な段階と現実的な段階に違いがある理由については、「家庭の経済的な状況から考えて」が 32.2%で最も高く、次いで、「お子さんの学力から考えて」が 31.5%、「その他」が 22.8%となっています。



(10) あなたは、現在の生活をどのように感じていますか。〈単一回答〉

現在の生活の感じ方については、「どちらでもない」が37.9%で最も高く、次いで、「ややゆとりがある」が22.6%、「やや苦しい」が18.5%となっています。

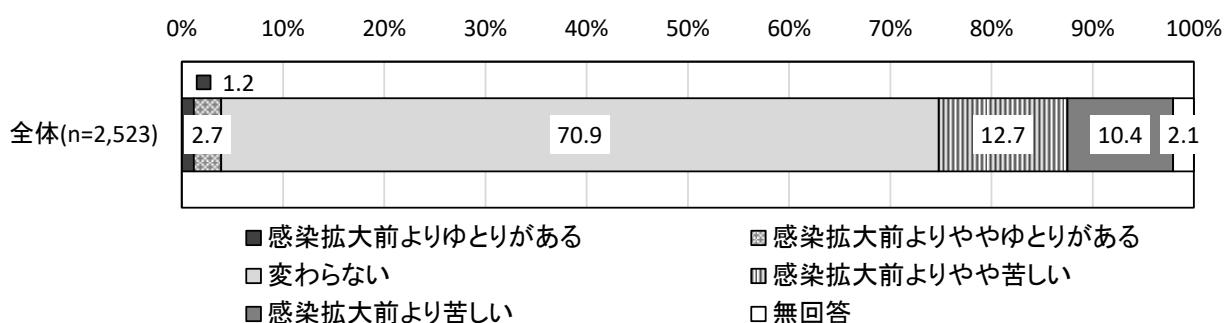
なお、「ゆとりがある」と「ややゆとりがある」を合わせた『ゆとりあり』は31.9%なのに対し、「やや苦しい」と「苦しい」を合わせた『ゆとりなし』は28.8%となっています。



(11) 問10で答えた現在の生活の感じ方は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前（令和2年3月以前）と後で、感じ方は変わりましたか。〈単一回答〉

新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と後での生活の感じ方の変化については、「変わらない」が70.9%で最も高く、次いで、「感染拡大前よりやや苦しい」が12.7%、「感染拡大前より苦しい」が10.4%となっています。

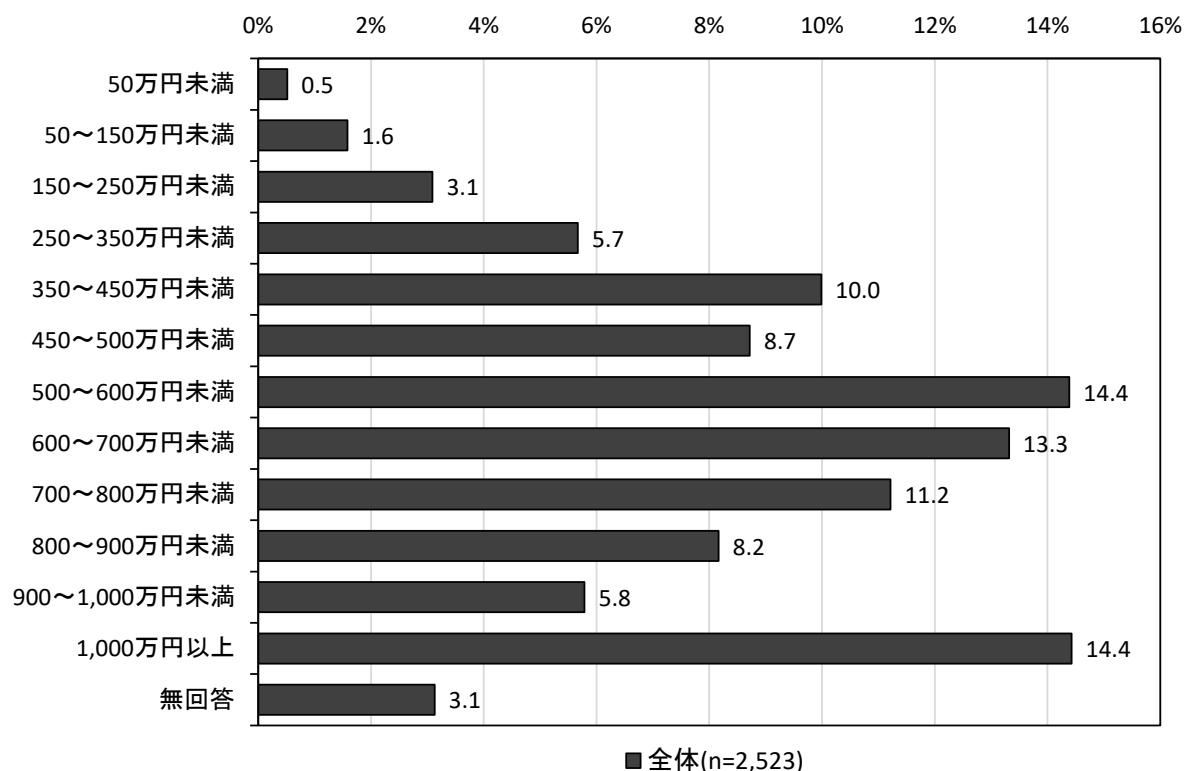
なお、「感染拡大前よりゆとりがある」と「感染拡大前よりややゆとりがある」を合わせた『感染拡大前よりゆとりあり』は3.9%なのに対し、「感染拡大前よりやや苦しい」と「感染拡大前より苦しい」を合わせた『感染拡大前よりゆとりなし』は23.1%となっています。



(12) 世帯全体のおおよその年間収入（税込）はいくらですか。〈単一回答〉

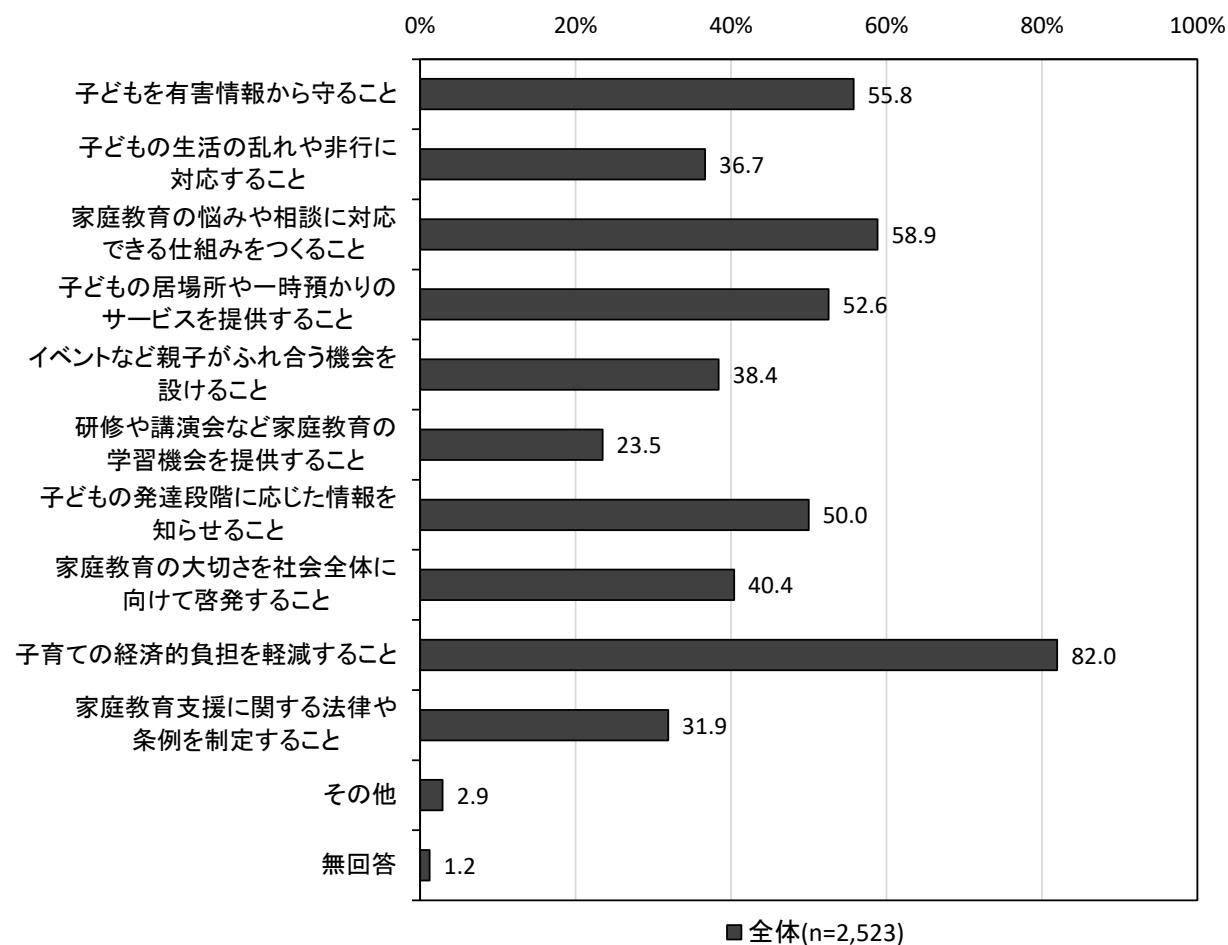
世帯全体のおおよその年間収入については、「500～600万円未満」「1,000万円以上」がそれぞれ14.4%で最も高く、次いで、「600～700万円未満」が13.3%、「700～800万円未満」が11.2%となっています。

なお、『250万円未満』は5.2%となっています。



(13) 家庭教育の充実のために国や市など行政が取り組むべきことは何だと思いますか。〈複数回答〉

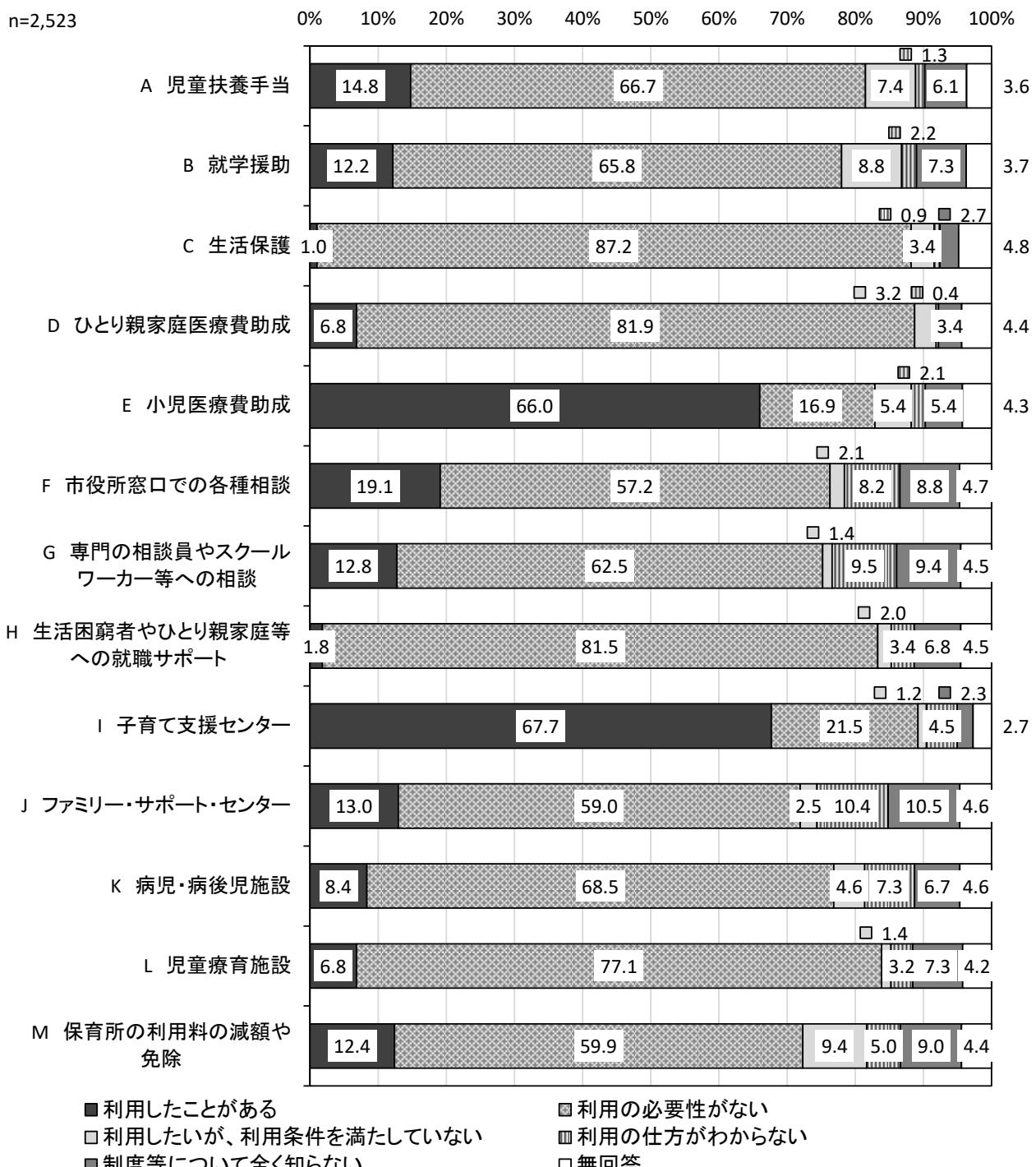
家庭教育の充実のために国や市など行政が取り組むべきことについては、「子育ての経済的負担を軽減すること」が82.0%で最も高く、次いで、「家庭教育の悩みや相談に対応できる仕組みをつくること」が58.9%、「子どもを有害情報から守ること」が55.8%となっています。



(14) あなたの家庭では、次の支援制度等をこれまでに利用したことがありますか。〈単一回答〉

A～Mの支援制度等の利用経験について、「利用したことがある」の割合をみると、[子育て支援センター]が67.7%で最も高く、[小児医療費助成]が66.0%、[市役所窓口での各種相談]が19.1%となっています。

また、「利用したいが、利用条件を満たしていない」「利用の仕方がわからない」「制度等について全く知らない」を合わせた『利用なし』の割合をみると、[ファミリー・サポート・センター] [保育所の利用料の減額や免除] がそれぞれ 23.4%で最も高く、[専門の相談員やスクールワーカー等への相談] が 20.3%、[市役所窓口での各種相談] が 19.1%となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画において目指すべき基本的な方向性として、次の基本理念を設定します。

『すこやかに子どもを育む地域の環 子育て安心都市小田原』

子どもは、私たちの未来を担う大切な社会の宝です。すべての人々が子どもや子育てに関心を持ち、子どもの幸せを第一に考えながら、社会情勢の変化や子育て家庭を取り巻く環境の変化に応じた多様な子育て施策を推進していくことは、子どもと子育てをめぐる様々な課題を解決していく上での最重要課題の一つであります。

本計画では、子育てをする家庭を中心として、学校、地域、企業、行政等の社会全体が一体となって多様かつ切れ目のない持続可能な子育て支援を推進していくことで、小田原の子どもたちをたくましく、心豊かに育み、子どもを産み育てることに夢と希望と誇りを持てる「すこやかに子どもを育む地域の環 子育て安心都市小田原」の実現を目指します。

2. 基本的な視点

基本理念に基づき、次の3つの基本的な視点を大切に取り組んでいきます。

(1) 子どもの視点

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう子ども・子育て支援を推進することが必要です。

乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通して、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが社会の責任です。

(2) 子育て中の保護者に対する支援の視点

子育ては、子どもに限りない愛情を注ぐことを通して、日々成長する子どもの姿に感動しながら、親も親として成長していくという尊い営みです。

子育ての第一義的な責任は保護者にあるという前提のもとに、地域や学校など社会全体が保護者に寄り添い、妊娠から出産、子育ての中で切れ目のない支援を行うなど、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長と子育ての喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが必要です。

(3) 社会全体による支援の視点

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

したがって、行政、家庭、地域、職域など社会のあらゆる分野におけるすべての人々が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれが協働しながら役割を果たしていくことが必要です。

3. 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもとに、次の5つの基本目標を掲げ計画を推進していきます。

(1) 安心して楽しく産み育てることができる環境づくり

核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化、待機児童問題、子どもの貧困など、子育て家庭を取り巻く地域社会の状況が変化する中で、子育てに対する様々な不安感、負担感が生じています。また、ライフスタイルの多様化などを背景として、子育て支援に対するニーズの多様化が進んでいます。乳幼児期の教育、保育、子育て支援の環境整備においては、子育て世帯のニーズに沿った施策を推進するため、子育て支援に関する情報発信や相談体制の充実を図るなど、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を推進することで、安心して楽しみながら子育てができる環境づくりを進めています。

(2) 子どもの発達に応じた育ちを支援する環境づくり

子どもたちは、それぞれの発達の段階における自然な心身の成長に伴い、周囲の環境と関わり合いながら、生活に必要な能力を獲得していきます。その意味では周囲の環境がもたらす影響は大きく、子どもたちの健やかな育ちを保障するため、多様性に配慮した教育・保育環境の充実を図り、発達段階に応じた適切な保護者の関わりを促すとともに、乳幼児期から青壯年期に至るまでのライフステージに応じた一貫した相談・支援体制を構築するなど、質の高い教育・保育、子育て支援を提供できる環境づくりを進めています。

(3) 子育てと仕事の両立を支援する仕組みづくり

長時間労働になりがちな父親の子育て参画の促進など、男女が共に子育ての責任を担い、協力して家庭を築くなど、仕事と子育ての両立を希望する子育て家庭を支える環境を整備するほか、子育て関連施設や企業との連携強化など、多様化する就労環境やニーズを踏まえながら子育てと仕事のバランスを保つことができるような仕組みづくりを進めています。

(4) 地域社会全体が子育てを支援する体制づくり

近隣に住む子どもの減少や、地域コミュニティの希薄化などにより、子育て世帯を取り巻く地域環境が変化する中、子どもの健やかな育ちにおける地域の役割はますます重要になってきています。地域社会における子育ての意義の理解が一層進み、地域社会全体が子どもと子育て家庭に寄り添い、支えられる体制づくりを進めています。

また、家庭、学校、地域との連携を図り、子どもたちが安心して集い活動できる豊かな育ちの場づくりを進めています。

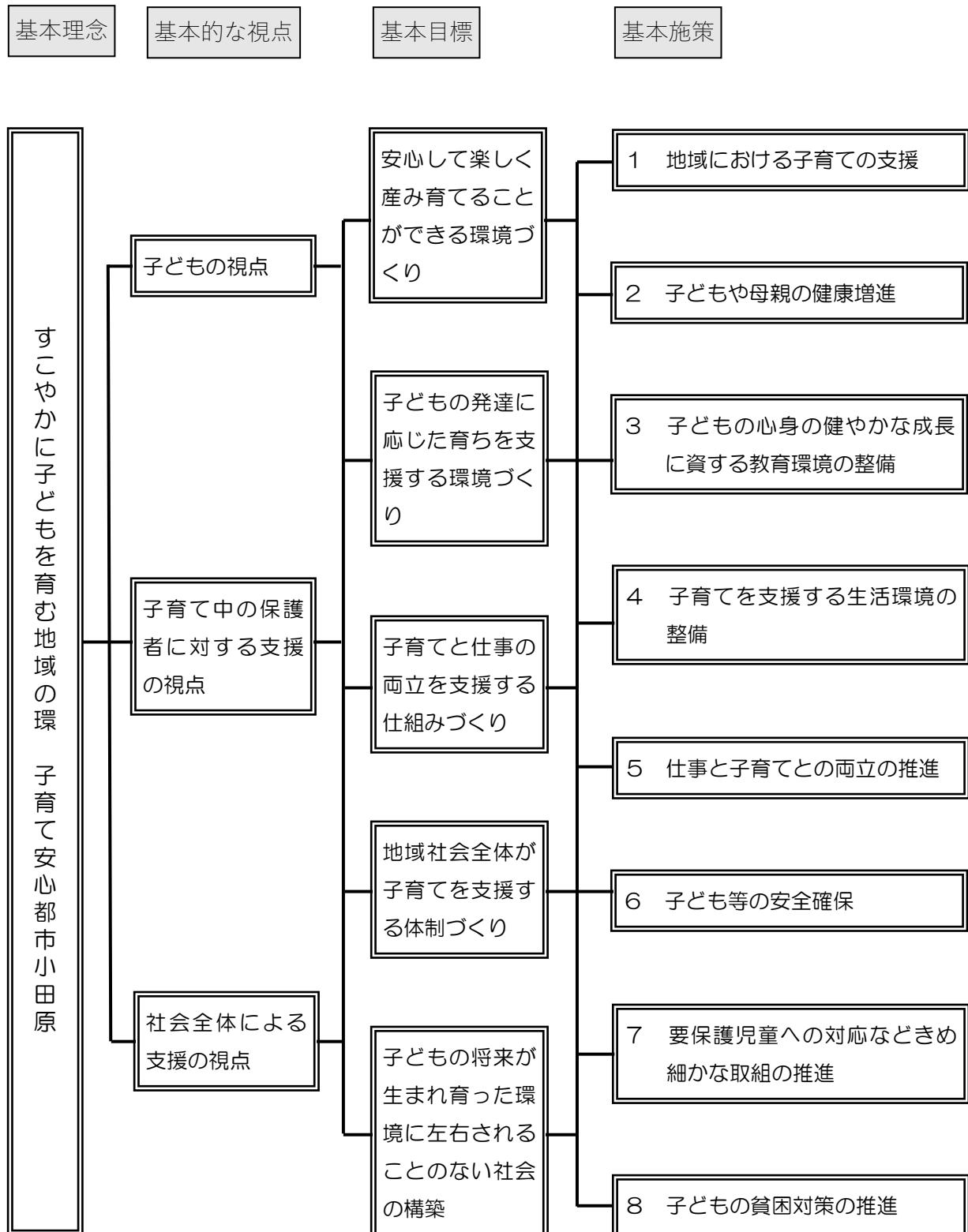
(5) 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会の構築

すべての子どもが健やかに成長し社会で自立するためには、一人ひとりの成長・発達の段階に応じた教育を受ける機会の確保、安心・安全に過ごせる居場所や生活環境の整備などが必要です。しかし、一部の子どもはその生まれ育った環境により、教育の機会が得られなかったり、栄養バランスの取れた食事ができない状況に置かれています。このような状況は、子ども本人の努力では解決することが難しいため、社会全体で対策を図る必要があります

国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を支え、すべての子どもが将来に夢や希望を持つことができる社会の構築に向け取組を進めていきます。

4. 施策の体系

基本目標を柱として8つの基本施策の体系を定め、施策を展開していきます。



第4章 施策の展開

基本目標の実現に向けて、本市で推進する子ども・子育て支援に関する基本施策を設定し、基本施策ごとの主要な事業を個別事業として位置付けます。

なお、子ども・子育て支援法に基づいて実施する事業を重点事業（★印で表示）とします。

基本施策1 地域における子育ての支援

安心して子どもを生み育て、子どもが心身共に健やかに成長するために、妊娠、出産、子育てなど各ライフステージごとにに対応した、切れ目ない総合的な支援に努めるほか、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進めています。

また、ライフスタイルや働き方、子育てに関する価値観が多様化する中で、待機児童の解消や幼児期の教育・保育サービスに対する様々なニーズへの対応、経済的負担の軽減を図るなど、教育・保育サービスの提供体制を計画的に確保し、質の向上に努めています。

（1）地域における子育て支援サービスの充実

すべての家庭における子育てを支援するため、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、その周知に努めます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------------------|---|-----------|
| 子育て支援拠点管理運営事業★ | 子育て支援センターを運営し、子育てひろばの提供や、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。 | 子育て政策課 |
| 地域子育てひろば事業★ | 未就園児の保護者同士の交流や情報交換の場となる地域子育てひろばを運営する。 | 子育て政策課 |
| 一時預かり事業★ | 通院、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童の保育を行う。今後、実施園の拡大に努める。 | 保育課 |
| ファミリー・サポート・センター運営事業★ | 育児支援を受けたい人と育児支援ができる人の登録及び管理、援助活動の調整を行う。また、ひとり親家庭等が負担する利用料金への補助を行う。 | 子育て政策課 |
| 子育て短期支援事業★（トワイライトステイ） | 保護者が夜間に子どもの保育を行うことができない場合に、児童養護施設等で預かりを行う。 | 子ども青少年支援課 |
| 病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業) ★ | 病気中又は病気回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活ができない児童を一時的に預かる。 | 保育課 |
| 養育支援家庭訪問事業★ | 児童の養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による育児、家事等の援助や指導等、又は養育者の身体的、精神的不調状態に対する相談や指導を行う。 | 子ども青少年支援課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------------|--|-----------|
| おだわら子ども若者教育支援センター運営事業 | 「おだわら子ども若者教育支援センター」を運営し、妊娠期から乳幼児期・学齢期・青壯年期に至るまで、教育と福祉が連携した、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援を行う。さらに、児童福祉と母子保健を統合し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」として位置付けることにより、相談支援機能の強化を図っていく。 | 子ども青少年支援課 |
| 子育て世代包括支援センター運営事業★ | 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。さらに、児童福祉と母子保健を統合し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」として位置付けることにより、相談支援機能の強化を図っていく。 | 健康づくり課 |
| 母子訪問指導事業★ | 妊婦や乳幼児を持つ家庭に保健師等が訪問を行い、発達の確認、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。 | 健康づくり課 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) ★ | 生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。 | 健康づくり課 |
| 出産・子育て応援事業 | 妊娠届出時の面接を受けた妊婦に出産応援給付金として5万円を、乳児家庭全戸訪問時の面談を受けた養育者に子育て応援給付金として5万円(新生児1人につき)を支給する。 | 子育て政策課 |
| 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) ★ | 就労等により、雇用家庭に保護者のいない児童に対して、放課後の居場所を提供する。 | 教育総務課 |
| 放課後子ども教室推進事業 | 放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。 | 教育総務課 |
| 子どもの居場所づくり事業 | 地域の大人が子どもを見守り育てるという理念のもと、子どもが安心して集い、活動できる居場所づくりを支援する。 | 青少年課 |
| 冒険遊び場事業 | 子どもたちに公園を中心とした禁止事項を極力少なくした遊び場を提供することで、子どもたちの自立性、創造性及び協調性を育む。 | 青少年課 |
| 児童プラザ管理運営事業 | 子どもや保護者が楽しく安全に遊ぶことが出来る屋内遊び場を運営する。 | 子育て政策課 |
| 子育て短期支援事業(ショートステイ)★ | 保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童を施設等において一定期間、養育・保護を行う。 | 子ども青少年支援課 |

(2) 幼児期の教育・保育サービスの充実

子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを生み育てられる環境を整えるため、多様化する幼児期の教育・保育サービスの「量」の確保とあわせて、「質」の向上に対する支援をします。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------------------|--|--------------|
| 通常保育事業★ | 家庭で保育することができない児童を保育所等で預かり、保育を行う。保育の必要量に対する受け皿の確保を図る。 | 保育課 |
| 延長保育促進事業★ | 保護者の就労状態等に対応するため、通常の利用時間以外に延長して保育を行う。今後、受入れの拡大と時間延長に努める。 | 保育課 |
| 乳児保育促進事業 | 0歳児の保育を行う。今後、定員枠の拡大に努める。 | 保育課 |
| 障がい児保育促進事業 | 障がいのある児童の保育体制の充実を図るため、保育士の雇用を促進させる。 | 保育課 |
| 認可外保育施設への支援事業 | 認可外保育施設の保育環境の向上を図るため、助成や指導を行う。 | 保育課 |
| 公立保育所運営管理事業 | 公立保育所の施設等の維持・修繕や、給食の提供、職員の研修、賠償保険関係などを含めた運営管理を行う。 | 保育課 |
| 民間保育所運営費補助事業 | 民間保育所の運営が円滑に行われるよう人件費等を補助する。 | 保育課 |
| 公立保育所施設整備事業 | 安全を確保し、多様な保育ニーズに対応するため施設整備を行なう。 | 保育課 |
| 民間保育所等施設整備補助事業 | 安全で多様な保育サービスに対応できるように、民間保育所等における施設の改築・新規開設や大規模修繕等に対して助成を行う。 | 保育課 |
| 認定子ども園整備事業 | 教育・保育を一体的に行い、地域における多様な保育ニーズに対応するため、既存の保育所、幼稚園での認定こども園の設置を検討する。 | 保育課 |
| 公立幼稚園教育推進事業 | 介助教諭等の配置や延長保育の実施のほか、臨床心理士等の派遣や各種研究事業を通じて教諭の資質向上等を図る。 | 教育総務課 |
| 私立幼稚園教育支援事業 | 私立幼稚園児の内科・歯科検診を補助する。 | 保育課 |
| 就学前教育・保育充実事業 | 子どもを主体とした教育・保育の取組を市全体に広げていくため、民間施設を含めた幼稚園・保育所の職員等による意見交換会を実施するとともに、公立認定こども園整備へ向けた保育・教育現場での諸課題を整理するため、アドバイザーによる指導を得ながら職員の相互研修を推進する。 | 保育課 教育総務課 |
| 病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)（再掲）★ | 病気中又は病気回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活ができない児童を一時的に預かる。 | 保育課 |
| 一時預かり事業(再掲)★ | 通院、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童の保育を行う。今後、実施園の拡大に努める。 | 保育課 |

(3) 幼児教育・保育を担う人材の確保

幼児期の教育・保育サービスの量の拡充に伴い、新たに必要となる保育士等の人材を確保するために、保育士等の処遇改善や負担軽減に資する取組などの必要な支援を行います。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------|---|-----|
| 保育士等の処遇改善 | 国が進める保育士等の処遇改善とそれに伴うキャリアアップ研修の実施により、新規保育士等の確保とともに離職防止を図る。 | 保育課 |
| 就職相談会及び就職支援セミナー | 潜在保育士や保育士養成施設の学生向けの就職相談会や就職支援セミナーを開催し、事業者と就職希望者が繋がる場を設ける。 | 保育課 |
| 民間保育所等保育士確保支援事業 | 保育支援員の設置や施設のICT化等の保育士の負担軽減に資する取組や雇用保育士の宿舎借り上げ等の働きやすい環境整備に資する取組に対し、補助金を交付するなどの支援を行う。 | 保育課 |

(4) 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育てサービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するなどサービスの質の向上を図るとともに、多様かつ切れ目のない支援を行うため、子育て支援サービス等のネットワークの形成を進め、子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう情報提供に努める。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--|--|--------|
| 子育て支援情報提供事業 (地域情報SNS「PIAZZA(ピアッザ)」) | スマートフォンのアプリを通して、子育て中の親同士がつながり、子育て関連の情報交換など双方向のコミュニケーションができるほか、子育て支援施設の情報やアプリ利用者からの情報を地図に蓄積することができる地図情報機能を搭載し、これまで紙で発行していた「子育てマップ」に代わるデジタル版のマップを提供する。 | 子育て政策課 |
| 電子母子手帳アプリ (おだわらっこ手帳) | スマートフォンのアプリを通して、育児に関する情報を提供し、妊娠期から子育て期にわたり支援する。これまで提供していた「ママパパ子育て知恵袋メール」の内容も引き続き、本アプリで提供する。 | 健康づくり課 |
| 子育て支援フェスティバル開催助成事業 | 子育て中の親子が、楽しみながら子育ての知識を得られる「子育て支援フェスティバル」を開催する実行委員会に対し、補助金を交付する。 | 子育て政策課 |
| 子育て支援拠点管理運営事業（再掲）★ | 子育て支援センターを運営し、子育てひろばの提供や、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。 | 子育て政策課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------------------|---|--------|
| 子育て世代包括支援センター運営事業★（再掲） | 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。さらに、児童福祉と母子保健を統合し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」として位置付けることにより、相談支援機能の強化を図っていく。 | 健康づくり課 |
| 母子訪問指導事業（再掲）★ | 妊婦や乳幼児を持つ家庭に保健師等が訪問を行い、発達の確認、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。 | 健康づくり課 |
| 乳児家庭全戸訪問事業（こにちは赤ちゃん事業）（再掲）★ | 生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。 | 健康づくり課 |
| 情報発信支援事業 | 子どもに関連する地域の活動情報を集約し、地域に発信する取組を支援する。 | 青少年課 |

（5）子どもの健全育成

子どもたちが自ら育つ力を持ち、心身ともに健やかに成長できるよう、子ども同士で遊んだり、様々な学習・体験ができる子どもの居場所づくりや機会の提供を進めます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|---|--------|
| 総合型地域スポーツクラブ推進事業 | スポーツ活動を気軽に、継続的に行うことができるよう「総合型地域スポーツクラブ」を支援していく。 | スポーツ課 |
| 公園再整備事業 | 総合公園や街区公園について計画的に老朽化施設の更新及び公園の改築を行うとともに、十分に利用されていない街区公園について、順次再整備を行う。 | みどり公園課 |
| まちなかの公園整備事業 | みどりの広場や無償借地等の活用により、身近な公園整備を進める。 | みどり公園課 |
| 児童遊園地管理補助事業 | 自治会など地域で管理する児童遊園地の新設、遊具の補修・増設、運営費等の助成を行う。 | 子育て政策課 |
| 森のおくりもの事業 | 地域産木材で製作されたおもちゃを乳幼児に配布することで、感性豊かな乳幼児期から子どもが木に触れながら育つ環境を提供する。 | 農政課 |
| 体験学習事業 | 学校や世代を超えた交流による自然体験や社会体験、生活体験などの体験学習の機会を提供し、自立心や創造性など豊かな人間性を育む。 | 青少年課 |
| 指導者養成研修・派遣事業 | 青少年指導者を養成し、様々な体験事業に派遣することで、内容の充実を図る。 | 青少年課 |
| 子ども会支援事業 | 市子ども会連絡協議会をはじめ、単位子ども会や学区連合子ども会の様々な活動を支援する。 | 青少年課 |
| 地区健全育成組織支援事業 | 地区健全育成組織が行う地域活動を活性化させるために、地域の実態に即した活動を支援する。 | 青少年課 |
| 青少年育成推進員支援・活用事業 | 青少年育成推進員協議会が、青少年の非行防止及び健全育成のために行う活動を支援する。 | 青少年課 |
| 子どもの居場所づくり事業（再掲） | 地域の大人が子どもを見守り育てるという理念のもと、子どもが安心して集い、活動できる居場所づくりを支援する。 | 青少年課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------------|--|-------|
| 冒険遊び場事業（再掲） | 子どもたちに公園を中心とした禁止事項を極力少なくした遊び場を提供することで、子どもたちの自立性、創造性及び協調性を育む。 | 青少年課 |
| 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（再掲）★ | 就労等により、昼間家庭に保護者のいない児童に対して、放課後の居場所を提供する。 | 教育総務課 |
| 放課後子ども教室推進事業（再掲） | 放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。 | 教育総務課 |
| 子どもの読書活動推進事業 | 読書活動が、子どもの能力を伸ばし、健やかな成長に大きく関わることについての理解を広げ、子どもや子育て世代に向けた内容を充実させるため講演会等を実施する。 | 図書館 |

（6）幼児期の教育・保育にかかる経済的支援

子育て家庭に対し、各種の経済的な支援を進めます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------|--|--------|
| 児童手当支給事業 | 中学校卒業までの児童を養育している者に対し手当を支給する。 | 子育て政策課 |
| 幼児教育・保育の無償化 | 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育所、幼稚園等の利用に係る費用を負担する。 | 保育課 |
| 実費徴収に係る補足給付事業★ | 低所得者世帯の児童に対し、保育所等の日用品費や教材費、また、幼稚園の副食費の支援を行う。 | 保育課 |

基本施策2 子どもや母親の健康増進

子どもや母親の心身の健康を確保するために、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、支援体制の充実を図るとともに、子育てや、心や体の健康、食に関する正しい知識を普及・啓発していきます。

（1）妊娠婦・乳幼児に切れ目のない保健対策の充実

妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて、子どもや母親の健康が確保されるように、健康診査や訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

また、親の育児不安の解消を図るために、乳幼児健診等の場を活用し、親への相談指導を実施し、児童虐待の発生予防や事故の予防のための啓発等の取組を進め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------------------|---|--------|
| 子育て世代包括支援センター運営事業★（再掲） | 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。さらに、児童福祉と母子保健を統合し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」として位置付けることにより、相談支援機能の強化を図っていく。 | 健康づくり課 |
| 妊婦・産婦健康診査事業★ | 妊娠中に14回まで妊婦健康診査費用、産後2回の産婦健康診査費用の一部を助成する。 | 健康づくり課 |
| 妊婦歯科健康診査事業 | 妊娠中に1回妊婦歯科健康診査を指定歯科医院で実施、費用の一部助成をする。 | 健康づくり課 |
| 母子健康教育事業 | 妊婦とその家族を対象に、安心して妊娠中の生活を送り、安全に出産が迎えられるようにママパパ学級を行う。乳幼児を持つ親等を対象に、子育て応援講座で育児に関する情報を提供し、親子教室で育児不安の軽減を図るために教室を実施する。 | 健康づくり課 |
| 乳幼児健康診査事業 | 保健センターや指定医療機関において、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査と乳幼児事後検診を実施する。また、未就園等の4歳・5歳児に尿検査を実施する。 | 健康づくり課 |
| 育児相談事業 | 保健師等が保健センターや子育て世代包括支援センターで、電話や来所による相談を実施するほか、地区公民館等での出張相談を行う。 | 健康づくり課 |
| 母子訪問指導事業（再掲）★ | 妊婦や乳幼児を持つ家庭に保健師等が訪問を行い、発達の確認、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。 | 健康づくり課 |
| 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（再掲）★ | 生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。 | 健康づくり課 |
| 産後ケア事業 | 生後1年未満の乳児と母に対し、助産院等で心身のケアや授乳指導、育児支援を行い、安心して子育てができるよう支援する。 | 健康づくり課 |

（2）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

思春期における性の問題に対応するため、性に関する健全な意識を持ち、正しい知識の普及を図ります。

また、幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止や、自殺の兆候の早期発見等に取り組むことや、心のケアのための相談体制の充実を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------|--|-------|
| 保健教育事業 | 年齢に応じた性教育の実施や生活習慣等について、児童生徒や保護者に対して保健指導を進める。 | 学校安全課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------|--|-----------|
| 教育相談等充実事業 | 支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象とした子ども若者教育支援センターにおける教育相談、学校におけるスクールカウンセラー等による相談対応のほか、不登校の児童生徒の状況の改善を図るため、教育相談指導学級、校内支援室、不登校生徒訪問相談員等による支援を行う。 | 教育指導課 |
| 子ども若者相談支援事業 | 児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他の相談、及び、ひきこもりや若年無業者（ニート）など社会生活を円滑に営むことが難しい若者（30歳代まで）やその保護者等からの相談に応じ、必要な調査、指導等を行う。また、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携による要保護児童等の適切な保護や支援を実施する。 | 子ども青少年支援課 |

（3）食育の推進

乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を行い、乳幼児期からの適切な食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家庭関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------|--|--------|
| 食育実践活動事業 | 地域において食生活実践活動を行っている小田原市食育サポートメイトに食生活実践活動事業として委託し、食に関する知識の普及を図り、保健事業を効果的に実施する。 | 健康づくり課 |
| 食育啓発事業 | 望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるため、児童生徒への食に関する指導の充実を図る。また、子どもと保護者を対象にした食育イベント等を開催する等啓発に努める。 | 学校安全課 |
| 魚ブランド化促進事業 | 地魚を使った学校給食メニューを提供するとともに、子育て世代等を対象に旬の地魚を使った料理教室を開催し、小田原で獲れる魚を知って食べてもらうことで、魚食普及を進める。 | 水産海浜課 |
| 小田原みなとまつり開催事業 | 子どもたちにみなどまつりで定置網漁業の見学をしてもらうことで、港や海、人とふれあうとともに漁業や水産業に関する知識を深めてもらう。 | 水産海浜課 |

（4）小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるため、小児医療の充実・確保に努めます。

また、保護者の経済的負担の軽減を図るために、小児医療費の助成制度の充実に努めます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------|--|--------|
| 休日・夜間急患診療所助成事業 | 小田原市休日・夜間急患診療所にて休日及び夜間ににおける小児科診療を実施する。 | 健康づくり課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------|---|--------|
| 小児深夜救急医療事業 | 毎日、深夜から翌朝にかけての小児の急病に対応するため、市立病院において小児科の深夜救急医療を実施する。 | 健康づくり課 |
| 育成医療給付事業 | 障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため医療が必要である児童に対し、手術、継続的治療に要する医療費の一部を負担する。 | 障がい福祉課 |
| 未熟児養育医療費助成事業 | 病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を助成する。 | 子育て政策課 |
| 小児医療費助成事業 | 子どもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。また、これまで設定していた保護者の所得制限を令和5年10月診療分から廃止する。 | 子育て政策課 |

基本施策 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組めるよう、次代の親の育成、生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境づくり、地域の人々との交流や実際に体験する機会を持つことで自ら学ぶ環境づくりを目指します。

(1) 次代の親の育成・子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義を実感できるような取組を進めます。

また、次代の担い手である子どもが、いきいきと個性豊かに生きる力を育むことができるよう、基礎的な学力を身に付けさせるとともに、自ら考え判断し、表現する力を育みます。また、思いやりの心や感動する心など、豊かな人間性を育むとともに、たくましく生きるための健康や体力づくりを進め、学校の教育環境の整備に努めます。

＜次代の親の育成＞

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------|-------------------------------------|-----|
| 保育体験学習事業 | 保育園、幼稚園において中学生が乳幼児とふれあう保育体験学習を実施する。 | 保育課 |

＜子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備＞

○確かな学力の向上

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------|---|-------|
| 外国語教育推進事業 | 子どもの外国語に対する興味・関心を高められるよう、外国語指導助手を公立幼稚園や小中学校に配置する。 | 教育指導課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------|--|-------|
| 支援教育推進事業 | 支援を必要とする児童生徒への個別支援員の配置、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行う。 | 教育指導課 |
| 読書活動推進事業 | 小中学校に学校司書を配置し、学校図書館の充実を図る。 | 教育指導課 |
| 学力向上支援事業 | きめ細かな学習環境の整備と児童生徒の学力及び学習の状況を調査・分析することにより、個々の児童生徒の学力の向上を図る。 | 教育指導課 |

○豊かな心の育成

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------|--|-------|
| 人権教育推進事業 | 児童生徒が人間の生命の尊さについての理解を深め、学校・家庭・地域のそれぞれの場において、人権尊重の意識をもって行動できる人格の形成を図る。 | 教育指導課 |
| 郷土学習推進事業 | 児童生徒の郷土の自然、産業、地理、歴史や、郷土の偉人の業績に対する興味・関心、探求心を高めることにより、郷土を愛する心を育む。 | 教育指導課 |
| 学校等アウトリーチ事業 | 次世代を担う子どもたちの豊かな情操を育て、創造力や感性を刺激するため、市内公立学校等を対象にアウトリーチ事業を開催し、本物の芸術に触れる機会を設け、文化の裾野を広げる。 | 文化政策課 |

○健やかな体の育成

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|--|-------|
| 健康診断事業 | 学校保健安全法に基づき、心臓疾患検診、腎臓疾患検診など児童生徒等の定期健康診断を実施する。 | 学校安全課 |
| 城下町おだわらツーデーマチ開催事業 | 西さがみの魅力を発信する同ウォーキング大会への小・中学生及び未就学児の参加を促すことで、子どものウォーキングを促進する。 | スポーツ課 |

○信頼される学校づくり

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|--|-------|
| 学校施設整備事業 | 学校施設の長寿命化を含めた再整備の検討を行う。 | 学校安全課 |
| 教育環境質的向上事業 | トイレの改修、特別教室の空調設備等の整備を行い、教育環境の質的向上を目指す。 | 学校安全課 |
| 教育ネットワークシステム整備事業 | 教育ネットワークシステムの円滑な運用を図るとともに、授業へのさらなる活用や、学校ホームページ等を用いた情報発信のさらなる充実を推進する。 | 学校安全課 |
| 学校施設安全対策事業 | 非構造部材の耐震化、外壁の改修等、学校施設の安全に係る整備を行う。 | 学校安全課 |
| 学校安全対策事業 | 事故防止のために安全教育を徹底し、事故に際しては災害賠償補償制度を利用し医療費に対する補助などを行なう。 | 学校安全課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|---|----------------|
| 地域とともにある学校づくり推進事業 | 学校・家庭・地域が一体的・主体的に協働し、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支える体制を整備し、地域に根差した特色ある学校づくりを推進する。 | 教育総務課 教育指導課 |
| 学校木の空間づくり事業 | 地域産木材の継続的利用、教育・学習環境の向上や地域との連携強化など様々な観点から市内小学校の内装木質化を行う。 | 農政課 |

(2) 家庭や地域の教育力の向上

学校、家庭、地域が連携・協力し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供、自然環境等地域の教育資源を活かした多様な体験活動機会の充実等、家庭や地域における教育力を総合的に高めます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|----------------|
| 地域とともにある学校づくり推進事業（再掲） | 学校・家庭・地域が一体的・主体的に協働し、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支える体制を整備し、地域に根差した特色ある学校づくりを推進する。 | 教育総務課 教育指導課 |
| 家庭教育学級事業 | PTA等で実施される学習会や、入園、入学前説明会の際の家庭教育に関する講座等を行う。 | 生涯学習課 |
| 尊徳学習推進事業 | 尊徳生誕地としての地域的特性を生かし、尊徳の生きた時代の生活・仕事の追体験等、子どもが尊徳の教えに親しむための機会を提供する。 | 生涯学習課 |
| 環境活動推進事業 | 市民の環境意識の向上を図るために、将来を担う子どもたちに対する環境学習を行うとともに、市民による環境活動の促進を図る。 | 環境政策課 |
| わたしの木づかいパイロット事業 | 市内の小学校で森林学習（座学）や間伐体験、木工場見学、地域産木材を使ったモノづくりを行う。 | 農政課 |
| 森のせんせい養成・派遣事業 | 森林・林業・木材産業に関する知識を備え、市民に対して普及啓発を図ることができる人材を養成する。養成後は、市内小学校への森林環境学習など様々な活動に派遣する。 | 農政課 |

基本施策 4 子育てを支援する生活環境の整備

安心して子どもを育てるためには、良質な住宅や良好な居住環境の確保、犯罪等の防止に配慮した環境設計、安全な道路交通環境を整備します。また、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、バリアフリー化を進めるなど、子育て世帯が安心して外出できる環境を整えるとともに、情報提供に努めます。

(1) 良質な住宅の確保、良好な居住環境の確保

子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、市営住宅については、入居者の選考にあたり、子育て世帯が入居しやすくなるよう配慮します。

また、住宅市街地における子育て世帯の生活の利便性を確保するため、小田原市立地適正化計画に基づき、交通結節点である駅周辺における都市機能や居住機能の集約化に取り組みます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------|--|-------|
| 立地適正化計画推進事業 | 生活の利便性を確保するため、拠点駅周辺への生活サービス施設等の都市機能や居住の誘導を図る。 | 都市政策課 |
| 市営住宅考查時の配慮 | 考查入居の住宅困窮度を点数化するにあたり、子育て世帯に加点し、入居しやすくなるよう配慮する。 | 建築課 |

(2) 安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備・安全・安心まちづくりの推進

妊娠婦や子ども、乳幼児連れの者等すべての人が安全に安心して通行できるよう、段差の解消等のバリアフリー化や交通安全施設の整備を進め、関係機関と連携を図りながら、安全な道路交通環境の整備を推進します。

また、乳幼児を連れて安心して外出できるよう、公共施設等においてベビーベッド、ベビーチェア、授乳室の設置を整えるとともに、情報提供に努めます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------|--|--------|
| 交通安全施設の充実 | 道路照明灯、防護柵、道路反射鏡などの交通安全施設の整備や維持修繕を行う。 | 道水路整備課 |
| 市民生活道路の改良事業 | 狭あいな道路の拡幅整備を行うとともに、円滑な通行の支障となっている交差点の改良などを行う。 | 道水路整備課 |
| 地域防犯灯整備事業 | 夜間における地域住民の通行の安全を確保するため、ESCO 事業を導入し、LED 防犯灯の整備と管理を行う。 | 地域安全課 |
| 自転車等放置防止対策事業 | 道路、公園等に自転車等が放置されることを防止するため、自転車等利用者に対する指導啓発や放置自転車等の移動を行う。 | 地域安全課 |

基本施策 5 仕事と子育てとの両立の推進

仕事と家庭生活の両立を推進し、安心して子育てができるように、企業への意識啓発、多様な働き方に対応した保育サービスや子育て支援サービスを充実させていきます。

(1) 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)実現のための働き方の見直し

仕事と家庭生活を両立させるため、すべての人が多様な働き方を選択できるよう、ワークライフバランスについての講座の実施や情報の提供等を積極的に行います。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------|---|------------|
| 労働教育事業 | 新しい時代に即応できるよう、勤労者の知識の習得を図るために、労働問題講演会を開催する。 | 産業政策課 |
| おだわら起業スクール事業 | 新たな担い手となる創業者の発掘と起業家支援を図るため、おだわら起業スクールを開催する。 | 産業政策課 |
| 女性活躍推進事業 | 女性の職業生活における活躍を推進するため、就業等支援講座の開催や情報の提供を行う。 | 人権・男女共同参画課 |

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

多様な働き方に対応した保育サービスや子育て支援サービスの充実を図るなど、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを推進します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------------------|---|--------|
| 通常保育事業（再掲）★ | 家庭で保育することができない児童を保育所等で預かり、保育を行う。保育の必要量に対する受け皿の確保を図る。 | 保育課 |
| 延長保育促進事業（再掲）★ | 保護者の就労状態等に対応するため、通常の利用時間以外に延長して保育を行う。今後、受入れの拡大と時間延長に努める。 | 保育課 |
| 乳児保育促進事業（再掲） | 〇歳児の保育を行う。今後、定員枠の拡大に努める。 | 保育課 |
| 障がい児保育促進事業（再掲） | 障がいのある児童の保育体制の充実を図るため、保育士の雇用を促進させる。 | 保育課 |
| 認可外保育施設への支援事業（再掲） | 認可外保育施設の保育環境の向上を図るため、助成や指導を行う。 | 保育課 |
| 公立保育所運営管理事業（再掲） | 公立保育所の施設等の維持・修繕や、給食の提供、職員の研修、賠償保険などを含めた運営管理を行う。 | 保育課 |
| 民間保育所運営費補助事業（再掲） | 民間保育所の運営が円滑に行われるよう人件費等を補助する。 | 保育課 |
| 公立保育所施設整備事業（再掲） | 安全を確保し、多様な保育ニーズに対応するため施設整備を行なう。 | 保育課 |
| 民間保育所等施設整備補助事業（再掲） | 安全で多様な保育サービスに対応できるように、民間保育所等における施設の改築・新規開設や大規模修繕等に対して助成を行う。 | 保育課 |
| 認定子ども園整備事業（再掲） | 教育・保育を一体的に行い、地域における多様な保育ニーズに対応するため、既存の保育所、幼稚園での認定こども園の設置を検討する。 | 保育課 |
| 病児・病後児保育事業（乳幼児健康支援一時預かり事業）（再掲）★ | 病気中又は病気回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活ができない児童を一時的に預かる。 | 保育課 |
| 一時預かり事業（再掲）★ | 通院、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童の保育を行う。今後、実施園の拡大に努める。 | 保育課 |
| 子育て支援拠点管理運営事業（再掲）★ | 子育て支援センターを運営し、子育てひろばの提供や、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。 | 子育て政策課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------------------|--|--------|
| ファミリー・サポート・センター運営事業(再掲)★ | 育児支援を受けたい人と育児支援ができる人の登録及び管理、援助活動の調整を行う。また、ひとり親家庭等が負担する利用料金への補助を行う。 | 子育て政策課 |
| 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)(再掲)★ | 就労等により、昼間家庭に保護者のいない児童に対して、放課後の居場所を提供する。 | 教育総務課 |
| 放課後子ども教室推進事業(再掲) | 放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。 | 教育総務課 |
| 勤労者生活資金預託金事業 | 勤労者の生活の安定と向上を図るために、金融機関に資金を預託し、教育費、医療費、出産費等の生活資金について低金利での融資を行う。 | 産業政策課 |
| 魚ブランド化促進事業 (再掲) | 地魚を使った学校給食メニューを提供するとともに、子育て世代等を対象に旬の地魚を使った料理教室を開催し、小田原で獲れる魚を知って食べてもらうことで、魚食普及を進める。 | 水産海浜課 |

基本施策 6 子ども等の安全確保

子どもが交通事故や犯罪などの被害に遭うことがなく、安心して生活できる環境を整えます。地域社会全体で子どもを守るため、家庭、地域、学校、行政、関係機関が連携し、安全を確保するための取組や防犯対策を推進します。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを交通事故等から守るため、警察、学校、地域等と連携し、交通安全教育を推進します。また、子どもを犯罪等から守るため、地域住民の防犯意識を向上させ、学校、家庭、地域で連携し、地域ぐるみで子どもを犯罪等から守る取組を推進します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------|---|-------|
| 地域防犯力強化事業 | 地域住民による自主防犯活動の普及、充実を図るとともに、地域における「顔の見える関係づくり」を構築し、地域の防犯力を高める。 | 地域安全課 |
| 交通安全運動推進事業 | 小田原警察署や各関係機関・団体と連携を図りながら、交通安全対策に取り組むとともに、幼稚園、保育所、小学校、高齢者等を対象に交通教室を開催し、交通ルールや交通マナーの教育、啓発を行う。 | 地域安全課 |
| 交通安全団体の活動支援 | 小田原交通安全協会、小田原市交通安全対策協議会に対して活動費を助成する。 | 地域安全課 |

(2) 被害にあった子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもや少年非行等の問題を抱えた子どもの精神的な立ち直りを支援するために、このような子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携して、きめ細かな対応の実施に努めます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------|--|------------|
| 教育相談等充実事業（再掲） | 支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象とした子ども若者教育支援センターにおける教育相談、学校におけるスクールカウンセラー等による相談対応のほか、不登校の児童生徒の状況の改善を図るため、教育相談指導学級、校内支援室、不登校生徒訪問相談員等による支援を行う。 | 教育指導課 |
| 子ども若者相談支援事業（再掲） | 児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他の相談、及び、ひきこもりや若年無業者（ニート）など社会生活を円滑に営むことが難しい若者（30歳代まで）やその保護者等からの相談に応じ、必要な調査、指導等を行う。また、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携による要保護児童等の適切な保護や支援を実施する。 | 子ども青少年支援課 |
| 女性相談事業 | 婦人相談員を配置し、配偶者からの暴力等保護を必要とする女性への支援、一時保護や困難な問題を抱える女性の相談に応じる。また女性へのあらゆる暴力の防止等に関する啓発活動を行う。 | 人権・男女共同参画課 |

基本施策7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の予防・防止対策、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実等により、支援を必要とする子どもや家庭に対し、適切かつきめ細かな取組を推進するとともに、おだわら子ども若者教育支援センターにおいて、妊娠期から乳幼児期・学齢期・青壯年期に至るまで、ライフステージごとに行う相談支援機能を集約し、切れ目のない総合的なサービスを提供します。

また、支援を必要とする子どもを地域全体で見守り、すべての子どもが安心して生活できる社会を目指します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。育児不安や児童虐待の早期発見に努めるため、訪問による支援・指導を拡大します。また、児童虐待防止対策など国の動向にも注視しながら、児童虐待の発生予防と早期発見に努めるため、適切な対応ができるよう児童の相談体制、関係機関との連携体制を充実します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------------------|--|-----------|
| 子ども若者相談支援事業 (再掲) | 児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他の相談、及び、ひきこもりや若年無業者(ニート)など社会生活を円滑に営むことが難しい若者(30歳代まで)やその保護者等からの相談に応じ、必要な調査、指導等を行う。また、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携による要保護児童等の適切な保護や支援を実施する。 | 子ども青少年支援課 |
| 子育て世代包括支援センター運営事業★(再掲) | 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。さらに、児童福祉と母子保健を統合し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」として位置付けることにより、相談支援機能の強化を図っていく。 | 健康づくり課 |
| 母子訪問指導事業(再掲) ★ | 妊婦や乳幼児を持つ家庭に保健師等が訪問を行い、発達の確認、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。 | 健康づくり課 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)★ | 生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。 | 健康づくり課 |
| 養育支援家庭訪問事業 (再掲)★ | 児童の養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による育児、家事等の援助や指導等、又は養育者の身体的、精神的不調状態に対する相談や指導を行う。 | 子ども青少年支援課 |

(2) ひとり親家庭等の自立支援の促進

ひとり親家庭等への自立や就労の支援、児童に関する相談体制の充実など、子育てに困難を抱えている家庭への支援を行います。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------|--|--------|
| 市営住宅への入居優遇 (ひとり親) | ひとり親の市営住宅への入居にあたり、優先度を高めるよう配慮する。 | 建築課 |
| ひとり親家庭等医療費助成事業 | ひとり親家庭の親と子の医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。 | 子育て政策課 |
| 児童扶養手当支給事業 | 父母の離婚・父の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している者に対し手当を支給し、母子世帯または父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進する。 | 子育て政策課 |
| 母子家庭等自立支援事業 | 母子・父子自立支援員を設置するほか、技能、資格の取得を支援するための教育訓練給付金や利子補給金等を支給。各種セミナーを実施する。 | 子育て政策課 |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業 | ひとり親家庭等が自立に必要な事由や疾病などにより、一時的に介護・保育などの支援が必要になった場合に、家庭生活支援員を派遣する。 | 子育て政策課 |

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもとその家庭に対して、一人ひとりの障がいに応じた、きめ細かい支援を行っていきます。また、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・早期治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校等における健康診断等を実施します。地域の中で安心して生活ができるよう、保健、医療、福祉、教育等の各施策の円滑な連携を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------------|--|-----------|
| 障がい児保育促進事業 (再掲) | 障がいのある児童の保育体制の充実を図るために、保育士の雇用を促進させる。 | 保育課 |
| 障がい児通所支援事業 | 障がい児や発達に課題のある児童が、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業を利用し、生活能力の向上、集団生活への適応等に必要な訓練、その他のサービスを受けることを支援する。 | 障がい福祉課 |
| 保育所等訪問支援事業 | 臨床心理士、保健師等により、発達に課題のある児童を養育する保護者からの相談を受ける。 | 子ども青少年支援課 |
| 障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業 | 障がい児及び発達に課題のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行う障害児通園施設「つくしんぼ教室」を運営する。 | 子ども青少年支援課 |
| おだわら子ども若者教育支援センター運営事業 (再掲) | 「おだわら子ども若者教育支援センター」を運営し、妊娠期から乳幼児期・学齢期・青壯年期に至るまで、教育と福祉が連携した、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援を行う。さらに、児童福祉と母子保健を統合し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」として位置付けることにより、相談支援機能の強化を図っていく。 | 子ども青少年支援課 |
| 心身障害児福祉手当給付事業 | 心身に障がいを有する児童の生活の向上と福祉の増進を図るため、保護者に対し手当を支給する。 | 障がい福祉課 |
| 育成医療給付事業(再掲) | 障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るために医療が必要である児童に対し、手術、継続的治療に要する医療費の一部を負担する。 | 障がい福祉課 |
| 障がい児医療的ケア支援事業 | 医療的ケア児の日中活動の場を確保するため、看護師を配置し医療的ケア児を受け入れている放課後等デイサービス事業所に対し、費用の一部を助成する。 | 障がい福祉課 |
| 障がい児ケア付き通学支援事業 | 医療的ケア児の通学に付き添う保護者の負担を軽減するため、保護者に代わり看護師等が同行し、医療的ケア児の通学を支援する。 | 障がい福祉課 |
| 軽度・中等度難聴児補聴器支給事業 | 障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成する。 | 障がい福祉課 |
| 支援教育推進事業(再掲) | 支援を必要とする児童生徒への個別支援員の配置、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行う。 | 教育指導課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------------------|---|--------|
| 母子健康教育事業(再掲) | 妊婦とその家族を対象に、安心して妊娠中の生活を送り、安全に出産が迎えられるようにママパパ学級を行う。乳幼児を持つ親等を対象に、子育て応援講座で育児に関する情報を提供し、親子教室で育児不安の軽減を図るための教室を実施する。 | 健康づくり課 |
| 妊婦・産婦健康診査事業(再掲)★ | 妊娠中に14回まで妊婦健康診査費用、産後2回の産婦健康診査費用の一部を助成する。 | 健康づくり課 |
| 乳幼児健康診査事業(再掲) | 保健センターや指定医療機関において、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査と乳幼児事後検診を実施する。また、未就園等の4歳・5歳児に尿検査を実施する。 | 健康づくり課 |
| 子育て世代包括支援センター運営事業★(再掲) | 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。さらに、児童福祉と母子保健を統合し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」として位置付けることにより、相談支援機能の強化を図っていく。 | 健康づくり課 |
| 母子訪問指導事業(再掲)★ | 妊婦や乳幼児を持つ家庭に保健師等が訪問を行い、発達の確認、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。 | 健康づくり課 |
| 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)★ | 生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。 | 健康づくり課 |
| 育児相談事業(再掲) | 保健師等が保健センターや子育て世代包括支援センターで、電話や来所による相談を実施するほか、地区公民館等での出張相談を行う。 | 健康づくり課 |
| 教育相談等充実事業(再掲) | 支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象とした子ども若者教育支援センターにおける教育相談、学校におけるスクールカウンセラー等による相談対応のほか、不登校の児童生徒の状況の改善を図るために、教育相談指導学級、校内支援室、不登校生徒訪問相談員等による支援を行う。 | 教育指導課 |

基本施策8 子どもの貧困対策の推進

すべての子どもの現在と将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

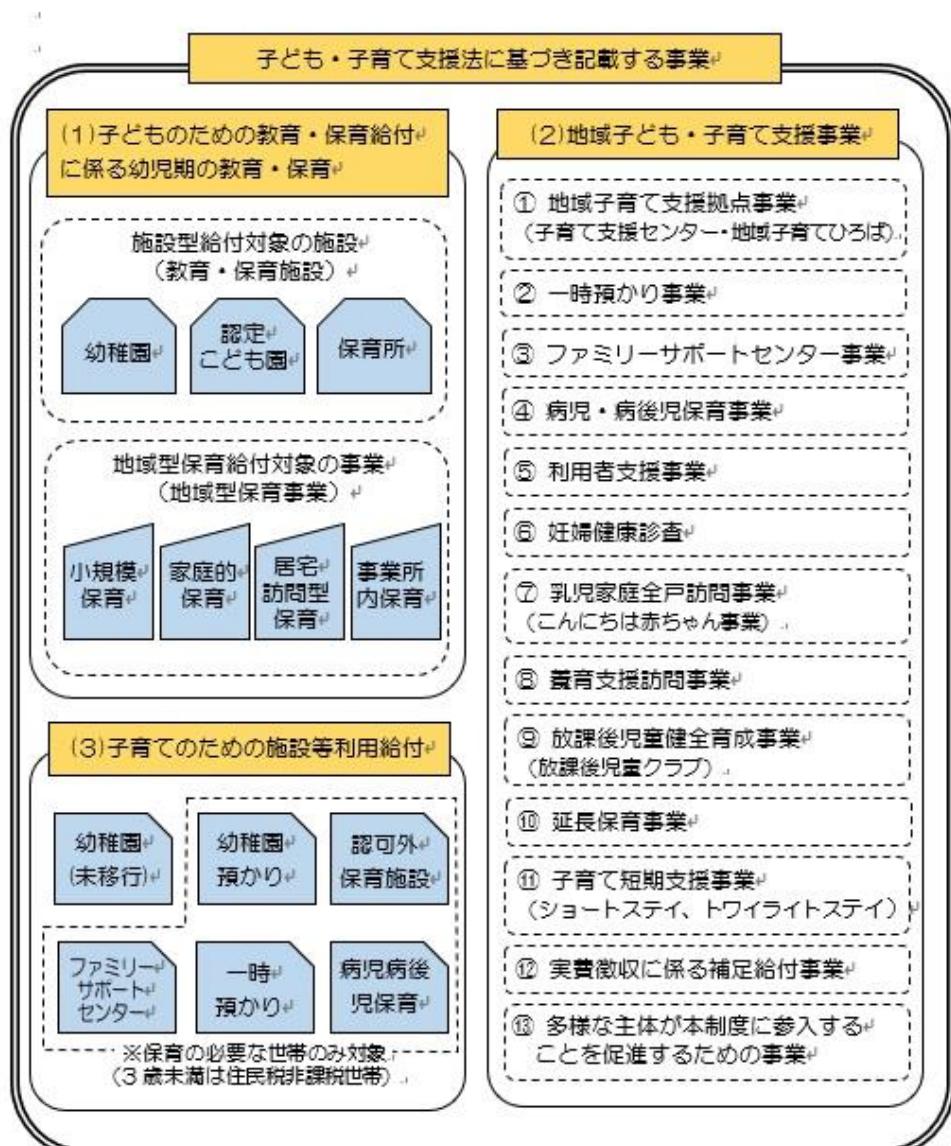
推進に向けては、「小田原市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援」「経済的支援」「子どもの成長や発達を支える支援の充実」の5つの重点施策に沿って、計画的に取り組んでいきます。〔第6章 子どもの貧困対策推進に関する法律に基づく「小田原市子どもの貧困対策推進計画」について(P.111)〕

第5章 子ども・子育て支援法に基づく実施計画

1. 子ども・子育て支援法に基づいて記載する内容

「第4章 施策の展開」で位置付けた事業のうち、子ども・子育て支援法（以下、この章において「法」という。）に基づき定めなければならない具体的な実施計画として、「（1）子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育」、「（2）地域子ども・子育て支援事業」などについて記載します。

これらについては、子育て世帯のニーズに基づく「量の見込み」と、それに対するサービスの提供量を「確保内容」として定めます。また、教育・保育については、法に基づき、市内を4区域に分けて定めます。



(1) 子どものための教育・保育給付に係る幼児期の教育・保育

子どものための教育・保育給付は、子ども・子育て支援新制度の対象で一定の基準を満たす幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業等を利用するための給付制度です。保護者に対して直接現金を給付するのではなく、対象となる施設等が保護者に代わって給付を受領し、保護者に教育・保育を提供します。

幼稚園、保育所、認定こども園の「教育・保育施設」の利用に対する給付を「施設型給付」、小規模保育事業、家庭的保育事業などの「地域型保育事業」の利用に対する給付を「地域型保育給付」といいます。

| 区分 | 施設・事業名 | 概要 |
|---------|-----------|---|
| 施設型給付 | 幼稚園 | 3～5歳の子どもを対象に1日4時間程度の幼児教育の提供を行う。 |
| | 保育所 | 0～5歳までの、就労などにより保護者が保育できない子どもを対象に保育の提供を行う。就労時間等によって1日8時間までの短時間保育と11時間までの標準時間保育に分かれる。 |
| | 認定こども園 | 幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、0～5歳までの保育の必要な子どもと3～5歳までの保育が必要でない子どもの両方を対象として、教育・保育の提供を行う。 |
| 地域型保育給付 | 小規模保育事業 | 0～2歳の保育の必要な子どもを対象に、定員6～19人の少人数の環境で保育を提供する。 |
| | 家庭的保育事業 | 0～2歳の保育の必要な子どもを対象に、定員5人以下で保育者の自宅等で保育を提供する。 |
| | 居宅訪問型保育事業 | 特別な対応が必要な子どもに対して、子どもの居宅等で保育者が1対1で保育を提供する。 |
| | 事業所内保育事業 | 病院や企業などが、従業員の子どもを預かるために運営する保育施設で、地域の保育の必要な子どもにも併せて保育を提供する。 |

施設型給付、地域型保育給付の利用を希望する子育て世帯は、子どもの年齢と保育の必要性の有無に応じて「認定」を受ける必要があります。「認定」は3区分に分かれています。

| 認定区分 | 対象者 | 対象施設・事業 |
|------|---|------------------------|
| 1号認定 | 子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望する場合 (法第19条第1項第1号) | 幼稚園、認定こども園 |
| 2号認定 | 子どもが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。(法第19条第1項第2号) | 保育所、認定こども園 |
| 3号認定 | 子どもが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。(法第19条第1項第3号) | 保育所、認定こども園、 地域型保育事業 |

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じて必要な子ども・子育て支援を行うため、法においては、次の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けられており、地域の実情に応じて必要な子ども・子育て支援を行っていきます。

| 事業名 | 事業の概要 |
|---|---|
| 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター、 地域子育てひろば) | 未就園児の保護者同士の交流や、育児不安に対する相談、子育てに関する情報提供等ができる場を整備、運営する。 |
| 一時預かり事業 | 通院や冠婚葬祭、保護者の不定期の就労、リフレッシュ等の理由で、保育所や幼稚園等で子どもの一時的な預かりを行う。 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 育児支援を受けたい人と育児支援ができる人がそれぞれ会員となることで、相互に預かり等を行う。 |
| 病児・病後児保育事業 | 子どもが病気中や病気回復期にあって、集団保育や幼稚園での生活ができないときに、専任看護師を配置し医療機関との連携体制を整えた施設で保育を行う。 |
| 利用者支援事業 | 子育て世帯の身近な場所で、保育所や幼稚園の利用等についての相談対応や、子ども・子育て支援に関する情報提供を行う。提供場所や目的により基本型、特定型及び母子保健型に類型が分かれている。 |
| 子育て世代包括支援センター | 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。 |
| 妊婦健康診査事業 | 妊婦の健康の保持増進を図り、安心して出産に臨めるよう健診を行い、その費用の一部を助成する。 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て情報の提供や相談に対する助言を行う。 |
| 養育支援訪問事業 | 保護者の養育支援が必要な家庭に対し、保育士等が訪問し指導・助言を行うことで、適切に養育ができるよう支援を行う。 |
| 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | 就労等により、昼間家庭に保護者のいない児童に対して、放課後の居場所を提供する。 |
| 延長保育事業 | 保育所において、保護者の就労状況等に対応するため、通常の利用時間を超えて保育の提供を行う。 |
| 子育て短期支援事業 (ショートステイ、 トワイライトステイ) | 保護者の疾病等により子どもの養育が困難な場合等に、夜間や宿泊による預かりを、児童養護施設等において実施する。 |
| 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 世帯所得に応じて、幼児期の教育・保育を受けるために要する日用品、文房具、行事参加に係る実費負担及び教育を受けるために要する副食費に係る実費負担に対する助成を行う。 |
| 多様な主体が参入することを促進するための事業 | 幼児期の教育・保育施設への民間事業者の参入促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した幼児期の教育・保育施設などの設置や運営を促進するための取組を行う。 |

(3) 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」に伴い、新たに「子どものための教育・保育給付」の対象とならない教育・保育サービスの利用料に対して給付を受けることのできる制度が創設されました。

| 区分 | 施設・事業名 | 概要 |
|----------------|-----------------------|---|
| 子育てのための施設等利用給付 | 幼稚園 (新制度未移行園) | 3~5歳の子どもを対象に1日4時間程度の幼児教育の提供を行う。(子どものための教育・保育給付の対象ではない園) |
| | 幼稚園・認定こども園(幼稚部)の預かり保育 | 幼稚園または認定こども園の幼稚部に通っている子どもを対象に基本教育時間の前後で家庭において保育を受けることが困難な子どもを預かり、必要な保育の提供を行う。 |
| | 認可外保育施設 | 県の認可を受けていない施設で、子どもを預かり、保育を提供する。(児童の家庭に訪問し保育等の提供を行ういわゆるベビーシッターも認可外保育施設に分類される) |
| | ファミリー・サポート・センター事業 | 育児支援を受けたい人と育児支援ができる人の相互援助活動により、必要な支援を提供する。 |
| | 一時預かり事業 | 保護者の就労、通院や冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童を預かり、保育を提供する。 |
| | 病児・病後児保育事業 | 病気中又は病気回復期にあり、保育所等での生活ができない子どもを一時的に預かり、保育を提供する。 |
| | 特別支援学校(幼稚部) | 障がいを持つ子どもを対象に幼児教育の提供を行う。 |

※幼稚園、特別支援学校(幼稚部)以外の施設・事業については、保育の必要性がある場合のみ、給付の対象となります。

子育てのための施設等利用給付を希望する子育て世帯は、子どもの年齢と保育の必要性の有無に応じて「認定」を受ける必要があります。「認定」は次の3区分に分かれています。

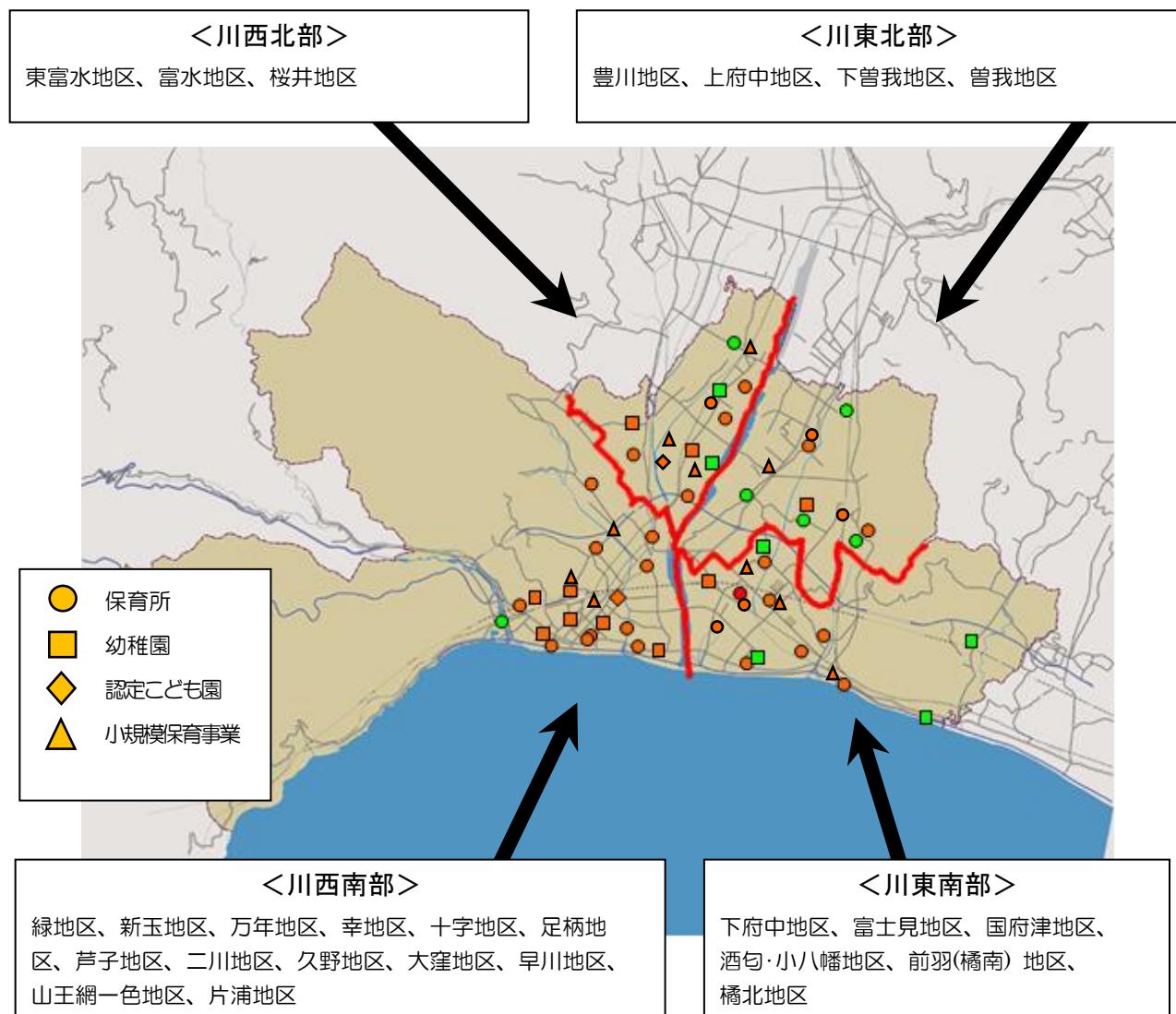
| 認定区分 | 対象者 | 対象施設・事業 |
|-------|--|--|
| 新1号認定 | 子どもが満3歳以上で幼児期の教育を希望する場合 (法第30条の4第2号) | 幼稚園、特別支援学校等 |
| 新2号認定 | 子どもが満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過しており、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。 (法第30条の4第2号) | 幼稚園、特別支援学校(満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号) 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号) |
| 新3号認定 | 子どもが満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあり、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。ただし、保護者及び同一世帯員が住民税非課税等の特定の世帯のみ。 (法第30条の4第3号) | 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号) |

2. 区域の設定

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、「量の見込み」、「確保内容」を設定する単位として、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動し、サービスを利用することができる区域を設定することとされています。

本市における区域の設定については、市の中央を流れる酒匂川により東西に分け、さらに、幼稚園、保育所等の施設の配置状況や生活圏などを鑑みて、川西地区、川東地区をそれぞれ南北に分けて区域を設定しました。

この4つの区域ごとに教育・保育のニーズを把握し、確保内容の検討を行いました。



【区域内の概況】

| 区域 | 就学前児童数 | 就学児童数 | 対象世帯数 | 幼稚園施設数 | 保育所施設数 (小規模・分園を含む) | 認定こども園 施設数 |
|------|---------|---------|-----------|--------|-----------------------|---------------|
| 全市 | 8,324 人 | 9,169 人 | 11,212 世帯 | 16 か所 | 44 か所 | 2 か所 |
| 川西北部 | 1,793 人 | 1,936 人 | 2,398 世帯 | 4 か所 | 9 か所 | 1 か所 |
| 川東北部 | 1,329 人 | 1,483 人 | 1,758 世帯 | 1 か所 | 9 か所 | |
| 川西南部 | 2,704 人 | 2,992 人 | 3,649 世帯 | 6 か所 | 14 か所 | 1 か所 |
| 川東南部 | 2,498 人 | 2,758 人 | 3,407 世帯 | 5 か所 | 12 か所 | |

令和元年 10 月 1 日現在

【区域ごとの年齢別待機児童の状況】

| 区域 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 全市 | 0 人 | 6 人 | 2 人 | 2 人 | 1 人 | 0 人 | 11 人 |
| 川西北部 | 0 人 | 3 人 | 2 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 5 人 |
| 川東北部 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| 川西南部 | 0 人 | 2 人 | 0 人 | 1 人 | 0 人 | 0 人 | 3 人 |
| 川東南部 | 0 人 | 1 人 | 0 人 | 1 人 | 1 人 | 0 人 | 3 人 |

平成 31 年 4 月 1 日現在

【計画期間における区域ごとの推計児童人口】

量の見込みと確保内容を設定するための基礎的な児童数として、コーホート変化率法により、過去の児童人口の実績に基づく「変化率」から将来人口の推計を行いました。

<全市>

単位：人

| 年齢区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳 | 1,173 | 1,149 | 1,127 | 1,106 | 1,088 |
| 1歳 | 1,211 | 1,186 | 1,163 | 1,141 | 1,119 |
| 2歳 | 1,147 | 1,193 | 1,168 | 1,145 | 1,124 |
| 3歳 | 1,262 | 1,139 | 1,185 | 1,160 | 1,138 |
| 4歳 | 1,287 | 1,260 | 1,139 | 1,183 | 1,159 |
| 5歳 | 1,378 | 1,292 | 1,265 | 1,143 | 1,188 |
| 6～11歳 | 8,955 | 8,766 | 8,534 | 8,345 | 8,008 |

<川西北部>

| 年齢区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳 | 252 | 247 | 242 | 238 | 234 |
| 1歳 | 279 | 273 | 267 | 262 | 258 |
| 2歳 | 259 | 270 | 265 | 259 | 254 |
| 3歳 | 243 | 219 | 228 | 223 | 218 |
| 4歳 | 274 | 268 | 242 | 252 | 247 |
| 5歳 | 288 | 270 | 265 | 239 | 249 |
| 6～11歳 | 1,915 | 1,878 | 1,827 | 1,787 | 1,715 |

<川東北部>

| 年齢区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳 | 161 | 158 | 155 | 152 | 149 |
| 1歳 | 179 | 175 | 172 | 169 | 166 |
| 2歳 | 185 | 193 | 188 | 185 | 181 |
| 3歳 | 207 | 187 | 195 | 191 | 187 |
| 4歳 | 208 | 203 | 184 | 191 | 188 |
| 5歳 | 250 | 235 | 229 | 207 | 215 |
| 6～11歳 | 1,429 | 1,398 | 1,360 | 1,329 | 1,276 |

<川西南部>

| 年齢区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳 | 376 | 368 | 361 | 354 | 349 |
| 1歳 | 399 | 391 | 384 | 376 | 369 |
| 2歳 | 369 | 383 | 375 | 368 | 361 |
| 3歳 | 447 | 404 | 420 | 411 | 403 |
| 4歳 | 401 | 392 | 354 | 368 | 361 |
| 5歳 | 446 | 418 | 410 | 370 | 384 |
| 6～11歳 | 2,927 | 2,861 | 2,790 | 2,726 | 2,617 |

<川東南部>

| 年齢区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳 | 384 | 376 | 369 | 362 | 356 |
| 1歳 | 354 | 347 | 340 | 334 | 327 |
| 2歳 | 334 | 347 | 340 | 333 | 327 |
| 3歳 | 365 | 330 | 343 | 336 | 329 |
| 4歳 | 404 | 396 | 357 | 371 | 364 |
| 5歳 | 394 | 369 | 362 | 327 | 340 |
| 6～11歳 | 2,684 | 2,629 | 2,557 | 2,503 | 2,400 |

3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容

(1) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保内容

ニーズ調査に基づく利用希望と計画期間における推計児童数を基に、利用実績の傾向や今後の女性の就労率の伸びを見込んだ上で、幼児期の教育・保育の「量の見込み」を推計しました。この「量の見込み」に対し、教育・保育施設や地域型保育事業による保育の受け皿を「確保内容」として定め、国の「子育て安心プラン」に基づき、令和2年度末までに待機児童を解消することを前提としつつ、計画の最終年次である令和6年度には、個別の計画区域内においても「量の見込み」に対して不足が生じないよう取組を進めます。

① 全市

単位：人

| 確保内容 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | | | | |
|----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 1号 | 2号 | 3号 | | 1号 | 2号 | 3号 | | 1号 | 2号 | 3号 | | |
| | | | 0歳 | 1-2歳 | | | 0歳 | 1-2歳 | | | 0歳 | 1-2歳 | |
| ① 量の見込み | 1,593 | 2,119 | 241 | 1,115 | 1,511 | 2,062 | 255 | 1,171 | 1,475 | 2,046 | 256 | 1,191 | |
| 確保内容 | 教育・保育施設 | 2,518 | 2,124 | 245 | 925 | 2,518 | 2,143 | 231 | 946 | 2,518 | 2,136 | 231 | 953 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 42 | 145 | 0 | 0 | 45 | 161 | 0 | 0 | 45 | 161 |
| | その他施設※ | 0 | 1 | 10 | 38 | 0 | 115 | 14 | 68 | 0 | 115 | 14 | 84 |
| | ②確保内容合計 | 2,518 | 2,125 | 297 | 1,108 | 2,518 | 2,258 | 290 | 1,175 | 2,518 | 2,251 | 290 | 1,198 |
| 過不足(②-①) | 925 | 6 | 56 | △7 | 1,007 | 196 | 35 | 4 | 1,043 | 205 | 34 | 7 | |

※幼稚園+預かり保育（2号）、企業主導型保育事業（地域枠）を含む

| 確保内容 | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | 1号・・・3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する者 2号・・・3歳以上で、保育所等での保育を希望する者 3号・・・3歳未満で、保育所等での保育を希望する者 | | |
|----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|---|-------|-------|
| | 1号 | 2号 | 3号 | | 1号 | 2号 | 3号 | | |
| | | | 0歳 | 1-2歳 | | | 0歳 | 1-2歳 | |
| ① 量の見込み | 1,438 | 2,028 | 258 | 1,213 | 1,426 | 2,053 | 261 | 1,231 | |
| 確保内容 | 教育・保育施設 | 2,358 | 2,167 | 234 | 969 | 2,238 | 2,225 | 243 | 1,005 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 45 | 161 | 0 | 0 | 49 | 176 |
| | その他施設 | 0 | 115 | 14 | 84 | 0 | 115 | 14 | 84 |
| | ②確保内容合計 | 2,358 | 2,282 | 293 | 1,214 | 2,238 | 2,340 | 306 | 1,265 |
| 過不足(②-①) | 920 | 254 | 35 | 1 | 812 | 287 | 45 | 34 | |

全市での、教育・保育のニーズに対する受け皿の確保の状況は、令和2年度時点の推計児童数から見ると、3～5歳の教育ニーズ（1号認定）が158.1%、3～5歳の保育ニーズ（2号認定）が100.3%、0歳の保育ニーズ（3号認定）が123.2%、1～2歳の保育ニーズ（3号認定）が99.4%となっており、1～2歳児の保育ニーズに対する受け皿に若干の不足が見込まれますが、ほぼ充足している状況です。

しかし、区域ごとにニーズと受け皿のバランスが異なっており、区域によっては受け皿の不足が見込まれるため、保育の環境整備については、区域ごとに課題と特徴をとらえた上で、整備を進めていきます。

なお、教育の環境整備については、幼稚園は、通園バスの運行等により区域をまたがった広域的な利用が一般的であることから、市全域で「量の見込み」に対する「確保内容」をとらえることとします。また、預かり保育の拡充や2歳児受け入れの促進、認定こども園への移行など、ニーズと区域の課題を踏まえて適切な提供体制を整えていきます。

【計画期間における満3歳未満の保育利用率】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①3歳未満の推計児童人口 | 3,531人 | 3,528人 | 3,458人 | 3,392人 | 3,331人 |
| ②3歳未満の利用定員の見込み | 1,405人 | 1,465人 | 1,488人 | 1,507人 | 1,571人 |
| 保育利用率（②／①） | 39.8% | 41.5% | 43.0% | 44.4% | 47.2% |

② 川西北部

単位：人

| 確保内容 | 令和2年度 | | | | 令和3年度 | | | | 令和4年度 | | | | |
|----------|---------|-----|-----|------|-------|-----|-----|------|-------|-----|-----|------|-----|
| | 1号 | 2号 | 3号 | | 1号 | 2号 | 3号 | | 1号 | 2号 | 3号 | | |
| | | | 0歳 | 1-2歳 | | | 0歳 | 1-2歳 | | | 0歳 | 1-2歳 | |
| ① 量の見込み | 350 | 405 | 68 | 250 | 311 | 404 | 77 | 265 | 303 | 413 | 75 | 271 | |
| 確保内容 | 教育・保育施設 | 617 | 365 | 47 | 163 | 617 | 365 | 47 | 163 | 617 | 365 | 47 | 163 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 13 | 44 | 0 | 0 | 13 | 44 | 0 | 0 | 13 | 44 |
| | その他施設※ | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 40 | 0 | 7 | 0 | 40 | 0 | 23 |
| | ②確保内容合計 | 617 | 365 | 60 | 214 | 617 | 405 | 60 | 214 | 617 | 405 | 60 | 230 |
| 過不足（②-①） | 267 | △40 | △8 | △36 | 306 | 1 | △17 | △51 | 314 | △8 | △15 | △41 | |

※幼稚園+預かり保育（2号）、企業主導型保育事業（地域枠）を含む

| 確保内容 | 令和5年度 | | | | 令和6年度 | | | | |
|----------|---------|-----|-----|------|-------|-----|-----|------|-----|
| | 1号 | 2号 | 3号 | | 1号 | 2号 | 3号 | | |
| | | | 0歳 | 1-2歳 | | | 0歳 | 1-2歳 | |
| ① 量の見込み | 294 | 422 | 74 | 278 | 294 | 428 | 73 | 281 | |
| 確保内容 | 教育・保育施設 | 617 | 365 | 47 | 163 | 497 | 423 | 56 | 199 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 13 | 44 | 0 | 0 | 17 | 59 |
| | その他施設 | 0 | 40 | 0 | 23 | 0 | 40 | 0 | 23 |
| | ②確保内容合計 | 617 | 405 | 60 | 230 | 497 | 463 | 73 | 281 |
| 過不足（②-①） | 323 | △17 | △14 | △48 | 203 | 35 | 0 | 0 | |

川西北部は待機児童が多いことから、これまでも待機児童対策を重点的に進めてきた区域です。

保育所が7施設、幼稚園が4施設、認定こども園が1施設、小規模保育事業所が1施設と企業主導型保育事業所が1施設ありますが、令和2年度時点での推計児童数における保育ニーズの充足率を見ると、0歳児が88.2%、1~2歳児が85.6%、3~5歳児の保育利用が90.1%となっており、1~2歳児を中心に保育の受け皿の不足が見込まれます。

0～2歳の保育ニーズに対応でき、かつ早期開設の見込める小規模保育事業等の地域型保育事業による確保のほか、幼稚園における預かり保育の拡充や2歳児受け入れの促進も含め、保育の受け皿の確保を進めています。

また、教育の受け皿に余剰が発生している状況を踏まえ、公立施設の統廃合や認定こども園の整備等を進め、幼児教育・保育の一体的提供による質の向上と保育の受け皿確保を図っていきます。

③ 川東北部

単位：人

| 確 保 内 容 | 令和2年度 | | | | 令和3年度 | | | | 令和4年度 | | | | |
|------------------|---------|-----|-----|------|-------|-----|-----|------|-------|-----|-----|------|-----|
| | 1号 | 2号 | 3号 | | 1号 | 2号 | 3号 | | 1号 | 2号 | 3号 | | |
| | | | 0歳 | 1-2歳 | | | 0歳 | 1-2歳 | | | 0歳 | 1-2歳 | |
| ①量の見込み | 283 | 398 | 30 | 170 | 276 | 375 | 31 | 177 | 270 | 365 | 31 | 179 | |
| 確保内容 | 教育・保育施設 | 175 | 359 | 31 | 135 | 175 | 369 | 25 | 148 | 175 | 362 | 25 | 155 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0. | 9 | 29 | 0 | 0 | 9 | 29 | 0 | 0 | 9 | 29 |
| | その他施設※ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 |
| | ②確保内容合計 | 175 | 359 | 40 | 164 | 175 | 379 | 34 | 177 | 175 | 372 | 34 | 184 |
| 過不足(②-①) | △108 | △39 | 10 | △6 | △101 | 4 | 3 | 0 | △95 | 7 | 3 | 5 | |

※幼稚園+預かり保育（2号）、企業主導型保育事業（地域枠）を含む

| 確 保 内 容 | 令和5年度 | | | | 令和6年度 | | | | |
|------------------|---------|-----|-----|------|-------|-----|-----|------|-----|
| | 1号 | 2号 | 3号 | | 1号 | 2号 | 3号 | | |
| | | | 0歳 | 1-2歳 | | | 0歳 | 1-2歳 | |
| ① 量の見込み | 263 | 353 | 31 | 181 | 260 | 354 | 31 | 184 | |
| 確保内容 | 教育・保育施設 | 175 | 362 | 25 | 155 | 175 | 362 | 25 | 155 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 9 | 29 | 0 | 0 | 9 | 29 |
| | その他施設※ | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 |
| | ②確保内容合計 | 175 | 372 | 34 | 184 | 175 | 372 | 34 | 184 |
| 過不足(②-①) | △88 | 19 | 3 | 3 | △85 | 18 | 3 | 0 | |

川東北部は、4区域の中では児童数が最も少ない区域です（令和2年度の0～5歳の推計児童数は1,190人）。

保育所が6施設（ほか分園が2施設）、幼稚園が1施設、小規模保育事業所が2施設あります。令和2年度時点での推計児童数における保育ニーズの充足率を見ると、1～2歳児が96.5%、3～5歳児の保育利用が90.2%となっており、3～5歳児を中心に若干の保育の受け皿不足が見込まれます。

既存の保育所の定員変更など保育施設における対応を中心に、幼稚園における預かり保育の拡充による確保も含め、保育の受け皿の確保を進めています。

なお、1号定員について不足が見込まれますが、幼稚園のニーズについては、通園バスの利用により他の区域の施設を利用している世帯が多くいることから、充足しているものと見込みます。

④ 川西南部

単位：人

| 確 保 内 容 | 令和2年度 | | | | 令和3年度 | | | | 令和4年度 | | | |
|------------------|---------|-----|-----|------|-------|-----|-----|------|-------|-----|-----|------|
| | 1号 | 2号 | 3号 | | 1号 | 2号 | 3号 | | 1号 | 2号 | 3号 | |
| | | | 0歳 | 1-2歳 | | | 0歳 | 1-2歳 | | | 0歳 | 1-2歳 |
| ①量の見込み | 461 | 749 | 85 | 393 | 448 | 729 | 91 | 411 | 438 | 710 | 97 | 417 |
| 確保内容 | 教育・保育施設 | 833 | 916 | 102 | 389 | 833 | 916 | 102 | 389 | 833 | 916 | 102 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 9 | 39 | 0 | 0 | 9 | 39 | 0 | 0 | 9 |
| | その他施設※ | 0 | 0 | 8 | 20 | 0 | 0 | 12 | 32 | 0 | 0 | 12 |
| | ②確保内容合計 | 833 | 916 | 119 | 448 | 833 | 916 | 123 | 460 | 833 | 916 | 123 |
| 過不足（②-①） | 372 | 167 | 34 | 55 | 385 | 187 | 32 | 49 | 395 | 206 | 26 | 43 |

※幼稚園+預かり保育（2号）、企業主導型保育事業（地域枠）を含む

| 確 保 内 容 | 令和5年度 | | | | 令和6年度 | | | |
|------------------|---------|-----|-----|------|-------|-----|-----|------|
| | 1号 | 2号 | 3号 | | 1号 | 2号 | 3号 | |
| | | | 0歳 | 1-2歳 | | | 0歳 | 1-2歳 |
| ①量の見込み | 427 | 690 | 102 | 423 | 423 | 689 | 108 | 429 |
| 確保内容 | 教育・保育施設 | 833 | 916 | 102 | 389 | 833 | 916 | 102 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 9 | 39 | 0 | 0 | 9 |
| | その他施設※ | 0 | 0 | 12 | 32 | 0 | 0 | 12 |
| | ②確保内容合計 | 833 | 916 | 123 | 460 | 833 | 916 | 123 |
| 過不足（②-①） | 406 | 226 | 21 | 37 | 410 | 227 | 15 | 31 |

川西南部は、4区域の中では推計児童数が最も多い区域です（令和2年度の0～5歳の推計児童数は2,438人）。

保育所が11施設、幼稚園が6施設、認定こども園が1施設、小規模保育事業所が3施設に加えて企業主導型保育事業所が2施設あり、施設数も最も多くなっています。

令和2年度時点での推計児童数における保育ニーズの充足率を見ると、全ての年齢区分で100%を超えていました。

区域内の定員には余裕がありますが、市の広域中心拠点である小田原駅周辺においてはアクセスがしやすく他区域の受け皿としての利用や市外通勤者などの利用も想定されるため、適切にニーズを見込みながら、より利用し易い環境を整えていきます。

⑤ 川東南部

単位：人

| 確保内容 | 令和2年度 | | | | 令和3年度 | | | | 令和4年度 | | | | |
|----------|---------|-----|-----|------|-------|-----|-----|------|-------|-----|-----|------|-----|
| | 1号 | 2号 | 3号 | | 1号 | 2号 | 3号 | | 1号 | 2号 | 3号 | | |
| | | | 0歳 | 1-2歳 | | | 0歳 | 1-2歳 | | | 0歳 | 1-2歳 | |
| ①量の見込み | 499 | 567 | 58 | 302 | 476 | 554 | 56 | 318 | 464 | 558 | 53 | 324 | |
| 確保内容 | 教育・保育施設 | 893 | 484 | 65 | 238 | 893 | 493 | 57 | 246 | 893 | 493 | 57 | 246 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 11 | 33 | 0 | 0 | 14 | 49 | 0 | 0 | 14 | 49 |
| | その他施設※ | 0 | 1 | 2 | 11 | 0 | 65 | 2 | 29 | 0 | 65 | 2 | 29 |
| | ②確保内容合計 | 893 | 485 | 78 | 282 | 893 | 558 | 73 | 324 | 893 | 558 | 73 | 324 |
| 過不足(②-①) | 394 | △82 | 20 | △20 | 417 | 4 | 17 | 6 | 429 | 0 | 20 | 0 | |

※幼稚園+預かり保育(2号)、企業主導型保育事業(地域枠)を含む

| 確保内容 | 令和5年度 | | | | 令和6年度 | | | | |
|----------|---------|-----|-----|------|-------|-----|-----|------|-----|
| | 1号 | 2号 | 3号 | | 1号 | 2号 | 3号 | | |
| | | | 0歳 | 1-2歳 | | | 0歳 | 1-2歳 | |
| ①量の見込み | 454 | 563 | 51 | 331 | 449 | 582 | 49 | 337 | |
| 確保内容 | 教育・保育施設 | 733 | 524 | 60 | 262 | 733 | 524 | 60 | 262 |
| | 地域型保育事業 | 0 | 0 | 14 | 49 | 0 | 0 | 14 | 49 |
| | その他施設※ | 0 | 65 | 2 | 29 | 0 | 65 | 2 | 29 |
| | ②確保内容合計 | 733 | 589 | 76 | 340 | 733 | 589 | 76 | 340 |
| 過不足(②-①) | 279 | 26 | 25 | 9 | 284 | 7 | 27 | 3 | |

川東南部は、待機児童が多いことから、待機児童対策を重点的に進めてきた区域です。

保育所が8施設(ほか分園が1施設)、幼稚園が5施設、小規模保育事業所が3施設に加えて企業主導型保育事業所が1施設ありますが、令和2年度時点での推計児童数における保育ニーズの充足率を見ると、1~2歳児が93.4%、3~5歳児の保育利用が85.5%となっており、3~5歳児を中心に保育の受け皿不足が見込まれます。

低年齢児の保育ニーズに対応でき、かつ早期開設の見込める小規模保育事業等の地域型保育事業による確保のほか、幼稚園における預かり保育の拡充、2歳児受け入れの促進や認定こども園への移行促進、認可保育所の定員変更など、様々な方策を活用しながら、保育の受け皿の確保を進めています。

なお、区域内にある橋地区には保育所がないことに加えて、同地区内の公立幼稚園の利用者が大幅に減少していることにより適切な教育環境の確保が課題であるという点も踏まえ、公立幼稚園の統廃合や認定こども園の整備等を進め、幼児教育・保育の一体的提供による質の向上と保育の受け皿確保を図っていきます。

（2）教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保について

法では、幼児教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、質の確保及び向上を図ることが重要であるとしています。

そのための方策として、教育・保育の一体的提供と、質の向上を含む推進体制の内容について次のように定めます。

① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況や世帯のニーズに柔軟に対応し、子どもを受け入れることができます。また、その施設の特性から教育と保育の一体的な提供の場としてはもちろんのこと、定員に余裕のある幼稚園からの移行など、保育ニーズに対する受け皿の確保方策という点でも有効であると捉えています。

本市では、公立幼稚園・保育所の今後のあり方として、教育・保育の一体的な実践に基づく研究機能の役割とニーズを量的・地域的に補完する役割を果たすため、公立認定こども園の整備を具体的に進めています。さらに、教育・保育環境を全市的に拡充する観点から、民間施設の意向に沿いながら、認定こども園への移行に向けた支援を行うなど、普及に向けた取組を進めています。

② 質の高い教育・保育の必要性等に係る基本的な考え方と推進方策

乳幼児期は、将来にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、幼児教育・保育の質の向上を図ることは、子どもの健やかな成長を促す上で重要な意義があることから、様々な観点から取組を進めが必要と考えます。

市では、幼児教育・保育の質の確保の重要性を踏まえ、平成31年3月に公立施設の今後の方針などを定めた「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を取りまとめました。また、公立・私立・保育所・幼稚園等の枠組みを超えて、質の向上に係る意見交換の場を継続的に持ち、現場における自主的な質の向上の取組を支援するほか、大学等との連携により専門的な立場から教育・保育現場に対する支援を行う「幼児教育・保育アドバイザー事業」の実施などの取組を進めています。

特に、小規模保育事業については、0から2歳児の低年齢児を対象にしていることもあり、よりきめ細やかで質の高い保育が求められます。また、短期間に多くの施設が整備されてきた経緯も踏まえ、認可権者である本市が適切に指導・調整などを行うことで、子どもが健やかに成長する環境を整えていきます。

また、発達障がい等の子どもへの支援を目的とした「早期発達支援事業」の一環として、保育者の知識理解や支援技術の向上に向けて幼保の合同研修を実施するほか、外国につながる幼児が増えている状況も踏まえ、当該幼児及びその保護者が教育・保育施設や子育てに係る支援を円滑に利用できるよう、インクルーシブな環境づくりに向け取組の充実を図っていきます。

さらには、近年都市部を中心に急速な保育所整備が進み、保育士に対する需要が高まる中、本市においても課題となっている保育士の確保への対策として、保育士の待遇改善やキャリアアッ

研修の実施など新規確保と離職防止の取組や、就職相談会の開催、ICT や保育補助者の雇用など保育士の負担軽減に係る補助事業の実施、保育の必要性のある保育士の優先入所など様々な取組を進めていきます。これにより、保育士が安心して働く環境を整備することで、教育・保育の質の向上に繋げていきます。

③ 幼稚園、保育所、小学校の連携について

子どもの健やかな育ちのためには、就学後を見据えた一貫性のある教育・保育の提供が大切であり、幼稚園、保育所等と小学校との円滑な接続について一層の充実が求められています。就学前施設は、これまでも個々の施設ごと、あるいは中学校区単位で連携を図ってきており、円滑な接続に努めていますが、今後、公立施設が連携の調整機能を担うなど、幼稚園、保育所等と小学校との連携の促進に向け環境を整えていきます。

④ 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携について

本市の課題である低年齢児の保育の受け皿確保の方策として、0から2歳児を対象とする小規模保育事業の整備が進んできており、本市では、その全てに3歳以降の受け皿となる連携施設が設定されています。安心して保育を受けることができるよう、必要により市が調整を行うなどしながら、引き続き、教育・保育施設と地域型保育事業者の連携体制の充実に努めています。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

令和元年10月からの幼児教育無償化の実施に伴い、新たに法に位置付けられた「子育てのための施設等利用給付」は、急速な少子化の進行並びに幼児教育・保育の重要性に鑑み、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育と保育等を行う施設等の利用に関する給付制度として新たに創設されました。

対象施設は、「子どものための教育・保育給付」の対象外の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等であり、支給要件を満たした子どもが利用した際の費用を支給するものです。給付にあたっては、保護者の経済的負担や利便性を考慮し、「子どものための教育・保育給付」の対象外の幼稚園については、施設に対する代理受領により対応することとします。

また、それ以外の施設等の利用にあたっては、利用状況を適切に把握する必要性から、保護者の申請に基づく償還払いにより対応することとしますが、対象施設と連携し事務処理体制を整え、円滑な支給の実施に努めます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

(1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、地域子育てひろば）

| | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 量の見込み（利用人数／年） | | 50,610 | 49,192 | 47,667 | 46,522 | 45,451 |
| 確保内容 (箇所数) | 子育て支援センター | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 地域子育てひろば | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |

本市における地域子育て支援拠点事業には、子育て世帯の育児負担の軽減を目的として育児不安等についての相談指導や子育てに関する情報の収集、提供及び講座等を実施する拠点として市内4か所に整備している「子育て支援センター」と、地域における親同士の交流や情報交換の場などの子育て支援機能として地区民生委員・児童委員協議会などにより運営されている「地域子育てひろば」があります。

量の見込みは、対象年齢児童数の減少と利用実績から、減少すると見込みましたが、事業内容の充実を図っていきます。

(2) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象）

| | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-------------------|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 量の見込み (利用人数／年) | 保育の必要性がある世帯による利用 | 33,541 | 31,535 | 30,653 | 29,780 | 29,766 |
| | 上記以外の世帯による利用 | 10,533 | 9,903 | 9,626 | 9,352 | 9,348 |
| 確保内容（人数／年） | | 34,000 | 37,000 | 40,000 | 40,000 | 40,000 |

幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業は、通常の幼稚園の教育時間終了後に、保護者の希望に応じて預かりを行う事業ですが、量の見込みについては、保護者が就労しているなど、保育の必要性があるものの幼稚園を利用している世帯によるニーズと、それ以外の、臨時的な用事などを理由とするニーズを分けて見込んでいます。傾向として保育の必要性がある世帯による利用希望が増えていることから、対応する日や時間の拡大など、幼稚園における預かりの体制整備を促すことで対応をしていきます。

(3) 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)

| | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|----------------|--------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 確保内容 (利用人数) | 量の見込み（利用人数／年） | 5,796 | 5,612 | 5,476 | 5,345 | 5,316 |
| | 一時預かり事業 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| | ファミリー・サポート・センター事業 | 3,880 | 3,880 | 3,880 | 3,880 | 3,880 |
| | 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 |

保育の必要性などの要件にかかわらず、様々な理由から臨時に発生する子どもの預かりニーズについては、保育所における子育て支援の一つとして実施する「一時預かり事業」、一定の研修を受けた子育て支援者が支援者の自宅などで預かりを行う「ファミリー・サポート・センター事業」において対応を行います。

一時預かり事業については、利用者のニーズが増加している一方、事業に対応するための保育士の確保が難しくなっている状況にあるため、実施施設の拡大と併せて保育士確保策も進めています。

また、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は、夜間に子どもの保育を行うことができない場合に、児童養護施設等で預かりを行う事業ですが、令和6年度から市内の民間施設において対応を開始する見込みです。

(4) 病児・病後児保育事業

| | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|----------------|----------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 確保内容 (人数／年) | 量の見込み（利用人数／年） | 4,618 | 4,471 | 4,364 | 4,260 | 4,221 |
| | 病児・病後児保育事業 | 4,504 | 4,504 | 4,504 | 4,504 | 4,504 |
| | ファミリー・サポート・センター事業 (病児・病後児対応型) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

病児・病後児保育事業は、子どもが病気中や病気からの回復期にあって、家庭で保育ができないときに、専任看護師を配置し、医療機関との連携体制を整えた施設で保育を行う事業です。

本市には病児保育室が1か所、病後児保育室が2か所あり、一定の需要に対応できる体制が確保されていますが、潜在的なニーズも捉えつつ、より利用し易い環境を整えていきます。

(5) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 量の見込み（利用人数／年） | 2,674 | 2,674 | 2,674 | 2,674 | 2,674 |
| 確保内容（人数／年） | 2,674 | 2,674 | 2,674 | 2,674 | 2,674 |

一定の研修を受けた子育て支援者が支援者の自宅などで預かりを行う「ファミリー・サポート・センター事業」は、小学生の預かりも対象としています。放課後児童クラブが終了した後の預かりや、学校から習い事に向かう際の送迎などが主なニーズとして見込まれますが、多様なニーズに即した対応ができるよう支援会員の増加を図るなどの支援体制を整備していく必要があります。

(6) 利用者支援事業

| 基本型・特定型 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 量の見込み（箇所数） | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 確保内容（箇所数） | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |

| 母子保健型 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 量の見込み（箇所数） | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 確保内容（箇所数） | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |

利用者支援事業は、就学前の子育て世帯が、幼稚園や保育園、様々な子育て支援サービスを使う上で、ニーズに沿った適切なサービスの提供を受けることができるよう、子育て世帯からの相談に対応し、情報提供などの適切な支援を行う事業です。

本市では予てより、市内4か所に設置している子育て支援センターにおいて、育児相談や子育てに関する情報の収集及び提供の一環で支援事業を行っておりますが、近年の保育園や幼稚園などの利用に対する相談へのニーズの高まりから、保育課の窓口に専門相談員（保育コンシェルジュ）を配置しました。これに加え、妊娠期から子育て期における一貫した相談体制の整備も必要とされていることを踏まえて、小田原市保健センター内に「子育て世代包括支援センターはっぴ

い」を開設しました。さらに、令和3年度には、おだわら子ども若者教育支援センター内に「子育て世代包括支援センター（はっぴい）」の分室を設置しました。

今後もニーズを捉えながら引き続き既存の体制を維持しつつ、必要な世帯がより利用し易い環境となるようサービスの向上に努めていきます。

(参考：事業類型と体制)

基本型：子育て支援センター

目的：子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。

場所：身近な場所で日常的に利用できかつ相談機能を有する施設での実施とする。

特定型：保育課窓口（保育コンシェルジュ）

目的：待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。

場所：市町村窓口での実施とする。

母子保健型：小田原市保健センター（子育て世代包括支援センターはっぴい）

目的：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。

場所：市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設での実施とする。

(7) 妊婦に対する健康診査

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|------|---|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 対象人数 | 1,260 | 1,234 | 1,209 | 1,184 | 1,160 |
| | 健診回数 | 14,220 | 13,793 | 13,517 | 13,246 | 12,981 |
| 確保内容 | 実施場所 | 妊婦健診が可能な産婦人科を標榜している医療機関・助産院 | | | | |
| | 実施体制 | <ul style="list-style-type: none">・神奈川県産科婦人科医会を介して健診費用の支払が可能な医療機関・直接委託契約している医療機関や助産院・その他の医療機関や助産院は受診者からの還付申請で対応 | | | | |
| | 検査項目 | 国が示す標準的な妊婦健康診査項目に準ずる | | | | |
| | 実施時期 | 妊婦健康診査費用補助券交付日から出産の日まで | | | | |

妊婦健康診査は、厚生労働省の示す「標準的な健康診査の実施時期、実施回数及び内容について」に基づき、医師や助産師が実施することになっており、本市では妊娠初期から出産に至る健診について必要な回数分の費用補助(最大14回)が確保されています。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（人） | | 1,115 | 1,059 | 1,006 | 955 | 907 |
| 確保内容 | 実施体制（人） | 24 | 27 | 29 | 31 | 33 |
| | 実施機関 | 市 | 市 | 市 | 市 | 市 |
| | 委託団体等 | — | — | — | — | — |

乳児の健全育成を図るため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞くほか、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。実施内容に即した体制を確保していきます。

(9) 養育支援訪問事業

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（人） | | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 確保内容 | 実施体制（人） | — | — | — | — | — |
| | 実施機関 | 市 | 市 | 市 | 市 | 市 |
| | 委託団体等 | 2団体 | 2団体 | 2団体 | 2団体 | 2団体 |

児童の適切な養育環境を確保するため、児童の養育について継続的な支援が必要な家庭に対し、訪問による家事及び育児等の支援を実施する事業です。量の見込みに対応した実施体制を確保しています。

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

| | | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 量の見込み（人） | | 2,129 | 2,092 | 2,021 | 1,962 | 1,858 |
| 量の見込み（学年ごと） | 1年生 | 630 | 630 | 589 | 577 | 521 |
| | 2年生 | 528 | 497 | 496 | 466 | 456 |
| | 3年生 | 482 | 480 | 452 | 452 | 423 |
| | 4年生 | 264 | 268 | 267 | 251 | 251 |
| | 5年生 | 146 | 140 | 143 | 141 | 133 |
| | 6年生 | 79 | 77 | 74 | 75 | 74 |
| 確保内容 | 登録児童数（人） | 1,931 | 2,022 | 2,021 | 1,962 | 1,858 |
| | 定員数（人） | 1,931 | 2,022 | 2,045 | 2,073 | 2,073 |
| | クラブ数 | 42 | 42 | 42 | 42 | 42 |
| | 実施場所（箇所数） | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| | 指導員配置数(人) | 133 | 135 | 135 | 134 | 133 |

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が就労等により扈間家庭にいない小学校に就学している児童に、生活や遊びの場を提供し、適切な支援を行う事業です。本市では、市内の全小学校に放課後児童クラブを設置しています。潜在ニーズも含めた量の見込みに対して、受け入れ可能となるよう施設の整備を行うとともに、必要な指導員を確保していきます。潜在ニーズが早期に顕在化して定員が不足する場合は、放課後の時間だけ特別教室を借りるなどして、必要な定員の確保を図っていきます。

また、本市では、放課後子ども教室が全小学校に設置済みであり、放課後児童クラブと放課後子ども教室どちらも同じ小学校内で実施しているという本市の特徴を生かして一体的な運営を行えるよう取組を進めています。

(11) 延長保育事業

| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 量の見込み（利用人数／年） | 1,163 | 1,126 | 1,099 | 1,073 | 1,063 |
| 確保内容（箇所数） | 41 | 41 | 41 | 41 | 41 |

保育所において、保護者が急な残業などにより、就労時間等に応じて認定された保育時間を超えての利用が必要な場合に、保育の提供を行う事業です。現状で市内保育所の91%に当たる41か所で延長保育を実施しています。

(12) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

| | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 量の見込み（利用人数／年） | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| 確保内容（人数／年） | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 |

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童を施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。現在、養育が困難である児童の保護については、児童相談所の一時保護により対応しています。さらに、令和6年度からは、市内の民間施設においても対応を開始する見込みです。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯所得に応じて、幼児期の教育・保育を受けるために要する日用品、文房具、行事参加に係る実費負担及び教育を受けるために要する副食費に係る実費負担に対する助成を行う事業です。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

幼児期の教育・保育施設への民間事業者の参入促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した幼児期の教育・保育施設などの設置や運営を促進するための事業です。

5. その他の記載事項

子ども・子育て支援法に基づき、地域の実情に応じて定めるよう努めることとされた事項について、次のように定めます。

(1) 産休後、育休後における施設の円滑な利用の確保に関する事項

産休・育休明けの希望する時期に保育を利用できるよう、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業の整備を進めていくとともに、休業中の保護者に対して必要な情報を適切に提供できるよう、相談支援の体制整備に努めていきます。

(2) 子どもの専門的な知識、技術を要する支援に関する県が行う施策との連携に関する事項

「児童虐待防止対策の充実」、「母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進」、「障がい児施策の充実」に関して、神奈川県が実施する施策や関係機関との連携を密に図りながら進めています。

「児童虐待防止対策の充実」については、国が示す「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、相談体制を強化していきます。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

仕事と家庭生活・子育てを両立させるため、ワークライフバランスについての講座の実施や情報の提供等を積極的に行うとともに、子育て環境に応じた就労支援や多様な働き方に対応した保育サービス、子育て支援サービスを充実させていきます。

第6章 子どもの貧困対策推進に関する法律に基づく「小田原市子どもの貧困対策推進計画」について

1. 子ども・子育て支援事業計画への位置付け

令和元年6月に「子どもの貧困対策推進法」が改正され、市町村における子どもの貧困対策推進計画の策定が努力義務とされました。

子どもの貧困対策は、子育て支援施策全般にまたがるため、関連施策と連携して取り組むことにより、総合的かつ効果的に推進できることから、本市では、子育て支援に関して全方位的に網羅されている「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しに合わせ、本計画を包含した計画とし、取り組んでいくこととしました。

2. 施策の展開

子どもの貧困対策とは、経済的な困窮だけでなく、子どもの学習意欲の低下や生活習慣への影響、自己肯定感の欠如など、子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼすことから、すべての子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭への支援を地域社会全体で取り組んでいくことが必要です。

また、SDGs（持続可能な開発目標）では、「誰ひとりとり残さない」をキーワードに、目標1「貧困をなくそう」、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」など、17の目標が掲げられています。本市が令和4年3月に策定した「小田原市第2期SDGs未来都市計画（2022～2044）」においては、「子ども・子育て支援」について、子育てを社会で支える環境をつくること、安心して子育てができる環境の実現を目指すこと、子どもが夢や希望をもって成長できるまちを目指すこととしています。

これらを背景に、小田原市子どもの貧困対策推進計画では、「第4章 施策の展開」で位置付けた事業のうち、貧困対策推進に資する事業を、内閣府「子供の貧困対策に関する大綱」に示された「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援」「経済的支援」の4つの重点施策に加え、本市では、「子どもが成長・発達する権利を保障する」ことが貧困対策推進には重要であるという考え方から、「子どもの成長や発達を支える支援の充実」を5つ目の重点施策として掲げ、それらを推進するための事業を重点施策ごとに位置付けました。

すべての子どもの現在と将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

【重点施策 1】教育の支援

すべての子どもが等しく教育の機会が得られるよう、就学の援助、学習の支援、体験活動の機会の提供、その他貧困等生活上の困難な状況に直面する子どもに対し教育の支援を行います。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------|--|-------|
| 教育相談等充実事業 | 支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象とした子ども若者教育支援センターにおける教育相談、学校におけるスクールカウンセラー等による相談対応のほか、不登校の児童生徒の状況の改善を図るため、教育相談指導学級、校内支援室、不登校生徒訪問相談員等による支援を行う。 | 教育指導課 |
| 学力向上支援事業 | 児童生徒にきめ細かな指導を行うため、少人数指導スタッフや中学校教科非常勤講師を配置するとともに、学力向上に向けた効果的な取組を行うため、児童生徒一人ひとりの学力の伸びに着目したステップアップ調査を実施する。 | 教育指導課 |
| 支援教育推進事業 | 支援を必要とする児童生徒への個別支援員の配置、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行う。 | 教育指導課 |
| 児童生徒指導充実事業 | 小田原市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策連絡会、いじめ予防教室等を開催するなど、いじめ防止対策を総合的に推進する。また、生徒指導の課題に対応するため、中学校に生徒指導員を派遣する。 | 教育指導課 |
| 公立幼稚園教育推進事業 | 公立幼稚園において、園児に学びの機会を提供するとともに、介助教諭を配置し支援を要する園児の学びを支える。 | 教育総務課 |
| 児童生徒就学支援事業 | 経済的支援を必要とする児童生徒の家庭を対象に、学校給食の現物給付、学用品費や通学費、新入学用品費等について支援を行う。 | 教育指導課 |
| 高等学校等奨学金事業 | 経済的な支援を要する生徒の高等学校等への就学に際し、奨学金を支給する。 | 教育指導課 |
| 部活動活性化事業 | 専門的な指導が可能な部活動指導員や部活動地域指導者等の派遣を行うとともに、各種中学校大会等の円滑な運営や参加生徒の経済的負担軽減のための支援を行う。 | 教育指導課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------|---|-------|
| 子どもの学習・生活支援事業 | 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもを対象とする個別指導型の学習塾を開催し、併せて、保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行う。 | 福祉政策課 |
| 放課後子ども教室推進事業 | 放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。 | 教育総務課 |
| 学校等アウトリーチ事業 | 次世代を担う子どもたちの豊かな情操を育み、創造力や感性を刺激するため、市内公立小中学校等を対象にアウトリーチ事業を開催し、本物の芸術に触れる機会を設ける。 | 文化政策課 |

【重点施策2】生活の安定に資するための支援

家庭の経済状況等に関わらず安心して子どもを産み育てられるよう、また、支援を要する子どもや家庭が安定した生活が送れるよう、切れ目のない相談支援が行える体制の充実や、安全・安心して過ごせる場の提供及び社会との交流の機会の提供、その他生活の安定に資する支援の取組を進めます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|---|--------|
| 子育て世代包括支援センター運営事業 | 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。さらに、児童福祉と母子保健を統合し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」として位置付けることにより、相談支援機能の強化を図っていく。 | 健康づくり課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------|--|-----------|
| おだわら子ども若者教育支援センター運営事業 | 「おだわら子ども若者教育支援センター」を運営し、妊娠期から乳幼児期・学齢期・青壯年期に至るまで、教育と福祉が連携した、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援を行う。さらに、児童福祉と母子保健を統合し、一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」として位置付けることにより、相談支援機能の強化を図っていく。 | 子ども青少年支援課 |
| 子ども若者相談支援事業 | 児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他からの相談、及び、ひきこもりや若年無業者（ニート）など社会生活を円滑に営むことが難しい若者（30歳代まで）やその保護者等からの相談に応じ、必要な調査、指導等を行う。また、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携による要保護児童等の適切な保護や支援を実施する。 | 子ども青少年支援課 |
| 母子訪問指導事業 | 妊婦や乳幼児を持つ親等に保健師等が家庭訪問を行い、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。 | 健康づくり課 |
| 妊婦・産婦健康診査事業 | 妊娠中14回まで妊婦健康診査費用、産後2回の産婦健康診査費用の一部を助成する。 | 健康づくり課 |
| 妊婦歯科健康診査事業 | 妊娠中に1回妊婦歯科健康診査を指定歯科医院で実施する。 | 健康づくり課 |
| 母子健康教育事業 | 妊婦とその家族を対象に、安心して妊娠中の生活が送れ、安全な出産が迎えられるようにママパパ学級を行う。乳幼児を持つ親等を対象に、育児に関する情報を提供する子育て応援講座で育児不安の軽減を図るために親子教室を実施する。 | 健康づくり課 |
| 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） | 生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。 | 健康づくり課 |
| 乳幼児健康診査事業 | 保健センターや指定医療機関において、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査と乳幼児事後検診を実施する。また、未就園等の4歳・5歳児に尿検査する。 | 健康づくり課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------|---|------------|
| 子育て支援拠点管理運営事業 | 子育て支援センターを運営し、子育てひろばの提供や、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。 | 子育て政策課 |
| 地域子育てひろば事業 | 公民館など地域の身近な場所で「地域子育てひろば」を実施し、未就園児の保護者同士の交流や情報交換の場を提供する。 | 子育て政策課 |
| 育児相談事業 | センターや子育て世代包括支援センターで電話や来所による相談を実施するほか、地区公民館等での出張相談を行う。 | 健康づくり課 |
| 保育所等訪問支援事業 | 臨床心理士、保健師等により、発達に課題のある児童を養育する保護者からの相談を受ける。 | 子ども青少年支援課 |
| 生活困窮者自立相談支援事業・就労支援事業 | 生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及びその家族その他関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、様々な支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立を図る。 | 福祉政策課 |
| 家計改善支援事業 | 家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者と一緒に家計の状況を明らかにして、家計の改善に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言を行う。 | 福祉政策課 |
| 母子家庭等自立支援事業（相談等事業） | 母子・父子の自立を総合的に支援するため、母子・父子自立支援員を設置し生活安定に向けた相談業務を行うほか、各種セミナーを開催する。 | 子育て政策課 |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業 | ひとり親家庭等が自立に必要な事由や疾病などにより、一時的に介護・保育などの支援が必要になった場合に、家庭生活支援員を派遣する。 | 子育て政策課 |
| 女性相談事業 | 相談員を配置し、配偶者からの暴力等保護を必要とする女性への支援、一時保護、また、困難な問題を抱える女性の相談に応じる。 | 人権・男女共同参画課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-----------|
| ファミリー・サポート・センター運営事業 | 公的サービスが提供されない保育施設等までの送迎や保育等終了後の預かりなど、会員同士が支えあう支援体制を整えることによって、仕事と育儿の両立を手助けするとともに、子育ての負担感や不安感の軽減を図る。また、ひとり親家庭等が負担する利用料金への補助を行う。 | 子育て政策課 |
| 養育支援家庭訪問事業 | 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、児童の養育について支援が必要な家庭（ヤングケアラーに関する課題を抱える家庭を含む）に対し、訪問による育児、家事等の援助や指導等、又は養育者の身体的、精神的不調状態に対する相談や指導を行い、当該家庭における適切な子どもの養育環境を確保する。 | 子ども青少年支援課 |
| 市営住宅への入居優遇（ひとり親） | ひとり親の市営住宅への入居にあたり、優先度を高めるよう配慮する。 | 建築課 |
| 市営住宅考查時の配慮 | 考查入居の住宅困窮度を点数化するにあたり、子育て世帯に加点し、入居しやすくなるよう配慮する。 | 建築課 |
| 子どもの居場所づくり事業 | 地域の大人が地域の子どもを見守り、子どもが安心して集まり活動できる居場所づくりを支援する。 | 青少年課 |
| 児童プラザ管理運営事業 | 0歳から小学6年生までの子どもが楽しく安全に遊ぶことが出来る屋内遊び場を運営する。 | 子育て政策課 |
| 公立幼稚園教育推進事業 (再掲) | 公立幼稚園において、園児に学びの機会を提供するとともに、介助教諭を配置し支援を要する園児の学びを支える。 | 教育総務課 |

【重点施策3】保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

安定した職業生活が送れるよう、貧困等の生活上の困難に直面する保護者に対する職業訓練の実施等、保護者への就労支援のために必要な取組を進めます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------------|---|------------|
| 生活困窮者自立相談支援事業・就労支援事業(再掲) | 生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及びその家族その他関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、様々な支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立を図る。 | 福祉政策課 |
| 母子家庭等自立支援事業 (給付事業) | 母子家庭等の母等の主体的な能力開発の支援や自立促進を図るため、技能・資格の取得を支援する教育訓練給付金や就業期間中の生活を支援する高等職業訓練促進給付金を支給する。 | 子育て政策課 |
| 労働教育事業 | 労働問題講演会を開催し、勤労者が労働問題に直面したときの相談先や制度等の知識の習得を図る。 | 産業政策課 |
| 女性活躍推進事業 | 女性の職業生活における活躍を推進する。また就業等支援講座の開催や情報提供を行う。 | 人権・男女共同参画課 |

【重点施策4】経済的支援

貧困等の生活上の困難な状況に直面する子育て世帯に対し、各種手当等の支給、貸付金の貸付等を行うことにより、経済的な支援を行います。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------|--|-------|
| 生活保護制度による支援 | 生活困窮者に対して、国の定める基準により、その困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給する。 | 生活援護課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|--|--------|
| 住居確保給付金支給事業 | 生活困窮者のうち離職又はこれに準する事由により経済的に困窮し、居住する住宅を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し給付金を支給する。 | 福祉政策課 |
| 児童手当支給事業 | 中学校卒業までの児童を養育している者に対し手当を支給する。 | 子育て政策課 |
| 児童扶養手当支給事業 | 父母の離婚・父の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している者に対し手当を支給し、母子世帯または父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進する。 | 子育て政策課 |
| 心身障害児福祉手当給付事業 | 心身に障がいを有する児童の生活の向上と福祉の増進を図るため、保護者に対し手当を支給する。 | 障がい福祉課 |
| 未熟児養育医療費助成事業 | 病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を助成する。 | 子育て政策課 |
| ひとり親家庭等医療費助成事業 | ひとり親家庭の親と子の医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。 | 子育て政策課 |
| 小児医療費助成事業 | 子どもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。また、これまで設定していた保護者の所得制限を令和5年 10 月診療分から廃止する。 | 子育て政策課 |
| 育成医療給付事業 | 障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため医療が必要な児童に対し、手術、継続的治療に要する医療費の一部を負担する。 | 障がい福祉課 |
| 勤労者生活資金預託金事業 | 勤労者の生活の安定と向上を図るため、金融機関に貸付金を預託し、教育費、医療費、出産費等の生活資金について低金利での融資を行う。 | 産業政策課 |
| 軽度・中等度難聴児補聴器支給事業 | 障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成する。 | 障がい福祉課 |
| 出産・子育て応援事業 | 妊娠届出時の面接を受けた妊婦に出産応援給付金として5万円を、乳児家庭全戸訪問時の面談を受けた養育者に子育て応援給付金として5万円（新生児1人につき）を支給する。 | 子育て政策課 |

【重点施策5】子どもの成長や発達を支える支援の充実

幼児教育や保育は、乳幼児期の愛着形成や信頼関係の構築、基本的生活習慣や人格形成に、学校教育は学齢期の社会的自立に向けた基礎能力の習得に重要な役割を果たしています。

子どもの健やかな育ちを支えるため、家庭の経済状況などといった生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが質の高い保育や教育を受けられる環境を整え、将来に夢と希望を持ち自分らしい人生を歩んでいけるよう、「子どもが成長・発達する権利を保障する」ため、直接子どもに届ける支援の充実を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------------|---|-----------|
| 通常保育事業 | 家庭で保育することができない児童を保育所で預かり、保育を行う。 | 保育課 |
| 延長保育促進事業 | 通常保育の前後の時間において、時間を延長して保育を行う。 | 保育課 |
| 乳児保育促進事業 | 0・1歳児の保育を行う。今後、定員枠の拡大に努める。 | 保育課 |
| 障がい児保育促進事業 | 保育士等の体制を整え、障がいや発達に支援が必要な児童の保育を行う。 | 保育課 |
| 公立幼稚園教育推進事業 (再掲) | 公立幼稚園において、園児に学びの機会を提供するとともに、介助教諭を配置し支援を要する園児の学びを支える。 | 教育総務課 |
| 障がい児通所支援事業 | 障がい児や発達に課題のある児童が、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業を利用し、生活能力の向上、集団生活への適応等に必要な訓練、その他のサービスを受けることを支援する。 | 障がい福祉課 |
| 障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業 | 長過程で様々な課題を抱えている乳幼児に対し、児童発達支援サービス（療育・訓練・相談）を提供することで、児童の情緒の発達や日常生活に必要な基本動作の習得、集団生活への適応が進むよう支援する。また、保護者が子どもの障害を受容し、子どもの発達に応じた子育てをするための援助を行う。 | 子ども青少年支援課 |
| 子どもの学習・生活支援事業 (再掲) | 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもを対象とする個別指導型の学習塾を開催し、併せて、保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行う。 | 福祉政策課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|-----------|
| 放課後子ども教室推進事業（再掲） | 放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。 | 教育総務課 |
| 障がい児ケア付き通学支援事業 | 医療的ケア児の通学に付き添う保護者の負担を軽減するため、保護者に代わり看護師等が同行し、医療的ケア児の通学を支援する。 | 障がい福祉課 |
| 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 就労等により、扈間家庭に保護者のいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供する。 | 教育総務課 |
| 障がい児医療的ケア支援事業 | 医療的ケア児の日中活動の場を確保するため、看護師を配置し医療的ケア児を受入れている放課後等デイサービス事業所に対し、費用の一部を助成する。 | 障がい福祉課 |
| 児童生徒就学支援事業（再掲） | 経済的支援を必要とする児童生徒の家庭を対象に、学校給食の現物給付、学用品費や通学費、新入学用品費等について支援を行う。 | 教育指導課 |
| 高等学校等奨学金事業（再掲） | 経済的な支援を要する生徒の高等学校等への就学に際し、奨学金を支給する。 | 教育指導課 |
| 教育相談等充実事業（再掲） | 支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象とした子ども若者教育支援センターにおける教育相談、学校におけるスクールカウンセラー等による相談対応のほか、不登校の児童生徒の状況の改善を図るため、教育相談指導学級、校内支援室、不登校生徒訪問相談員等による支援を行う。 | 教育指導課 |
| 子ども若者相談支援事業（再掲） | 児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他の相談、及び、ひきこもりや若年無業者（ニート）など社会生活を円滑に営むことが難しい若者（30歳代まで）やその保護者等からの相談に応じ、必要な調査、指導等を行う。 また、ヤングケアラーについての相談支援等も本事業内で実施する。 | 子ども青少年支援課 |

3. 子どもの貧困対策を着実に推進するために

計画に掲げた5つ重点施策は、貧困など困難な環境下で成長する子どもたちに寄添うことを使命としています。

各重点施策に位置付けた個別事業が家庭の状況に関わらず活用できるように工夫を重ねることに念頭を置き、情報の入手方法、制度設計の枠組み、利用条件等を絶え間なく点検し、支援が必要な子どもやその保護者が施策の隙間に落ちることのないよう今後の取組みを進めます。

- (1) 関係各課による庁内連絡会議の継続的な開催
- (2) 子どもに向けた支援策の積極的かつ効果的な周知
- (3) 子どもの貧困対策に資する新たな施策の検討・実施

第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制

子ども・子育て支援事業計画の推進にあたっては、子ども青少年部を中心として、府内関係各課と連携して取り組みます。

また、幼稚園や保育所をはじめとする教育・保育事業者、地域等において、子ども・子育て支援に携わっている関係者、各関係機関等と連携を強め、総合的な取組を進めます。

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理は、子ども青少年部で行うとともに、「小田原市子ども・子育て会議」を定期的に開催し、実施状況の報告を行います。

3. 実施状況の点検・評価

「小田原市子ども・子育て会議」からの意見聴取を行いながら、計画全体の実施状況の点検・評価を行います。

また、計画期間内においても、国の制度改正、社会状況の変化、ニーズや事業者の意向の変化などにより計画の見直しの必要性が生じた場合には、柔軟に見直しを行います。

4. 実施状況の公表

本計画の実施状況や点検・評価の結果、計画の修正の内容等については、広報紙や市のホームページ等で公表を行います。

資料編

1. 小田原市子ども・子育て会議委員名簿

2. 計画改定の経緯

3. 関連法(抜粋)

1. 小田原市子ども・子育て会議委員名簿

| No. | 氏名 | 団体名等 | 役職等 | 備考 |
|-----|--------|------------------|-------------|-----|
| 1 | 吉田 真理 | 小田原短期大学 | 学長 | 会長 |
| 2 | 都築 順道 | 小田原市保育会 | 会長 | 副会長 |
| 3 | 野地 麻奈美 | 小田原市 P T A 連絡協議会 | 副会長 | |
| 4 | 石井 安奈 | 幼稚園保護者代表 | | |
| 5 | 大矢 雅子 | 小田原市保育所保護者会連絡協議会 | 会長 | |
| 6 | 川向 由起子 | 小田原市民生委員児童委員協議会 | 大窪地区主任児童委員 | |
| 7 | 川本 桂子 | 小規模保育事業者代表 | 園長 | |
| 8 | 岩崎 美一 | 小田原児童相談所 | 所長 | |
| 9 | 中島 慶太 | 小田原市小学校長会 | 小田原市立下中小学校長 | |
| 10 | 武藤 保之 | 小田原私立幼稚園協会 | 会長 | |
| 11 | 佐々木 陽子 | 公募市民 | | |
| 12 | 中村 恵理 | 公募市民 | | |
| 13 | 遠藤 徳之 | 小田原医師会 | 理事 | |
| 14 | 遠藤 貴文 | 小田原市社会福祉協議会 | 事務局長 | |
| 15 | 山崎 美由樹 | 児童発達支援センター | ほうあんうみ 園長 | |

※団体及び役職名は委嘱時のものです。

2. 計画改定の経緯

| 年月日 | 事項・内容 | |
|-----------------------|-----------------------------|--|
| 令和元年7月9日 | 令和元年度第1回小田原市子ども・子育て会議 | ① 委嘱状交付 ② 会長及び副会長の選出について ③ 子ども・子育て会議の役割について ④ 子ども・子育て会議の役割について ⑤ 小田原市子ども・子育て支援事業計画の「基本的な考え方」・「計画理念」について区分けについて ⑥ 小田原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果を踏まえた「量の見込み」について |
| 令和元年10月25日 | 令和元年度第2回小田原市子ども・子育て会議 | ① 第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画素案について ② 第1期小田原市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について |
| 令和元年12月6日 | 厚生文教常任委員会 | 小田原市子ども・子育て支援事業計画（素案）について報告 |
| 令和元年12月13日から令和2年1月14日 | 事業計画（案）に対する意見公募の実施 | 第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画（素案）を市民に公開し、意見募集（パブリックコメント）を実施 |
| 令和2年2月7日 | 令和元年度第3回小田原市子ども・子育て会議 | ① 第2期子ども・子育て支援事業計画について ② 給付対象施設の利用定員等について |
| 令和2年2月13日 | 神奈川県への法定協議 | 子ども・子育て支援法に基づき、神奈川県へ第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画（案）の法定協議を実施 |
| 令和3年8月4日 | 令和3年度第1回小田原市子ども・子育て会議（書面開催） | ① 委嘱状の交付 ② 会長・副会長の選出 ③ 子ども・子育て会議の役割について ④ 「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況と今後の展開について ⑤ 小田原市子どもの生活実態調査について |
| 令和3年10月12日から令和3年11月5日 | 小田原市子どもの生活実態調査の実施 | 子どもの貧困対策推進計画を策定するに当たり、市内の子ども及び保護者を対象に、生活状況等に関する調査を実施 |

| 年月日 | 事項・内容 | |
|---------------------------|-----------------------|---|
| 令和元年7月9日 | 令和元年度第1回小田原市子ども・子育て会議 | ① 委嘱状交付 ② 会長及び副会長の選出について ③ 子ども・子育て会議の役割について ④ 子ども・子育て会議の役割について ⑤ 小田原市子ども・子育て支援事業計画の「基本的な考え方」・「計画理念」について区域分けについて ⑥ 小田原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果を踏まえた「量の見込み」について |
| 令和元年10月25日 | 令和元年度第2回小田原市子ども・子育て会議 | ① 第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画素案について ② 第1期小田原市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について |
| 令和4年7月21日 | 令和4年度第1回小田原市子ども・子育て会議 | ① 委嘱状の交付 ② 会長及び副会長の選出について ③ 子ども・子育て会議の役割について ④ 「第2期小田原市子ども・子育て支事業計画」の実施状況について ⑤ 子どもの貧困対策に係る生活実態調査について |
| 令和4年10月21日 | 令和4年度第2回小田原市子ども・子育て会議 | ① 「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」に位置付けた事業の令和3年度実施状況について ② 「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しについて ③ 「小田原市子どもの貧困対策計画」（案）について |
| 令和4年12月15日 から令和5年1月13日 | 事業計画（改定）に対する意見公募の実施 | 第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画（改定素案）を市民に公開し、意見募集（パブリックコメント）を実施 |
| 令和5年2月10日 | 令和4年度第3回小田原市子ども・子育て会議 | ① 「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し等に伴う改定について ② 「答申」について |
| 令和5年2月22日 | 神奈川県への法定協議 | 子ども・子育て支援法に基づき、神奈川県へ第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画（改定案）の法定協議を実施 |

3. 関連法(抜粋)

子ども・子育て支援法

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各自の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 5 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

子どもの貧困対策推進法

(目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。
- 4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画（改定版）

発 行：令和5年3月発行

発行者：小田原市

編 集：小田原市子ども青少年部子育て政策課

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300番地

電 話：0465-33-1874 FAX：0465-33-1456